

Applying IFRS

つながる財務報告： 気候変動の会計処理

2025年5月



The better the question. The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

目次

概要	3
1. 開示に関する要求事項	8
1.1 論点	8
1.2 影響	8
2. 有形固定資産	24
2.1 論点	24
2.2 影響	24
3. 資産の減損	28
3.1 論点	28
3.2 影響	28
4. 引当金、偶発負債及び偶発資産	48
4.1 論点	48
4.2 影響	48
5. 公正価値測定	57
5.1 論点	57
5.2 影響	57
6. 金融商品	63
6.1 論点	63
6.2 影響	63
7. 炭素クレジットとグリーン電力証書	77
7.1 論点	77
7.2 影響	79
8. 自然依存電力契約	88
8.1 論点	88
8.2 影響	89
付録 1: その他の気候関連の会計上の検討事項	99
付録 2: 本稿の重要な変更点の要約	102

重要ポイント

- サステナビリティレポートと財務諸表のつながり(コネクティビティ)、特に財務諸表における測定及び開示については引き続き注目度が高い領域である。
- 気候変動が企業の財務諸表に与える影響の算定には、相当の労力と判断が必要になり得る。
- 企業は、各 IFRS 会計基準書に定められた特定の開示規定に準拠する必要がある。また、基準の開示目的を満たすために、財務諸表において追加の開示が必要となる場合もある。したがって、開示の範囲を決めるにあたり、企業は、サステナビリティ・リスク、特に気候変動が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が理解するにはどのような情報が求められるかを慎重に検討しなければならない。
- 本冊子は、参考となる知見や開示例を提供することで、つながり及び特に気候変動が会計処理に及ぼす影響を企業が評価及び報告する際の一助となることを目的としている。また、本冊子における検討事項は他の不確実性についても有益となる。

概要

社会が気候変動に与える影響を減らすための取組みは、かつてないほど大きなものになっている。また同時に、企業が明確なコミットメントを報告することに対する利害関係者からの期待も前例のないほど高まっており、こうした関心が予見可能な将来にわたって続くと考えられる。投資家は投資判断及び経営者の受託責任の評価を行う際、企業が環境に与える影響を理解することの重要性を強調している。

IFRS 会計基準には気候関連事項に関する単一の明確な基準書が存在しないものの、気候リスク及びその他の気候関連事項は、様々な分野の会計処理に影響を及ぼす可能性がある。一般目的の財務報告書の一部である財務諸表は利用者の意思決定に関連する情報を提供する上で重要な役割を果たす。財務諸表に即座に与える影響は必ずしも定量的には重要でないかもしれないが、定性的な観点から重要性がある¹ 範囲において利害関係者はますます、企業が財務諸表を作成する際に気候関連事項をどのように考慮しているかについて説明することを期待している。また、利害関係者は気候変動に関連する最も重要な仮定、見積り及び判断に関する十分な開示が行われることを期待している。

気候変動は今後数十年にわたり企業に影響を与えると予想される。企業が気候関連リスクについてその財務諸表でより明確に取り扱うことは不可欠であるが、近年の動向を考えれば、会計実務は今後数年間で徐々に進展するであろう。気候関連事項が進展し続け、企業が気候変動に対処するためにさらなるコミットメントや措置を引き続き講じていく中で、最新の気候関連リスクの評価や、戦略及び事業計画への統合、つまり(想定される)それらの影響が確実に財務諸表へ反映されることが重要である。さらに、財務諸表で提供する情報と、プレスリリース、投資家向けアップデート情報、年次報告書における財務諸表以外の開示といった、財務諸表の外で利害関係者に提供する情報との整合性を担保しなければならない。

つながり(コネクティビティ)

2023年6月に国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による初めてのIFRSサステナビリティ開示基準が2つ公表されたことに加え、欧州連合(EU)に適用される企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の要求事項や最終決定されたSECの気候関連開示規則もあり、サステナビリティ報告の重要性は高まるばかりである。当然、財務諸表とサステナビリティ報告の間の一貫性と整合性のある情報の重要性も高まるであろう。サステナビリティ、財務及びリスク管理チームの連携を深めている企業は特定されたリスクと機会だけでなく、リスクを緩和する計画を、その戦略や事業計画及び予算に確実に組み込むことができ、それらは、つながりのある報告を支えるのに重要となる。

国際会計基準審議会(IASB)は国際サステナビリティ基準審議会の作業を財務諸表に関連する範囲で検討していく。同時に、IASBとISSB(以下、両審議会)は互いの作業を補完し合うようにして、一般目的財務報告における開示のつながりを高めていく。² EUに適用される要求事項に関しても同様の取組みが期待されている。こうした取組みは、企業が自身の財務諸表とサステナビリティ報告の両方で、つながりのある報告を行うことが期待されていることを理解し、そうした期待に応えていくのを支援する上で重要である。特に、つながりのある情報は期待されているものの、その概念は統一的には定義されていないため、こうした取組みは非常に重要である。

¹ IAS 第1号「財務諸表の表示」第7項では、情報は、それを省略したり、誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務諸表の主要な利用者が特定の報告企業に関する財務情報を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があるとしている。

² [Press Release, IASB to explore ways to improve reporting of climate-related and other uncertainties in the financial statements](https://www.iasb.org/press-releases/iasb-explore-ways-improve-reporting-climate-related-and-other-uncertainties-financial-statements), 2023年9月20日 <https://www.iasb.org/press-releases/iasb-explore-ways-improve-reporting-climate-related-and-other-uncertainties-financial-statements>で閲覧可能

「つながり」という概念は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の要求事項にて記述される「つながりのある情報」という用語より広い意味を持つ可能性がある。IFRS S1 号は、「つながりのある情報」に関する要求事項の中で、企業は公表するサステナビリティ関連財務開示とその他の一般目的財務報告書(関連する財務諸表など)との間のつながりを説明する情報を提供しなければならないと定めている。同号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響に関する情報も求めている。³ この「つながり」を促進するため、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定には、IFRS 会計基準の要求事項を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合するものを使用することを求めている。

ISSB の情報要請の中には「つながり」に関する質問が無かったにもかかわらず、ISSB の「アジェンダの優先度に関する協議」に対する多くの回答者が、つながりに関するフィードバックを提示した。両審議会は、この点に留意し、「サステナビリティ関連財務情報開示と財務諸表を含んだ一般目的財務報告との一体的かつ包括的なシステムの提供を促進する」ために様々な方法で協力し続ける。⁴

両審議会が作成した、サステナビリティ関連財務開示に関する例がいくつかある(例えば、IASB プロジェクト、財務諸表における気候及びその他の不確実性)。⁵ ただし、どのような情報を提供するか、どのように「つながり」を示すか、相互参照がどの程度可能かを決定するには、引き続き判断が必要である。規制上の要求事項のために、企業は異なる基準(例えば、将来予測値 vs 実績値)で情報を繰り返し提供する必要があるかもしれない。したがって、利用者とのコミュニケーションにおいては、透明性と理解可能性が重要となる。

IASB のプロジェクト及びIFRS 解釈指針委員会の審議

IASB の第 3 次アジェンダ協議において、利害関係者から、気候関連リスクに対する IFRS 会計基準の適用には一貫性が欠けている可能性があり、財務諸表で開示される気候関連リスクの情報は不十分な可能性があるとの意見が寄せられた。国際会計基準審議会(IASB)は、当該フィードバックに対応するため、財務諸表における気候関連リスクに関する維持管理プロジェクトを追加した。IASB は、プロジェクトの目的を一般化して、気候関連リスクのみならずその他の関連リスクも含め、プロジェクト名を「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に変更した。

2024 年 7 月、IASB は公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」を公表した。公開草案は、企業が気候関連及びその他の不確実性を財務諸表において報告するために IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用すべきかを説明する 8 つ設例を付け加えることを提案していた。提案された設例は、財務諸表における気候関連およびその他の不確実性の報告を改善することを目的としている。

³ IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」21 項(b) (ii) 及び 23 項

⁴ 表 1: ISSB の活動, [Request for Information: Consultation on Agenda Priorities, Available on www.ifrs.org](https://www.ifrs.org), 2023 年 5 月

⁵ 関連するリソースは [IFRS 財団ウェブサイト](https://www.ifrs.org)で閲覧することができ、webcast で「つながり(コネクティビティ)」について解説されている。

本公開草案のコメント提出期限は 2024 年 11 月 28 日であった。本稿執筆時点では、IASB は、寄せられたフィードバックを討議し、今後について検討し、プロジェクトの方向性を 2025 年 5 月までに決定することが見込まれていた。⁶

IASB においては、気候変動に関連するその他にも数多くのプロジェクトが進行中であり、また完了している。自然依存電力契約に関する IFRS 第 9 号と IFRS 第 7 号の改訂については、2024 年 12 月に公表された（下記セクション 8 を参照）。基準設定プロジェクト「引当金-的を絞った改善」については、既存の基準の一部側面に關し利害関係者が提起している問題点に取り組むことが意図される（より詳細な内容は下記セクション 4 を参照）。さらに、IASB は、現在、プロジェクト「無形資産」の調査段階に入っており、プロジェクトの範囲を定義する予定にしている。本書執筆時点では、IASB は、炭素クレジットを本プロジェクトの範囲から除くかどうかを決めていない。⁷

IASB は、汚染物質価格決定メカニズム（PPM）⁸について作業計画に付け加えるかどうかの決定を、次回のアジェンダ・コンサルテーションまで延期することを決めたが、IASB スタッフは「PPM の会計実務にはばらつきが存在し」、「PPM が幅広い問題になりつつあり、その重要性も高まっている」ことを認識している。本冊子のセクション 7 で、準拠および自発的市場における炭素クレジットの会計上の検討事項について考察している。⁹

さらに、IFRS 解釈指針委員会（以下、解釈指針委員会）が気候関連の会計論点を審議し、気候関連（ネットゼロ）コミットメントに関するアジェンダ決定を公表している。これについては、下記セクション 4 で説明している。解釈指針委員会へ提出された要望書及び同委員会の審議は、世界中の多くの利害関係者からの注目を集めた。

⁶ プロジェクト・ペーパー: [Climate-related and Other Uncertainties in the Financial Statements](#), IFRS 財団ウェブサイト、2025 年 4 月 14 日閲覧

⁷ プロジェクト・ペーパー: [Intangible Assets](#), IFRS 財団ウェブサイト、2025 年 4 月 14 日閲覧

⁸ 汚染物質価格決定メカニズムは、温室効果ガスやその他の汚染物質の排出を削減するための経済的インセンティブを作り出すために策定されたメカニズムであり、それはコンプライアンス市場または自発的市場のいずれかに区分される。IASB スタッフ・ペーパー 10A「汚染物質価格決定メカニズムプロジェクト」、2024 年 6 月の IASB 会議、<https://www.ifrs.org> で閲覧可能

⁹ IASB のスタッフ・ペーパー 10A、<http://www.ifrs.org> で閲覧可能。2025 年 3 月、IASB が 2027 年から開始する期間に関する第 4 回アジェンダ・コンサルテーションを開始。<https://www.ifrs.org> で閲覧可能

規制当局の焦点

世界中の規制当局は、気候関連リスクが財務諸表へ与える影響を報告する必要性や、サステナビリティに関する報告やその他のコミュニケーションと財務諸表における関連する開示との整合性をさらに重視するようになっている。

例えば、2022年10月、英国の財務報告評議会は、報告チームがネットゼロ及びその他の温室効果ガス(GHG)排出量削減へのコミットメントに関する開示を作成する際に参考となるFRC Labレポート「[ネットゼロ開示\(Net Zero Disclosures\)](#)」¹⁰を公表した。欧州証券市場監督局(ESMA)は、2022年度財務報告書に関する欧州共通のエンフォースメントの優先事項([European Common Enforcement Priorities for 2023 Annual Financial Reports](#))¹¹において、「年次財務報告書全体を通して一貫した気候関連事項の取扱いは、グリーンウォッシング、すなわち上辺だけの取組みを防止する重要な要素になる」と言及した。2023年3月¹²、ESMAは、ESMAのメンバーである各国の証券規制当局による2つのエンフォースメントの決定を公表し、より具体的な気候関連情報を開示するよう発行者に求めた。

当該決定は減損テスト及び見積りの不確実性の開示に関するものであったが、その決定の対象となった財務諸表の場合、特に年次財務報告書の財務情報以外のセクションに記載される気候関連情報と比較すると、財務諸表において提供される情報は不十分であると結論付けていた。また、当該決定は、気候関連の仮定と情報に関する財務報告と非財務報告間の整合性の重要性を強調している。ESMAは引き続き財務諸表の中と外での気候関連情報の整合性とつながりの受容性を強調している。¹³ 2024年4月、欧州システムリスク理事会(European Systemic Risk Board:ESRB)が、「気候関連リスクと会計処理([Climate-related risks and accounting](#))」という報告書を公表した。この中で、同理事会は気候関連リスクが既存のIFRS会計基準においてどのように取り扱われ、どのように財務諸表に反映されているかを評価し、金融の安定に関連する問題を4つ特定した。さらに、世界の金融市場において、気候関連開示に関する取組みが行われている。例えば、2023年11月、バーゼル銀行監督委員会は、世界の銀行システムに対する気候関連の金融リスクに対処するため、「気候関連金融リスクの開示([Disclosure of climate-related financial risks](#))」に関する市中協議を実施した。¹⁴

¹⁰ 英国財務報告評議会、2022年10月FRC Labレポート「[ネットゼロ開示\(Net Zero Disclosures\)](#)」
<https://www.frc.org.uk>

¹¹ ESMA、2023年10月25日、年次財務報告書に関する欧州共通の執行優先事項([European Common Enforcement Priorities for 2022 Annual Financial Reports](#))」
<https://www.esma.europa.eu>

¹² ESMA、2023年3月29日、「第27回執行に関するEECSのデータベースからの抜粋」
<https://www.esma.europa.eu>

¹³ ESMA、2024年企業報告に関する欧州共通の執行優先事項([European Common Enforcement Priorities for 2024 corporate reporting](#))、セクション4、2024年10月24日
<https://www.esma.europa.eu>で閲覧可能

¹⁴ 「バーゼル銀行監督委員会「気候関連財務リスクの開示」2023年11月29日 <https://www.bis.org>で閲覧可能

本冊子の目的

本冊子は、気候変動及び気候関連リスクが IFRS 会計基準に準拠して作成される財務諸表へ与える影響を評価・開示する際の一助となることを目的としている。企業固有の事実と状況に基づく会計上の検討事項を識別するには相当の判断が求められるであろう。したがって、本冊子に含まれる情報は、参考となる知見や開示例を提供することのみを目的としており、それらがすべての状況に適用できる、又は、十分となりえると解釈すべきものではない。本冊子では、主に気候関連リスクの開示を取り上げているが、一部の企業は、持続可能性に関する戦略やリスクが財務諸表に与える影響に関する説明している。例えば、Vale 社は 2023 年年次報告書にて、持続可能性の取組みに関する戦略及び財務諸表に対する影響を 1 つの注記で開示している。同社は、「環境、社会及びガバナンス」という別個の見出しの下で、当該影響を説明している。本冊子は、年次報告書の他の部分における気候関連開示との整合性が必要であると強調しているが、経営者による説明(MD&A)や IFRS 財務諸表以外の報告(例えば、別個のサステナビリティ報告)については扱っていない。

本冊子における財務諸表からの開示例の抜粋は例示目的で掲載しており、これらの開示例が、IFRS 会計基準や現地の資本市場ルールなどのその他の要求事項に準拠しているかについてはレビューしていない。したがって、開示例は、企業がこれまで培ってきた実務を文書化しているが、「ベスト・プラクティス」を示すものではない。また、本冊子の開示例は、その意図される目的を理解するために財務諸表で提供されているその他の情報と合わせて読む必要がある。

本冊子の開示例は一部の極めて企業固有の事実及び状況を取り扱っている場合があるが、目的適合性のある情報を開示するための判断及び IFRS 会計基準の要求事項は、すべての報告企業に適用されるものである。したがって、我々は、すべての業種の企業が気候変動の影響を報告する際には、それぞれの企業自身の事実及び状況を考慮した上で、これらの例を検討されることを推奨する。

本冊子は総じて、本書執筆時点で発効している IFRS 会計基準を対象にしているが、一部例外も存在する。本冊子は、IFRS 第 9 号と IFRS 第 7 号の改訂「自然依存電力を参照する契約」についてもセクション 8 で解説しているが、例えば、2027 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用される IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」には対応していない。最新の刊行物については、ey.com/IFRS を閲覧されたい。特に、エネルギー移行に関する新たなビジネス・モデルや取決めの会計処理への影響を解説する「*Applying IFRS to the Energy Transition*」シリーズが参考となるであろう。本シリーズでは現在、電力購入契約と、二酸化炭素回収及び貯留を取り扱った記事が閲覧可能である。

1. 開示に関する要求事項

1.1 論点

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである」と述べている。財務諸表利用者の意思決定に資するためには、情報が(少なくとも部分的には)先見性のある又は予測的な性質を有する必要がある。気候関連事項に関する情報は、企業に重要な影響を与え、したがって投資意思決定に影響すると投資者が合理的に予想する場合に目的適合性を有する。さらに IAS 第 1 号は、企業は重要性のある情報が財務諸表から省略されないかどうかを検討しなければならないと定めている。

包括的な原則として IAS 第 1 号は、例えば、IFRS 会計基準に個別に要求されておらず、財務諸表のどこにも表示されていないものの、財務諸表の理解に目的適合的となる気候関連事項のような情報を開示するよう企業に求めている。¹⁵ IAS 第 1 号の要求事項は財務諸表全体に関連する。

1.2 影響

仮定及び見積り

気候関連事項に関する仮定の開示が求められる可能性がある

IAS 第 1 号は、企業が将来に関して行う仮定について、翌事業年度に重要性のある修正が生じる重大なリスクに関する情報の開示を求めている。¹⁶ これにより、気候関連事項に関する仮定について開示が求められる可能性がある。いくつかのケースでは、気候リスクに関する重要な仮定の変化が、短期的には重要性のある修正につながる想定されないとしても、長期的には重要性のある修正の可能性が重大なリスクとなるであろう。その文脈において、利用者が、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び業績に及ぼす影響を理解するのに IFRS 会計基準の要求事項では不十分となる場合には、企業は IFRS 会計基準の要求事項を超えた追加的な開示を提供しなければならない点を認識することが重要である。したがって、たとえ短期的には重要性のある修正が生じるリスクが低いとしても、主要な仮定に関する開示が必要となる場合がある。さらに、投資者及びその他の利用者が気候関連事項に関して、より高い透明性を要請しているという事実はそれ自体、例えば、耐用年数が比較的短い資産と同じように個別には会計数値への数値的影響はさほど重要ではないとみなされる場合でも、そうした開示は重要性があるということを示唆している。

L'Air Liquide 社は、見積りと仮定の使用に関する開示の中で、気候関連リスクについて、同社の連結財務諸表に与える定量的な影響は重要性のあるものではないものの、重要性があるものだと考えている旨を記述している。

¹⁵ IAS1.31 及び IAS 1.112(c)を参照

¹⁶ IAS 1.125 を参照

Illustration 1-1 – L'Air Liquide S.A. - 2024 UNIVERSAL (Chemical sector)

Use of estimates and assumptions

...

In addition, the Group considers that climate risks are material, even though their quantified impact on the Consolidated Financial Statements of the Group is not material. The Group takes into account these risks in its closing assumptions and incorporates their potential impact in its Financial Statements. In particular, climate risks are taken into account when carrying out closing procedures, in particular the analysis of the useful lives of property, plant and equipment used for calculation of depreciation and amortization, the review of the estimates and assumptions concerning assets' impairment tests, and the risk assessment to determine the amount of provisions for contingencies and losses. The consideration of climate risks by the Group is described in particular in note 31.

Heineken N.V.は 2024 年度の年次財務諸表で、気候変動については企業の見積り及び経営者の判断において検討したが、財務報告に重要性がある影響を及ぼすものではなかった、と述べている。

Illustration 1-2 – Heineken N.V. - 2024 annual report (Brewery sector)

3. Significant events in the period and accounting estimates and judgements

(b) Climate change

In preparing the consolidated financial statements, HEINEKEN has considered climate change, including climate change scenarios and the Brew a Better World (BaBW) ambitions, on the estimates and judgements used in preparing the consolidated financial statements.

The following impacts were assessed in the consolidated financial statements:

- The impact of climate change on the residual values and useful lives of assets were considered in determining the carrying value of non-current assets (refer to note 8.1 and 8.2).
- The impact of climate change was considered in relation to the recognition and measurement of provisions and contingencies (refer to note 9.2 and 9.3).
- The impact of climate change was considered in relation to indications of impairment and the forecast of cash flows used in the impairment assessments of non-current assets including goodwill (refer to note 8.1 and 8.2).

For the year ended 31 December 2024, no material impact on financial reporting judgement and estimates arising from climate change was identified. As a result the valuations of assets or liabilities have not been significantly impacted by climate change risks.

Aviva 社は、財務諸表におけるリスク管理に関する注記事項で、低炭素経済へのコミットメントが財務諸表にどのように組み込まれているかを議論している。

Illustration 1-3 – Aviva Plc – 2024 annual report (Financial services sector - insurance, wealth and retirement services)

52 – Risk management

Risk Environment

Aviva remains committed to supporting an economy wide transition to a low carbon, climate resilient, nature positive and socially just future. In March 2021, we set an ambition to become a Net Zero company by 2040. Through our Risk Management Framework, we continue to identify, measure, monitor, manage and report on the risks to which our business, customers and wider society are, or could be, exposed to.

We have defined our climate risk appetite framework (including climate statements and preferences) to enable confident, risk-based decisions. We report progress quarterly to enable the Board and senior management to oversee and monitor the financial impact of climate change and ensure this is in line with our risk appetite and risk profile.

We use a variety of historical and forward-looking metrics to monitor and manage the delivery of our sustainability ambition over the short, medium and long term. For example, we have built the possibility of extreme weather events into our general insurance pricing and reinsurance programme design, and monitor actual weather-related losses versus expected weather losses by business. We have defined financed greenhouse gas emissions metrics to track our 2030 interim investment ambition, and we calculate temperature alignment and Climate Value at Risk (VaR) to assess the climate-related risks and opportunities under different emission projections and associated temperature pathways.

EssilorLuxottica は 2024 年一括登録書類の中で気候変動に対するエクスposureは限定的であると述べている。また同社はサステナビリティへのコミットメントが財務諸表にどのように影響を及ぼすかについての情報を提供している。

Illustration 1-4 – EssilorLuxottica – 2024 UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT (Medical Equipment and Services)

Basis of Preparation of the Financial Statements

Climate and Environmental Risks

The current Group's exposure to the consequences of climate change is deemed to be limited. Indeed, the geographical footprint of EssilorLuxottica's manufacturing and logistics facilities, distribution networks and human capital is well-balanced and diversified across more than 150 countries where the Group operates, a real shield against unforeseen circumstances, including severe climate conditions. Nonetheless, EssilorLuxottica pays high vigilance to such types of events and prepares adaptation measures to ensure business continuity. Moreover, in 2024, the Group continued to deliver its approach to sustainability, titled Eyes on the Planet, which is built around, among the others, the following pillars:

- **Eyes on Carbon:** EssilorLuxottica is on track to achieve, worldwide, carbon neutrality in its direct operations (Scopes 1 and 2) in 2025. Indeed, in 2024, as in 2023, EssilorLuxottica reached this commitment on these scopes in Europe after having already reached it for Italy and France in 2021. In 2024, to reinforce its efforts to address climate

**Illustration 1-4 – EssilorLuxottica - 2024 UNIVERSAL
REGISTRATION DOCUMENT (Medical Equipment and Services)
(cont'd)**

change, EssilorLuxottica's near-term greenhouse gas (GHG) emission reductions targets were validated by the Science-Based Targets initiative (SBTi), marking a key milestone in the Group's efforts to reduce the environmental impact across its entire value chain. These new 2030 targets address emissions across the Group's Scopes 1, 2 and 3, in line with the climate mitigation efforts outlined in the Paris Agreement; and

- **Eyes on Circularity:** At EssilorLuxottica, sustainability, products and services goes hand in hand, right from the development phase. The Group's efforts focus on optimizing the use of resources while ensuring high product standards, with the objective to shift from fossil-based materials to bio-based and/or recycled materials and embed eco-design in all its innovation developments by end of 2025. Additional efforts are on increasing internal recycling capabilities and implementing circular services to extend product life or give products a second life.

The deployment of these initiatives continues to be reflected into the Group's accounts in the form of operating expenses and investments accounted for during the course of the year as well as in the commitments disclosed by the Group. Moreover, it has been taken into account, when necessary, in the estimations used by management in the preparation of these consolidated financial statements, in particular in the budget for 2025 and the medium-term projections used to perform 2024 annual impairment tests (see Note 10.1 *Impairment Tests*).

No other climate-related material impacts were reflected in the 2024 financial statements.

企業が気候関連の仮定を検討する場合、企業のプロセスを更新する必要がある。現在に至るまで、財務報告の基礎となる仮定の多くが過去の経験を用いて行われてきているが、気候関連事項の変化のスピードと共に、今後こうした経験も関連性が低下していくことが考えられる。例えば、企業は、民間及び公的部門が発表した計画やコミットメント、また実行されたイニシアティブのモニタリングを実施する必要がある。モニタリング対象には技術面、法律面及び社会面の動向が含まれるがこれらに限られるものではない。

BHP Group 社(BHP 社)は、2024 年度年次財務諸表において別個の注記で気候変動の影響及び低炭素経済への移行について説明している。注記の中で同社は、低炭素エネルギーへの移行に関する複数のシナリオを開示し、移行の影響及びこうしたシナリオに影響される項目に関する経営者の仮定を財務諸表で説明している。

Illustration 1-5 – BHP Group Limited - 2024 annual report (Extractive sector)

16 Climate change

Impact of transition risks on asset carrying values

Significant judgements and key estimates in relation to the preparation of these Financial Statements, including asset carrying values and impairment assessments, are impacted by the Group's current assessment of the range of economic and climate-related conditions that could exist in the world's transition to a net zero economy, considering the current trajectory of society and the global economy as a whole.

For example, demand for the Group's commodities may decrease due to policy, regulatory (including carbon pricing mechanisms), legal, technological, market or societal responses to climate change, resulting in a proportion of a cash generating unit's (CGU) reserves becoming incapable of extraction in an economically viable fashion. Alternatively, technological or market developments increasing demand for commodities in the portfolio that help enable decarbonisation may have a positive impact on prices for those commodities.

The Group has developed three unique planning cases which comprise the Group's planning range: a 'most likely' base case, used as the basis for judgements and assumptions in these Financial Statements, and an upside case and downside case that provide the range's boundaries. The three cases reflect proprietary forecasts for the global economy and associated sub-sectors (i.e. energy, transport, agriculture and steel) and the resulting market outlook for the Group's core commodities.

Given the complexity and inherent uncertainty of long run forecasting, these pathways are reviewed periodically to reflect new information, with a process in place to assess the need to update internal long-term price outlooks for developments in the periods between pathway updates.

The Group reflects the planning range and associated price outlooks in the internal valuations used as the basis for the Group's impairment assessments.

The discount rate used in the internal valuations reflects a real post-tax weighted average cost of capital (WACC), including country and state risk premia where appropriate, and ranges from 7.0 per cent to 9.5 per cent across the Group (2023: 7.0 per cent to 9.5 per cent). Cash flow forecasts used as the basis for impairment testing include asset specific risks, including climate-related risks such as operational interruptions as a result of physical climate-related risks, and therefore the Group does not include a separate climate-related risk adjustment in the Group's WACC.

Further detail on the Group's significant judgements and estimates that inform the planning range and FY2024 impairment assessments, is included in note 13 'Impairment of non-current assets'.

In addition to the planning range, and as described below in 'Paris Agreement and 1.5°C scenarios', the Group uses its 1.5°C scenario, which implies a global average temperature increase of 1.5°C by CY2100, to test resilience of the Group's portfolio in a rapidly decarbonising world.

Illustration 1-5 – BHP Group Limited - 2024 annual report (Extractive sector) (cont'd)

Paris Agreement and 1.5°C scenarios

The Group acknowledges that there are a range of energy transition scenarios, including those that are aligned with the goals of the Paris Agreement, that may indicate different outcomes for individual commodities. As noted, indicators show the appropriate measures are not in place globally to drive decarbonisation pathways at a pace or scale required to limit the global average temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels (particularly in hard-to-abate sectors, like steelmaking). However, to the extent governments, institutions, companies, and society increasingly focus on addressing climate change, the potential for a non-linear and/or more rapid transition trajectory increases.

Accordingly, in addition to the Group's planning range, which implies a projected global average temperature increase of around 2°C by CY2100, the Group utilises a range of scenarios, including a 1.5°C scenario, when testing the resilience of its portfolio and major investment decisions.

In FY2024, the Group developed a new 1.5°C scenario, which does not currently inform the Group's planning range and intentionally uses aggressive assumptions around political, technological and behavioural change, particularly for hard-to-abate sectors, such as steelmaking. It is designed to specifically test the Group's current portfolio following changes to its portfolio since the Group's previous 1.5°C scenario published in the BHP Climate Change Report 2020.

The Group's 1.5°C scenario is not a forecast of what is likely to occur and represents one of many hypothetical pathways for the future based on different assumptions relating to world-wide economies, including global energy systems. While the Group does not currently see a 1.5°C outcome as likely, a 1.5°C scenario is utilised to inform the Group's understanding of the potential impacts of an acceleration in global decarbonisation. All 1.5°C scenarios require steep global annual GHG emission reductions, sustained for decades, to stay within a 1.5°C carbon budget (i.e. the total net amount of GHG emissions that can be emitted worldwide to limit global average temperature increase to 1.5°C by CY2100).

The Group continues to monitor global decarbonisation signposts and updates its planning range, associated price outlooks and cost of carbon assumptions. If such signposts indicate the appropriate measures are in place for achievement of a 1.5°C outcome, this will be reflected in the Group's planning range.

Capital allocation

The Group includes a 1.5°C scenario sensitivity in capital allocation processes, which compares the demand outlook for the Group's products in the planning range to that of a rapidly decarbonising global economy, should that eventuate.

Consideration of the Group's 1.5°C scenario in the capital allocation process is intended to test resilience of the Group's portfolio and mitigate the risk of stranded assets, and associated impairments, should global measures to achieve a 1.5°C outcome be adopted.

Equinor 社は、パリ協定のシナリオに整合したコモディティ価格に対する感応度分析を 2024 年度年次財務諸表に開示している。

Illustration 1-6 – Equinor ASA – 2024 annual report (Oil and gas sector)

Note 3. Climate change and energy transition

Effects on estimation uncertainty

The effects of the initiatives to limit climate changes and the potential impact of the energy transition are relevant to some of Equinor's economic assumptions and future cash flow estimations. The resulting effects and Equinor's exposure to them are sources of uncertainty. Estimating global energy demand and commodity prices towards 2050 is challenging due to various complex factors, including technology change, taxation and production limits, which may change over time. This could lead to significant changes in accounting estimates, such as useful life (depreciation period and timing of asset retirement obligations), value-in-use (impairment assessments), and deferred tax assets (see [note 11](#) Income taxes for expected utilisation period of tax losses carried forward and recognised as deferred tax assets).

Illustration 1-6 – Equinor ASA – 2024 annual report (Oil and gas sector) (cont'd)

Commodity prices

Significant changes in oil and gas prices outside planning assumptions could impact our financial performance. Equinor's commodity price assumptions applied in value-in-use impairment testing are based on management's best estimate of future market trends. This price-set is currently not equal to the price-set mapped out to achieve net zero emissions by 2050 and limit global warming to 1.5 °C as outlined in IEA's WEO Net Zero Emissions scenario. Changes in how the world acts with regards to achieving the goals in the Paris agreement could have a negative impact on the valuation of Equinor's assets. A calculation of possible impairments of Equinor's upstream production assets and certain intangible assets using price assumptions from two IEA WEO scenarios are provided in the sensitivity table below. In these estimates we use management's price assumptions until 2030, and from 2030 onwards we apply linear interpolation between IEA's prices. In previous years, a linear bridging was applied between the current commodity prices and the first price point provided in the WEO scenarios. To be comparable to Equinor management's price assumptions, we adjust the crude oil prices in the WEO scenarios for transportation cost and all prices for real inflation in 2024. These illustrative impairment sensitivity calculations are based on a simplified model with limitations as described in [note 14](#) Impairments.

Sensitivity table

The table below presents some relevant prices and variables from two scenarios in IEA's WEO 2024 compared to management's price assumptions, and an estimated potential impairment effect given these scenarios. The IEA prices are adjusted for inflation and presented in 2024 real terms. Refer to [section 3.2](#) E1 Climate change in the Annual Report 2024 for more details about the scenarios.

Illustration 1-6 – Equinor ASA – 2024 annual report (Oil and gas sector) (cont'd)

	Management's price assumptions ¹⁾	Net Zero Emissions (NZE) by 2050 Scenario ²⁾	Announced Pledges Scenario (APS) ³⁾
Brent blend, 2030	80 USD/bbl	42 USD/bbl	73 USD/bbl
Brent blend, 2040	75 USD/bbl	30 USD/bbl	64 USD/bbl
Brent blend, 2050	70 USD/bbl	25 USD/bbl	59 USD/bbl
TTF, 2030	8.3 USD/MMBtu	4.5 USD/MMBtu	6.2 USD/MMBtu
TTF, 2040	9.5 USD/MMBtu	4.2 USD/MMBtu	5.4 USD/MMBtu
TTF, 2050	9.5 USD/MMBtu	4.1 USD/MMBtu	5.4 USD/MMBtu
EU ETS ^{2), 3)} , 2030	116 USD/tCO ₂	144 USD/tCO ₂	139 USD/tCO ₂
EU ETS ^{2), 3)} , 2040	156 USD/tCO ₂	211 USD/tCO ₂	180 USD/tCO ₂
EU ETS ^{2), 3)} , 2050	190 USD/tCO ₂	258 USD/tCO ₂	206 USD/tCO ₂
Illustrative potential impairment (USD)		~4 billion	<0.5 billion

1) Management's future commodity price assumptions applied when estimating value in use, see [note 14](#) Impairments.

2) Scenarios: Price of CO₂ quotas in advanced economies with net zero pledges, not including any other CO₂ taxes.

3) EU ETS price assumptions have been translated from EUR to USD using Equinor's assumptions for currency rates, EUR/USD = 1.15

4) A scenario where the world moves on a potential path towards limiting global warming to 1.5 °C relative to pre-industrial levels.

5) A scenario where all national energy and climate targets made by governments are met on time and in full. Using this scenario, the world is expected to reach a 1.7°C increase in the year 2100.

幅広いシナリオに関して
感応度分析を提供するこ
とが必要になる可能性が
ある

気候関連リスクの評価、具体的には、その定量化には一般的に、将来の技術開発、政治の動向及び政府の施策など、将来の発展に関する高い不確実性について判断の適用が求められる。評価には、複数のシナリオが含まれ、幅広い結果が生じる可能性がある。したがって、企業が、基本財務諸表において自らが依拠した見積り及び(IAS 第 1 号の要求に基づいて)開示された感応度にどのように不確実性を織り込んでいるかについて説明する開示のみならず、幅広いシナリオに関する感応度分析を提供することが必要になる。

投資家のコミュニティーは、パリ協定¹⁷に示される世界の気温上昇を産業革命以前の気温から 1.5°C 以内に抑えるシナリオなど、特有の将来のシナリオが潜在的に与える将来の影響に関する情報を期待しているかもしれない。その場合、企業は、その評価がそうしたシナリオに整合的であるか、どのように整合しているかを説明することが適切であり、シナリオとは異なる場合、他のシナリオがより現実的であると何故考えるのかその理由を説明すべきであろう。上記の開示例である Equinor ASA の 2024 年度の年次財務諸表と同様に、BHP 社はこの影響に対する開示を 2024 年度の年次財務諸表で行っている。

¹⁷ パリ協定、[UNFCCC website](#)、2025 年 4 月 30 日に閲覧

Illustration 1-7 – BHP Group Limited – 2024 annual report (Extractive sector)

16 Climate change

Demand for the Group's commodities

The Group acknowledges that there are a range of possible energy transition scenarios, including those that are aligned with the aims of the Paris Agreement, that may indicate different outcomes for individual commodities. The Group examines the resilience of its portfolio to a 1.5°C scenario (the Group's 1.5°C scenario) by considering the impact of the commodity and carbon prices under that scenario using the Group's latest operating plans.

There are inherent limitations with scenario analysis and it is difficult to predict which, if any, of the range of scenarios the Group utilises might eventuate and none of the scenarios considered constitutes a definitive outcome for the Group. The Group's 1.5°C scenario has a distinct impact on each of its commodities with current trends impacting the degree of likelihood of future outcomes aligning with different elements of the scenario. However, based on current trends, it is considered unlikely that the Group's 1.5°C scenario would occur.

As the electrification megatrend is well underway, there is a higher likelihood of a positive impact to demand reflected in the Group's 1.5°C scenario eventuating for commodities which stand to benefit from this megatrend, including copper, nickel and uranium.

The Group's 1.5°C pathway for potash is driven by increasing competition for land and the need for agricultural productivity.

The long-term commodity prices for potash, copper, nickel and uranium under the Group's 1.5°C scenario are favourable to or materially consistent with the price outlooks from the base case of the Group's planning range. Price-only sensitivities using the prices derived from the Group's 1.5°C scenario do not indicate an illustrative impairment for those commodities.

However, the global steelmaking sector, like many hard-to-abate sectors, is not currently seeing the investment, policy settings or technological progress needed to align with the trajectory in the Group's 1.5°C scenario. The Group's 1.5°C scenario assumes an aggressive decarbonisation pathway for the steelmaking sector as a result of increased scrap collection, progression or acceleration of currently challenging, evolving or early-stage decarbonisation technologies and top-down government policies. The current signposts do not indicate progress in line with this trajectory.

While GHG emissions intensity of steel production reduces significantly in the Group's 1.5°C scenario, underlying demand for steel (including the proportion from ore-based steel production) remains strong. As such, the price derived from the Group's 1.5°C scenario for iron ore remains materially aligned with the Group's base case assumptions and does not indicate an illustrative impairment.

The assumptions within the Group's 1.5°C scenario result in a greater relative impact to steelmaking coal prices, compared to the base case assumptions. Under the Group's base case assumptions within the planning range, headroom in excess of US\$6 billion exists between the carrying value of the Group's steelmaking coal assets and their estimated valuation. In a price-only sensitivity, using the prices derived from the Group's 1.5°C scenario, while current headroom would reduce, no illustrative impairment of the Group's steelmaking coal assets is indicated.

In addition, to provide further analysis of the risk of potential impairment in a 1.5°C scenario, the Group has also performed a price-only sensitivity for steelmaking coal assets under a 1.5°C scenario published by Wood Mackenzie, a research and consultancy business for the global energy, power and renewables, subsurface, chemicals and metals and mining industries. This further analysis acknowledges the wide range of potential energy transition impacts for steelmaking coal.

Under the Wood Mackenzie 1.5°C scenario, reflecting the prices outlined below, a price-only sensitivity would also reduce the current headroom on the Group's steelmaking coal assets, but does not indicate an illustrative impairment.

Price source	CY2030 Price (real, US\$/tonne)	CY2050 Price (real, US\$/tonne)
Wood Mackenzie Net Zero (1.5°C) Scenario (June 2024)	180	143

The Group considers that it is currently impracticable to fully assess all potential Financial Statement impacts in scenario analysis. Accordingly, these price-only sensitivities reflect different prices while assuming that all other factors in the asset valuations, such as production and sales volumes, capital and operating expenditures, carbon pricing and the discount rate, remain unchanged from those used in the Group's FY2024 impairment assessments. As such, the sensitivities do not attempt to assess all potential impacts, including those on asset valuations, that may arise under a 1.5°C scenario and do not consider any actions the Group would take in respect of operating and investment plans to mitigate the cash flow and valuation impacts that may arise in a 1.5°C scenario.

上述のとおり、多くのケースで、例えば、工場の閉鎖日が前倒しされる場合の影響がどのようなものになるかを反映する感応度に関する開示、及び工場の閉鎖予定日といった、依拠した仮定の詳細を含めることで、そうした要因が企業の見積りにどのような影響を与えたかをさらに説明することが適切となる。

一部の人は、現在のビジネス・モデルの持続可能性をはじめ、気候リスク及び潜在的な将来の動向が企業に与える影響は、不確実性が大きすぎて、測定及び定量化した開示を通じて財務諸表に意味のある表現を行うことはできないと考えている。一般的に高い水準の不確実性が存在する場合、企業が感応度分析の開示を検討することは非常に有用である。上述の例で示されるように、感応度分析はそうした状況において関連性のある情報を伝えるという点で特に有用となる。

他方、経営陣が、気候リスクが企業の財政状態及び将来の業績に与える影響を未だ十分に検討しておらず、結果として気候リスクを関連する評価及び判断には織り込んでいない企業も存在する。そのような状況において、企業は少なくとも、その財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示する財務諸表をどのように検討したかの説明と共に、気候リスクを財務諸表に反映することができないことを明確に説明する情報の開示を検討すべきである。

判断

IFRS は、財務諸表に認識される金額に最も重要な影響を与える見積りとは区別して経営者の会計方針に関する判断を開示しなければならない、と定めている。気候関連事項も適切な会計方針を決定する際の判断に影響を与えることから、場合によっては判断に関する注記事項を開示することになる。例えば、セクション 3 で解説しているように、将来、一定のサステナビリティ目標を達成する企業の取組みの中で生じると見込まれるキャッシュ・フローが、減損テストにおける使用価値を決定する場合の資産の維持又は改善とみなされるかどうかを評価する際にも判断は適用される。同様に、セクション 4 で解説しているように、企業が現場を原状回復する、又は廃棄物を除去する推定的義務を有しているかどうかを決定する際にも重要な判断が求められる。

Mercedes-Benz Group 社はその 2024 年度年次財務諸表において、資産及び負債のグループの認識及び測定に気候関連事項がどのように影響するかを評価する際に行使された判断を説明する注記事項を開示している。

Illustration 1-8 – Mercedes-Benz Group – 2024 annual report (Automotive sector)

1. Material accounting policies

Consideration of sustainability related aspects in connection with the recognition and measurement of assets and liabilities

The Mercedes-Benz Group has set itself the target of net carbon-neutrality¹ for the new vehicle fleet by 2039, as far as market conditions allow. In addition to market conditions, the course of the transformation will be determined primarily by the infrastructure and the consumer behaviour. The Group is therefore preparing to be able to meet the various customer requirements, whether all-electric drives or electrified combustion engines. To achieve this, production is set up to be flexible in terms of drive systems. For the further development of the product portfolio, the Mercedes-Benz Group sustainably utilizes efficiencies between new and existing model series.

Recognition and measurement of the Group's assets and liabilities take into account climate-related risks and developments associated with the transformation, which also include the climate targets set in the Paris Climate Agreement.

Illustration 1-8 – Mercedes-Benz Group – 2024 annual report (Automotive sector) (cont'd)

Accounting estimates and management judgements in connection with sustainability-related aspects include, in particular, the following issues:

The determination and review of the useful lives of the capitalized development costs are based on the expected product life cycle. Changes in the originally envisaged product life cycles can result from the transformation to all-electric vehicles. Due to the resolutions regarding the accelerated transformation new developments in the area of conventional powertrains are reduced and already capitalized development expenditure is partly used for a longer time.

In the same way, the useful lives of property, plant and equipment assets are regularly reviewed in the light of the transformation to all-electric vehicles. This did not require any material adjustments of the useful lives up to the reporting date as the production facilities of the Group are basically flexible in use.

In the context of production network management, efforts are also being made to secure sites affected by the transformation by enhancing them. No significant obligations to dismantle or remove production facilities and plants that would give rise to a provision existed on the reporting date.

In addition to traditional energy supply contracts, which are usually only recorded as pending transactions upon delivery, the Group has concluded contracts to secure purchase quantities and prices for renewable energies (in particular electricity from wind and solar energy). These are contracts that provide for a fixed remuneration per unit of energy and are mainly recognized either as derivatives or leases.

The impairment test on the level of the cash-generating units is based on the corporate planning and strategy of the Mercedes-Benz Group. This provides for a step by step substitution of vehicles with combustion engines by electric vehicles.

Corporate planning parameters in connection with the transformation affect the investment requirements and the currently higher variable costs of all-electric vehicles in comparison with vehicles with conventional powertrains. The simultaneous development, model refinement and production of electric and conventionally powered vehicles results in a high investment requirement, particularly in the detail planning period until 2029. No growth was assumed in the derivation of the terminal value, due in part to the not yet completely predictable effects of the competitive situation and customer behaviour in the course of the transition to electric mobility.

The recoverability of leased vehicles classified as operating leases is reviewed regularly. When determining recoverability, the residual value of the leased vehicles is particularly relevant. Due to the transformation to all-electric vehicles, residual values can be influenced by changing customer behaviour, new regulatory requirements and further technological developments. No significant impairment losses were required for conventionally powered vehicles in the reporting year. Due to the slower transformation towards all-electric vehicles, impairments of €0.4 billion were recorded for vehicles with electric drives.

The expected proceeds from the disposal of vehicles pledged as collateral are taken into account in the determination of expected credit losses for receivables from financial services. The expected proceeds from the disposal are based on an estimate of the market value at the expected time of a possible default. There were very few instances of a reduction of these estimated market values that could be traced to effects of climate change or of changing customer behaviour as of the reporting date.

In addition, a risk assessment is being carried out for both the detailed planning period and the terminal value, which includes, for example, market risks as well as risks resulting from legal and political framework conditions (e.g. in connection with sustainability aspects such as CO₂ legislation).

The impairment test carried out in 2024 did not result in any impairment requirement for the cash-generating units.

継続企業

気候関連事項に関する情報は、継続企業の前提を評価する場合にその他の不確実性とあわせて検討すべきである

IAS 第 1 号は、「継続企業」について「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない」¹⁸と説明している。作成の基礎になる継続企業の前提が適切であるかどうかを評価するにあたり、気候関連事項に関する情報について、その他の不確実性とあわせて検討すべきである。

気候関連事項は、評価に織り込まれる可能性が高い将来の事業活動及び銀行融資に関する制限と共に、企業の継続企業の評価に影響を与える場合がある。さらに、企業は、事業の継続的な運営に不可欠な水、エネルギー、土地利用及び廃棄物管理に関する事項など、外部要因を検討する必要が生じるであろう。

継続企業の評価では、多くの企業が向こう 12 カ月のみを検討して、継続企業に関する不確実性は重要ではないと結論付けている。しかし、IAS 第 1 号に従って継続企業の前提で財務諸表を作成できるかどうかを評価する場合、企業は報告期間末時点から少なくとも 12 カ月の期間を見る必要がある。つまり、既知の不確実性が 12 カ月超の期間にわたって評価に影響を及ぼす場合には、12 カ月についてのみ継続企業を考えるのでは IAS 第 1 号の規定に整合しないことになる。

企業が継続企業の前提は依然として適切であると結論付けるとしても、IAS 第 1 号は、企業の継続企業としての存続能力に大きな疑義を生じる重大な不確実性の開示を要求している。気候関連事項は、当該企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じる事象又は状況に関係する重要な不確実性を生じさせる可能性がある。そのような場合、継続企業の前提が適切であると仮定されるとしても、当該仮定に関連する不確実性を説明する追加的な開示が求められると考える。

2024 年 12 月 31 日を報告日とする 2024 年度年次報告書で、Rolls Royce Holdings 社は、「気候変動リスクが継続企業の前提に重要な影響を及ぼすことはない」と述べている。

Illustration 1-9 – Rolls Royce Holdings Plc - 2024 annual report (Civil aerospace and defence sectors)

1 Accounting policies

Going concern – Given the short-term nature of the Group's going concern assessment, the impact of climate change does not have a significant impact. The Directors have considered the level of liquidity available, and the potential impact of the climate change risks, in making their assessment.

多くの場合、気候リスクにより継続企業に関する不確実性が短期間に大きく増加することはないかもしれないが、企業の継続企業としての存続能力を評価する上ではそれを無視することはできない。企業のより長期にわたる事業の持続可能性の分析に基づくと、継続企業としてこのような長期にわたって存続する企業の能力に関し、大きな不確実性が存在する場合、そうした不確実性について言及する開示を検討すべきである。

¹⁸ IAS 第 1 号第 25 項

整合性及び透明性

企業が財務諸表外で行う、経営者による報告、サステナビリティ報告などの開示と財務諸表において提供される開示との整合性は、目的適合性のある報告の重要な特性であり、益々注目されつつある。例えば、2023年3月、ESMAは、欧州各国の執行機関が、企業は気候関連事項に関する十分な開示を2021年度の年次財務諸表で行っていないと結論付けた2つの決定内容を公表した。当該決定は、それらの企業が財務諸表外で行った開示を引用していた。¹⁹

気候リスクに関する効果的なコミュニケーションは、財務諸表内の開示に関する体系化も含まれる。気候関連リスクに関する透明性のある説明を行うアプローチの1つは、主要な見積りと重要な判断の要約、及び、気候関連事項の影響を詳述し、かつ定量化している財務諸表のその他の注記への相互参照と共に、気候関連事項の全般的な開示を財務諸表に注記事項として提供することである。その他のアプローチであっても気候関連リスクに関する開示を提供するのに有効となる可能性はある。どのようなアプローチが採用されようとも企業は、気候関連事項に関する企業固有の財務上の影響について適切な理解を促す効果的な方法によって利用者が財務諸表を読み解くことができるようにするための最善の方法を、慎重に評価することが重要である。

Volvo社は、見積りの不確実性及び重要な判断を生じさせる要因に関する開示において、同社の2024年度の年次財務諸表で、気候変動リスクと機会を要因として見積りと不確実性が生じている分野を明記し、それらの影響を説明している関連注記の参照先を示している。

Illustration 1-10 – Volvo AB - 2024 annual report (Automotive sector)

2. Key sources of estimation uncertainty, critical judgments and climate-related risks and opportunities



Sources of estimation uncertainty and critical judgments

The sources of estimation uncertainty and critical judgments identified by the Volvo Group and which are considered to fulfill these criteria are presented in connection to the items considered to be affected. **Table 2:1** discloses where to find these descriptions and climate-related risks and opportunities, if applicable.

¹⁹ ESMA, 2023年3月29日、「第27回執行に関するEECSのデータベースからの抜粋」
<https://www.esma.europa.eu>

Illustration 1-10 – Volvo AB – 2024 annual report (Automotive sector) (cont'd)

2:1 Source of estimation uncertainty and critical judgments		
	Note	Climate-related risks and opportunities
Sales with residual value commitments and variable sales price	7	Revenue
Deferred taxes and uncertainty over income tax treatments and claims	10	Income taxes
Impairment of goodwill and other intangible assets	12	Intangible assets
Impairment of tangible assets and residual value risks	13	Tangible assets
Measurement of lease liabilities and right-of-use assets	14	Leasing
Allowance for expected credit losses	15	Customer-financing receivables
	16	Receivables
Write down of inventories	17	Inventories
Assumptions when calculating post-employment benefits	20	Provisions for post-employment benefits
Provisions for product warranty, other provisions and provisions for legal proceedings	21	Other provisions

気候関連リスクの開示を提供する他のアプローチも有効である。どのようなアプローチが講じられようと、気候関連事項の企業固有の財務への影響を利用者が財務諸表から効果的に十分に理解できるようにするには、どのようにしたら確実かを企業は慎重に評価すべきである。

弊法人のコメント

気候関連リスクは見積りの不確実性に関する主な要因になりつつあり、IFRS 会計基準を適用する際に求められる判断をより複雑なものにする。さらに、企業は、継続企業として存続する能力を評価するにあたり、将来の気候関連の動向に関する不確実性を考慮すべきである。

したがって、企業は仮定及び見積りに関して行う目的適合性のある開示を担保し、そのような開示は一般的な定型文による表現が回避されるように注意を払い、企業固有のものとすべきである。企業固有の開示には、適切となる場合には仮定に関する定量化された情報及び当該仮定に関する既知の市場の期待からの乖離についての説明が含まれる。さらに、企業が依拠する見積りに組み込まれた不確実性を説明するために、適切な場合には定量化された感応度に関する開示も行うべきである。また、財務諸表外の気候関連事項に関する開示(例えば、独立したサステナビリティ報告又は経営者による説明)と企業が気候リスクを財務情報(例えば、財務諸表における測定及び開示)にどのように組み込むかに関する開示の双方について一貫性を担保することも重要である。

企業の継続企業としての存続能力に関する不確実性を評価する際、短期的に実現すると見込まれるもの以外の気候リスクの影響についても検討が必要となる。

2. 有形固定資産

2.1 論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産項目を、関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、信頼性をもってその原価を測定できる場合には認識しなければならないと定めている。

企業は、有形固定資産項目を、資産の将来の経済的便益を消費すると予測するパターンを反映した方法により耐用年数にわたって償却しなければならない。また、IAS 第 16 号は、資産の耐用年数及び残存価額を実態に即して見積り、少なくとも各事業年度末時点で見直す必要があると定めている。

企業は法律により、資産からの流入が期待される将来の経済的便益を直接的に増加させるものでなくとも、例えば安全装置や環境保護装置などの一定の支出の負担を求められる場合がある。IAS 第 16 号では、そのような支出は、それが行われなかつた場合に得られたであろう経済的便益を超過する将来の経済的便益を企業が得ることを可能にする場合には資産の取得原価の一部としての認識要件を満たすと説明されている。

有形固定資産に関する減損規定の説明は下記セクション 3 を参照されたい。

2.2 影響

気候関連事項は、有形固定資産項目の価値、その経済的耐用年数及び残存価額に影響を与える可能性がある

気候変動、それに対処するための立法措置及びさらに増す社会的な期待により、有形固定資産項目の価値、経済的耐用年数及び残存価額に相当の影響が生じる可能性がある。例えば、法律により一部の技術が陳腐化する、大きな学習曲線効果及び研究開発投資により再生技術がコスト競争力を高める、また、資産によっては極端な気象条件によりダメージを受け易くなるといったことが考えられる。

特に、企業は気候関連リスクが有形固定資産に与える影響を評価するにあたり以下を考慮しなければならない。

- 耐用年数—気候関連リスクは関連する法律も含めて、有形固定資産の用途及び使用期間に影響を及ぼす可能性がある。上述の通り、IAS 第 16 号は、企業は少なくとも各事業年度末時点での資産の耐用年数を見直さなければならないと定めている。企業は、資産の見積耐用年数を算定し、資産の減価償却期間を決定するにあたり、毎年、気候関連要因を考慮する必要がある。例えば、化石燃料生産資産(例:石炭生産資産)の早期の廃棄又は炭素排出資産(例:高炭素排出船舶)の使用の継続を見込むのかどうかを評価する必要が生じるであろう。同様に、高炭素排出産業の顧客にサービスを提供するために自社の有形固定資産が使用される場合、有形固定資産が間接的に影響を受ける可能性があるかどうかを検討する必要がある。

Illustration 2-1 – National Grid - 2024 annual report (Utility sector)

Notes to the consolidated financial statements

13. Property, plant and equipment

(c) Gas asset lives

The role that our US gas networks play in the pathway to achieving the greenhouse gas emissions reductions targets set in the jurisdictions in which we operate is currently uncertain. Policymakers in New York and Massachusetts continue to indicate an increase in electrification to meet their respective decarbonisation targets, whilst as a Group we are committed in our transition to net zero. As a result, there is a risk that the UELs of certain elements of our gas networks may be shortened in line with future policy, regulatory frameworks and planning systems aimed to support the decarbonisation of the energy sector.

In the US, our gas distribution asset lives are assessed as part of detailed depreciation studies completed as part of each separate rate proceeding. Depreciation studies consider the physical condition of assets and the expected operational life of an asset. The weighted average remaining UEL for our US gas distribution fixed asset base is circa 53 years; however, a sizeable proportion of our assets are assumed to have UELs which extend beyond 2080. In assessing these UELs, we consider a range of different pathways related to our gas assets. These pathways factor in the net zero ambitions of the Group and the jurisdictions that we operate in, anticipated changes in customer behaviour, developments in new technology, the feasibility and affordability of electrification, and the ability to decarbonise fuel through the use of renewable natural gas (RNG) and green hydrogen. On balance of the different pathways considered, we continue to believe the lives identified by rate proceedings are the best estimate of the assets' UELs given the need to provide safe, affordable and reliable heating services. We keep this assumption under review and we continue to actively engage and support our regulators to enable the clean energy transition.

Asset depreciation lives feed directly into our US regulatory recovery mechanisms, such that any shortening of asset lives and regulatory recovery periods as agreed with regulators should be recoverable through future rates, subject to agreement, over future periods, as part of wider considerations around ensuring the continuing affordability of gas in our service territories.

Given the uncertainty described relating to the UELs of our gas assets, below we provide a sensitivity analysis for the depreciation charge for our New York and New England segments were a shorter UEL presumed. It should be noted that the net zero pathways which we consider probable all suggest some role for gas in heating buildings beyond 2050, so our sensitivity analysis for 2050 illustrates an unlikely worst-case scenario.

	Increase in depreciation expense for the year ended 31 March 2024		Increase in depreciation expense for the year ended 31 March 2023	
	New York £m	New England £m	New York £m	New England £m
UELs limited to 2050	208	66	185	54
UELs limited to 2060	100	26	90	21
UELs limited to 2070	46	6	42	3

Note that this sensitivity calculation excludes any assumptions regarding the residual value for our asset base and the effect that shortening asset depreciation lives would be expected to have on our regulatory recovery mechanisms. In the event that any of the US gas distribution assets are stranded, the Group would expect to recover the associated costs. While recovery is not guaranteed and is determined by regulators in the US, there are precedents for stranded asset cost recovery for US utility companies.

Illustration 2-2 – A.P. Moller-Maersk - 2024 annual report (Logistics sector)

3.2 – Property, plant and equipment

① SIGNIFICANT ACCOUNTING ESTIMATES

Useful life and residual values

Useful lives are estimated annually based on experience. When an asset's useful life changes, Management revises the estimates for individual assets or groups of assets with similar characteristics due to factors such as quality of maintenance and repair, technical development, or environmental requirements. Management has also considered the impact of decarbonisation and climate-related risks on the useful lives of existing assets. Such risks include new climate-related legislation restricting the use of certain assets, new technology demanded by climate-related legislation and the increase in restoration costs for terminal sites due to new and/or more comprehensive policies. The useful lives of vessels and related assets that operate on bunker fuel have been considered in conjunction with the net-zero by 2040 target.

Residual values of vessels are difficult to estimate given their long useful lives, the uncertainty of future economic conditions, the market for conventional fuel vessels and the uncertainty of future steel prices, which is considered the main determinant of the residual value. Additionally, the acceleration of development of vessels with a lower carbon footprint may generate downward pressure on the market for second-hand conventional fuel vessels. Generally, the residual values of vessels are initially estimated at 10% of the purchase price excluding dry-docking costs.

- ビジネス・モデル – 気候関連の革新的な取組みは結果として炭素排出の削減を目的とする新しいビジネス・モデル及びプロジェクトの開発につながる。例えば、二酸化炭素回収・貯留技術は、枯渇した石油層又は天然ガス層を用いることで、部分的又は完全に減価償却された既存のインフラを利用する(例:生産中又は廃鉱済油ガス田に関連するパイプラインやオフショア施設)。当該シナリオでは、資産の将来における利用可能性が増すため、企業は、既存の設備の減価償却方法及び(又は)減価償却期間を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。すなわち、既存のインフラであっても、新しいクリーン・エネルギー・プロジェクトの存在により耐用年数が延長される可能性がある。

- **廃棄** — 有形固定資産項目の耐用年数が以前想定していたより短くなる場合、その廃棄が前倒しされ、割引の影響の結果として資産除去債務及び関連する資産の両方が増加することとなる。さらに、耐用年数が到来済みの資産は、資産除去債務の潜在的な変動に比べれば帳簿価額が小さいため、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれに類似する既存の負債の変動」に基づき純損益に影響が生じうる点には留意が必要である。
- **残存価額** — 有形固定資産項目の残存価額も、少なくとも各事業年度末時点で見直さなければならない。有形固定資産の残存価額は通常、適正に予測することが可能であるが、法律上の使用期限が決まっており、その結果徐々に用いられなくなっている技術を使用する中古の有形固定資産の買手が相対的に少ない場合には、必ずしもそうはならない。下記の開示例では、easyJet 社が、保有する航空機の残存価額が気候変動にどのように影響されるかを 2023 年度財務諸表に記載している。

Illustration 2-3 – Royal Schiphol Group – 2024 annual report (Airport Management)

3. Critical judgements and estimates

Useful lives and residual values of intangible assets and assets used for operating activities
Estimates of useful lives and residual values are significant inputs to determine (accumulated) amortisation/depreciation on intangible assets and assets used for operating activities.

The useful life of an asset and its estimated residual value may change under the influence of technological developments, market circumstances, changes in the use of the asset or changes in climate and environmental-related legislation and regulations. The estimated useful life and residual value of an asset is reassessed if changes in circumstances occur or new information becomes available which indicate a possible change estimates.

Estimates of useful lives of significant classes of Schiphol Group's assets as of 31 December 2024 are disclosed in notes 2.3.9 and 2.3.10.

企業は、十分かつ適切な開示によって、有形固定資産が、気候変動から生じるリスク及びそうしたリスクへのエクスポージャーにどのように影響されるかを、利用者が理解できるようにする必要がある

- **開発コスト** — 企業は、新しい技術(例えば、水素生産プロセスや二酸化炭素回収・貯留(CCS)装置)に関するインフラ開発への支出を負担する。こうした開発コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつその取得原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ有形固定資産項目として認識される。企業は、いつの時点で有形固定資産の認識要件を満たすための十分かつ信頼性のある情報が存在するかを検討する必要がある。この点、現行の技術と比べ新しい技術に関しては、開発に際して時間が大幅に超過し、コストが予想以上に膨らむ可能性がより高くなり、資産の総開発コストについてより多くの不確実性が存在することから、そのような情報の有無はより重要となる。
- **修繕及び設計変更** — 状況によっては、既存の資産の転換又は用途変更のために重要な修繕又は設計変更が求められる可能性がある(例:海底油田開発で使用される特殊船舶を、海上風力発電施設向けに使用するために用途を変更する場合)。こうした活動により資産の取り替えが行われる場合、企業は追加的な支出及び既存の有形固定資産の適切な処理を決定するにあたり IAS 第 16 号の定期的な大規模検査に関する規定を適用する必要がある。結果として、企業は、従前に想定していたより早く取り替えが見込まれる一定のパーセントについて耐用年数を見直さなければならない可能性がある。

弊法人のコメント

気候関連事項は、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄に大きく影響する可能性がある。気候変動及びそれに関連するサステナビリティを推進するための法律で、有形固定資産項目が「座礁資産」になり、帳簿価額が既存のビジネス・モデルではもはや回収できなくなるリスクが高まる。

気候変動の影響を取り巻く不確実性を鑑みると、開示は、有形固定資産項目を認識して測定する際に経営者が行った判断を財務諸表利用者が理解し評価できるように盛り込まれなければならない。

3. 資産の減損

3.1 論点

IAS 第 36 号「資産の減損」は、企業は各報告期間の末日(年度末又は期中報告日のいずれか)において、企業の資産について減損の兆候があるかどうかを評価しなければならないと定めている。減損の兆候が存在する場合、IAS 第 36 号は、企業に減損テストの実施を要求している。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、IAS 第 36 号は、企業に毎年同じ時期、及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを行うことを要求している。減損の兆候としては、企業に悪影響を与える技術的、市場的、経済的若しくは法的環境の著しい変化、資産の陳腐化、資産価値が低下していることを示す観察可能な兆候などが挙げられる。環境の変化の重要性に関する認識の高まりが規制上の措置につながり、利害関係者の視点にも影響を及ぼしている。そして、このことがコモディティの市場価格に影響を及ぼしており、企業は営業活動のあり方の変化を迫られている。企業はそうした事象及び状況が減損を示すものであるかどうかを検討する必要があるだろう。

企業は多くの場合、気候関連リスクに関する情報を財務諸表外(例えば、取締役会報告書やサステナビリティ報告書)で提供している。ISSB が開発した短期、中期及び長期にわたって気候関連リスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼすと予想される影響の開示を定めた、サステナビリティ報告要件が採用されることで、こうした動きはさらに広がりをみせるであろう。企業は減損の兆候の有無について判定する場合、入手可能なすべての関連する情報を考慮し、そのような情報源を含めることで、一貫した結論が導き出されるようにしなければならない。

1 つ又は複数の減損の兆候が識別された場合、資産又は資金生成単位(CGU)の回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較しなければならない。回収可能価額を算定するにあたり、企業は、環境の変化の直接的、間接的な影響の両方を検討する必要があるだろう。

最後に、IAS 第 36 号は、主要な見積り及び判断、減損損失の認識につながる事象や状況など、資産又は CGU の減損テストがどのように行われたかを利用者が理解できる十分な情報を開示することを企業に求めている。

3.2 影響

減損の兆候

パリ協定又は各国・地域で定める目標に沿って 2050 年までにネットゼロエミッションを達成するコミットメントなど、環境の変化に対処するための政府の措置は、以下を示唆している可能性がある。

- 一定の排出目標を超過する資産の使用に対するペナルティが原因で、時の経過又は通常の使用で見込まれるもの大幅に上回る企業の資産価値の下落が存在する。さらに、それは、資産が従前に見込んでいたよりも早く廃棄されることを示唆する可能性がある。
- 企業が営業活動を行う市場、経済又は法律環境に対する重大な悪影響が存在する。例えば、二酸化炭素排出量に基づいて炭素クレジットを返還しなければならなくなる法律上の要求事項は、一定の活動は現在の形態では収益性が減少する、また、赤字が生じることさえあることを意味する可能性がある。あるいは、ある一定の生産方法を制限する規制の導入は、追加の投資や生産の中止あるいは必要な材料等の投入物を現時点では存在していない新たな投入物に置き換える必要があることを意味する可能性がある。

- 企業が採用している技術に対する重大な悪影響が存在し、市場の変化に順応するために技術に対する多額の投資が求められる。
さらに、投資家、保険会社、供給者、貸手、顧客といった利害関係者は、投資又は購入の決定をする際に環境をさらに意識するようになっている。彼らは、一定の業界へのエクスポージャーも織り込む。これらの動きは結果として、以下のような減損の兆候につながる可能性がある。
 - 顧客の選好が変化することで、以前に予想していたよりも資産又は CGU の経済的成果が悪化する(例えば、同業他社がより持続可能な財又はサービスを導入する、または非生物分性の製品に対する顧客の需要が減少する)。
 - 一般的なコスト上昇。これには例えば、供給者がより高い原価を転嫁する、供給者が一定の資産について部品の生産を停止する、または、資産又は CGU の予想していた経済的成果に悪影響を与える異常気象の物理的な影響による追加のメンテナンスコストなどがある。
 - 市場金利又は他の市場投資收益率が上昇し、資産や CGU の使用価値を計算する際に用いられる割引率に影響が生じる可能性が高い。それにより、資産又は CGU の回収可能価額が大きく減少する可能性がある。例えば、炭素排出量が多い業界又は洪水リスクにさらされている営業活動をしている企業は、より高い金利に直面するかもしれない。また投資者は、そうした企業に投資することでリスクが高まり、それを補填するためにより高い投資收益率を求めるだろう。一方で「グリーン」産業で営業活動を行っている企業の場合、金利は低くなる可能性があり、割引率に好影響が生じる。割引率が高いということは資産又は CGU に固有のリスクが高いことを反映しており、将来キャッシュ・フローの現在価値が減少し、結果として使用価値も減少する(その逆も然りである)。
 - 企業の純資産の帳簿価額が時価総額を上回る。投資家が、炭素排出量が多い業界から離ればじめる場合、企業の株価は悪影響を受ける可能性が高く、時価総額がその純資産の帳簿価額を下回る可能性がある。
 - 保険会社が環境変化に対するリスク・エクスポージャーを、例えば極端な気象条件の物理的影響に關しより高い確率を織り込んで管理することで、保険コストが増加する。さらに極端な事例では、保険を得られないということは、資産が使用される、又は資産の使用が見込まれる範囲又は方法に關して企業に悪影響を及ぼす重要な変化が、生じている兆候になる可能性がある。

さらに、経営者は、取締役会報告書またはサステナビリティ報告書における、IFRS S1 や IFRS S2「気候関連開示」に規定されるようなサステナビリティ開示(例えば、気候変動の結果生じる重要性がある事業リスク)が減損の兆候に該当するかどうかを検討する必要がある。この文脈では、開示が定性的及び／又は定量的に重要性があるかどうか、ならびにそうした報告書間で整合性が担保されているかを確認することが重要である。例えば、そうした報告書で開示している気候関連リスクと機会を、どのように減損の兆候を特定する中で及び／又は減損評価において考慮したかを開示することによって、こうした検討がなされていたということが示されるであろう。

企業は、減損テストに使用するキャッシュ・フロー予測の際、短期、中期、長期における気候関連リスクまたは機会について、現在または予想される財務的影響をどのように考慮する必要があるかについても検討する必要がある。

場合によっては、気候関連リスクまたは機会は減損テストにおいて仮定として考慮されるが、定量的に重要な影響はないとされる。これは、定性的に重要であると考えられる場合、減損が計上されなかつた理由を明確にするための開示が必要かどうかという疑問を生じさせる。これは、IASB の公開草案「財務諸表における気候関連リスクおよびその他の不確実性」の一部として検討された。このような評価には重要な判断が必要であり、事実と状況に依存する。本刊行物の概要に記載されている IASB プロジェクト及び IFRS 解釈指針委員会の議論を参照されたい。²⁰

最後に、カーボンフットプリントを減らす、または、より全般的な環境への影響を減らすという企業のコミットメントによって、以下が示唆される可能性がある。

- 資産の陳腐化の証拠。例えば、企業は脱炭素戦略に適合しない資産の廃棄を検討する可能性がある。
- 資産に悪影響を及ぼすと考えられるような、資産が使用されているか又は使用されると見込まれる程度又は方法に関する当期中又は近い将来における著しい変化の発生。例えば、企業は、カーボンフットプリント、化石燃料の使用を削減するために特定の活動を減らすことを検討したり、エネルギー消費量の多い資産を段階的に廃止したりすることが考えられる。

資産又は CGU の営業コストは、二酸化炭素排出量の相殺が求められることにより、又はエネルギー及び水の消費量を削減するための投資により悪影響を受ける。

つまり、開示したサステナビリティに係るコミットメントは、減損の兆候を評価する際、そしてその後の減損テスト自体において同様に考慮しなければならないこと(すなわち、当該コミットメントを達成するためにキャッシュ・アウトフローが必要か)を意味する。

ArcelorMittal 社は下記のように 2024 年度年次財務諸表に、減損評価の一環で気候変動の影響をどのように検討したかを記載している。

²⁰ IFRS Developments, 第 230 号, [IASB proposes examples of climate-related and other uncertainties, ey.com/IFRS](https://iasb.org/IASB-proposes-examples-of-climate-related-and-other-uncertainties) で閲覧可能

Illustration 3-1 – ArcelorMittal SA – 2024 annual report (Steel manufacturing and extractive sectors)

5.3 Impairment of intangible assets, including goodwill, and tangible assets

The Company considered its exposure to certain climate-related risks which could affect its estimates of future cash flow projections applied for the determination of the recoverable amount of its GCGUs and CGUs. With the switch to electric vehicles and the move to wind and solar power generation, the Company sees also additional opportunities as customers deepen their understanding of embedded and lifecycle emissions of the materials where steel compares favorably.

The Company is committed to the objectives of the Paris agreement and announced its ambition to achieve group-wide carbon neutrality by 2050. These announced goals will require significant long-term investments which require global level playing field, access to abundant and affordable clean energy, facilitating necessary energy infrastructure, access to sustainable finance for low-emissions steelmaking and accelerated transition to a circular economy. In addition, the Company considered the legal obligation of carbon neutrality by 2050 effective within the EU and in Canada following adoption of the Climate Law and the Net Zero Emission Accountability Act, respectively. Accordingly, with respect to its flat steel operations in the EU and in Canada, ArcelorMittal concluded that future decarbonization capital expenditures, which correspond essentially to the construction of DRI-EAF facilities, are necessary to maintain the level of economic benefits expected to arise from the assets in their current condition and should therefore be included in the Company's assumptions for future cash flows of the recoverable amount of the respective GCGUs and CGUs. At the same time, the Company is engaged in developing in the near to medium term a range of innovative low-emission technologies for the transition to decarbonized steel and required investments are considered in the Company's future cash flow projections. ArcelorMittal acknowledges that CGUs and GCGUs applying the BF-BOF route in other jurisdictions than the EU and Canada will apply decarbonization at a different pace. They may also not yet be subject to a legal obligation of carbon neutrality, as a result of which the future estimated decarbonization cost for such operations is reflected through an additional risk premium embedded in discount rates until they are able to accelerate their decarbonization strategy to meet the 2050 carbon neutrality objective and a legal obligation arises in the relevant jurisdiction.

Illustration 3-1 – ArcelorMittal SA - 2024 annual report (Steel manufacturing and extractive sectors) (cont'd)

ArcelorMittal's most substantial climate-related policy risk is the EU Emissions Trading scheme ("ETS"), which applies to all its European plants. The risk concerns the Company's primary steelmaking plants which are exposed to this regulation. On April 25, 2023, the EU adopted a revision of the ETS Directive including a regulation establishing a carbon border adjustment mechanism ("CBAM") which entered into force on May 17, 2023. The ETS and CBAM regulations will impact the carbon emissions allowances from the second trading period of Phase IV (2026-2030) onwards as they will be gradually phased out (2.5% by 2026, 5% by 2027, 10% by 2028, 22.5% by 2029, 48.5% by 2030, 61% by 2031, 73.5% by 2032, 86% by 2033 and 100% by 2034). The Company's assumptions for future cash flows include an estimate for costs that the Company expects to incur to acquire emission allowances, which primarily impacts the flat steel operations in the EU under the ETS scheme and in Canada. The assumption for carbon emission cost is based on historical experience, implementation of decarbonization strategies to mitigate or otherwise offset such future costs and information available of future regulatory or operational changes. With respect to the EU ETS scheme, the assumption for carbon emission cost includes also the gradual phasing out of free emission allowances and the forecast market price of emission rights, for which the Company considered in its five-year cash flow projections internal estimates of 90€/t, 99€/t, 105€/t, 107€/t and 101€/t for 2025, 2026, 2027, 2028 and 2029, respectively.

同様に 2024 年度年次報告書で Rothschild 社は、気候関連リスクをどのように減損テストに織り込んでいるかの情報を提供している。

Illustration 3-2 – Rothschild & Co - 2024 Consolidated accounts (Financial services sector - advisory, wealth and asset management)

8.2 Climate risk applied to the Group's accounts

8.2.1 Consideration of climate risk when testing for impairments of intangible assets and goodwill

When valuing its intangibles and CGUs, the Group mostly uses inputs such as discount rates, royalty rates and growth rates perpetuity that are market-observed, and that therefore reflect current expectations of climate impacts. The impact of climate risk is not considered financially significant to the Group's accounts.

下記の 2024 年度財務諸表で Unilever 社は、気候変動が成長率及び予測キャッシュ・フローに及ぼす影響を、のれんの減損テストの一環で考慮している、と開示していた。

Illustration 3-3 – Unilever Plc - 2024 annual report (Consumer goods sector)

Notes to the Consolidated Financial Statements Unilever Group

9. Goodwill and intangible assets

KEY ASSUMPTIONS

Projected cash flows include specific estimates for a period of five years. The growth rates and operating margins used to estimate cash flows for the five years are based on past performance and on the Group's three-year strategic plan, de-risked to ensure reasonability and extended to years four and five. The Group's three-year strategic plan factors in initiatives we are undertaking to reduce carbon emissions in line with our Climate Transition Action Plan (CTAP) and impacts of climate change on our operational costs. The growth rates used in this exercise for CGUs and significant CGUs are set out below:

活発な市場及びCGU の識別

IAS 第 36 号は CGU を識別する際の資産又は資産グループのアウトプットに関する活発な市場の重要性を強調している。活発な市場とは、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で資産又は負債に関する取引が行われている市場をいう。資産又は資産グループにより生産されるアウトプットについて活発な市場が存在する場合には、アウトプットの一部又は全部が企業内部で使用される場合であっても、関係する資産は CGU として識別される。

企業の低炭素経済への移行という観点から、企業はサステナビリティ報告書で、内部使用だけのためにエネルギー生産資産(例えば、ソーラーパネル又は風力発電所)へ大規模な投資を行い、内部コストの節約(すなわち、市場から購入した電力を代用すること)が投資決定の焦点になる可能性があることを開示している。しかし、電力の活発な市場が存在する場合、企業は資産(のグループ)が別個の CGU(すなわち、生産されたエネルギーの大半を消費することを意図する営業活動の CGU に含まれない)として識別されるべきかどうかを判断するにあたり、その電力を売却するため活発な市場にアクセスする能力を評価する必要がある。

回収可能価額の算定

IAS 第 36 号は、回収可能価額を、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い方と定義している。回収可能価額が使用価値を基に算定され、将来キャッシュ・フローの見積りが求められる場合、IAS 第 36 号は、企業のキャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならないと定めている。その場合、企業は、リスクの様々な要素及び側面を考慮に入れる必要があり、それらは割引率又はキャッシュ・フローのいずれかの調整として扱われる。

これらの要素には、金額や時期に関する複数の可能性に関する予測、及び市場参加者が、企業が資産から得られると見込む将来キャッシュ・フローの価格付けを行う際に織り込むその他の要因、ならびに資産/CGU に内在する不確実性を負担する際の価格が含まれる。気候変動の影響に関する一般的な不確実性及び仮定を評価するための過去の情報の入手可能性が限られることから、将来キャッシュ・フローの予測又は予算を作成する際には相当の課題が見込まれる。

企業は、環境の変化を織り込む場合、外部の証拠をより重視しなければならないとする IAS 第 36 号の定めを考慮しなければならない

金額や時期に関する複数の可能性

環境の変化を織り込むということは、将来の影響に関する重要な不確実性に対処する必要があることを意味し、それは企業の支配が及ぶものではなく、過去には組み込まれていないデータを組み込まなければならぬ。サステナビリティ報告要件が適用された結果、過去には入手できなかつたデータも、現在では収集し報告する必要がある。これまでの方法、重要な仮定、そしてその結果生じたキャッシュ・フローを、このデータとの整合性を確保するために更新する必要がある。

さらに、企業は外部の証拠を無視することはできず、外部の証拠により重点を置かなければならぬとする。外部の証拠により重きを置かなければならぬとする IAS 第 36 号の定め²¹を考慮しなければならぬ。企業は、入手可能な最善の情報を利用しなければならぬ、「合理的に入手可能な情報が、他の市場参加者であれば異なるデータを用いるであろうということ、又は企業固有のシナジーなど他の市場参加者が利用できない企業に固有の何かが存在する」ことを示す場合、企業の自社のデータを調整しなければならぬ。例えば、企業は予測されたエネルギー価格、コモディティ価格又は炭素価格を使用することができる（例を下記の開示例 3-12 で説明している）。このような価格がサステナビリティ報告で開示されている場合、必要に応じて、減損テストに一貫した仮定が使用されることが期待される。予測価格を組み込むことは複雑で、特に関連するタイムフレーム及び使用する気候変動シナリオに関しては相当の判断が求められる。

コモディティ価格の予測は例えば、コモディティ・ブローカーや一定の銀行から得られる。関連する市場のスポットの炭素価格が炭素の価格付けの出発点になるであろう。また、企業は、炭素価格付けを気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）、国際エネルギー機関（IEA）及び世界経済見通し（WEO）により提供されるダウンスケール・シナリオから始めることもできる。企業が営業活動を行う産業、市況、国や地域について適切な情報源を判別するには、判断が求められる。

キャッシュ・フロー予測のインプットが決まつたら、次に企業はそれらのコストを顧客に転嫁できる範囲を検討することになるが、それは具体的な契約や市場の価格弾力性に左右される。

Beach Energy 社は、下記の 2024 年度財務諸表に気候変動の影響をどのように考慮し、炭素価格付けを減損評価にどのように織り込んでいるかを開示している。

²¹ 使用価値の測定に関する IAS 第 36 号 33 項(a)を参照。また、処分コスト控除後の公正価値の測定に関する公正価値の算定については本稿のセクション 5 を参照されたい。

Illustration 3-4 – Beach Energy Limited - 2024 annual report (Oil and gas sector)

9. Petroleum assets (continued)

Future cash flow information used for the recoverable amount calculations is based on the Group's latest reserves, budget, five-year plan and economic life of field plans which includes information sourced and reviewed from operators of our non-operated interests.

The impact of the Safeguard Mechanism through either a carbon price or earning of SMCs on Beach facilities depending on emissions relative to their baseline and the earning of ACCUs on Beach's interest in the Moomba carbon capture and storage project have been included as part of the recoverable amount calculations for each CGU where applicable. The actual and proposed investments required to deliver the Group's emissions target of a 35% emissions intensity reduction by 2030 (against 2018 levels) for Scope 1 emissions and the target of <0.2% methane emissions intensity by 2025 as well as the ability to pass through any carbon costs incurred to customers are also included as part of the recoverable amount calculations for each applicable CGU. Beach continues to monitor the uncertainty around climate change risks and will reassess its assumptions as the energy transition progresses.

Current climate change legislation is also factored into the calculation and future uncertainty around climate change risks continue to be monitored. These risks may include a proportion of a CGU's reserves becoming incapable of extraction in an economically viable fashion; demand for the Group's products decreasing, due to policy, regulatory (including carbon pricing mechanisms), legal, technological, market or societal responses to climate change and physical impacts related to acute risks resulting from increased severity of extreme weather events, and those related to chronic risks resulting from longer-term changes in climate patterns.

将来投資に関するキャッシュ・フロー

投資は資産の稼働を継続するために必要なものか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかを理解することが重要である

考慮しなければならないもう 1 つの側面は、資産又は CGU の回収可能価額を算定するために用いられるキャッシュ・フロー予測において、固定資産への投資をどのように考慮すべきかということである。企業は、サステナビリティ報告の中で、緩和及び適応措置の一部として将来の資本投資(例えば、再生可能エネルギー源、冷却技術又は炭素回収・貯留プロジェクトへの投資)を開示する場合、これらの投資もキャッシュ・フロー予測の文脈で考慮する必要があるであろう。

回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値で算定する場合、市場参加者であればそのような投資を行うであろうと想定するのであれば、これらの投資を考慮しなければならない。しかし、CGU の使用価値を算定する際には、IAS 第 36 号で定められたより規範的なガイドラインに従うことになる。資産から生成される将来キャッシュ・フローを現在の状態で見積り、企業が未だコミットメントしていない将来のリストラクチャリング又は資産の性能改善から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りを含めてはならない。

こういった定めを考慮すると、企業が、一定の持続可能性に関する目標を達成する又は二酸化炭素排出を削減しようとする場合、当該キャッシュ・フローはどの範囲で含めるべきかという疑問が生じる。この 2 つのケースいずれにおいても資本投資を必要とする。投資は資産の稼働を継続するために必要なものなのか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかどうか(つまり、現在の事業から生じると予想される経済的便益の水準を維持するために必要かどうか)を理解することが鍵となる。対照的に、万一そうした資本的な投資が実際には資産の改善又は向上のために行われる場合(例えば、サステナビリティの観点で既存の資産を別のものに置き換える)、それらは企業が投資を確約、又は実質的に投資を開始した場合にのみキャッシュ・フローに含めるべきである。例えば、特定の日までにネットゼロを達成する道筋やコミットメントを開示することは、当該達成に関連するキャッシュ・インフロー及びアウトフローの両方を使用価値に含めるのに十分であると考えられるだろうか。これには、事実及び状況に応じた判断を必要とする。

設例 3-1: 使用価値を算定するために使用されるキャッシュ・フロー予測においては、メンテナンス資本支出に分類されるのか、それとも成長資本支出に分類されるのか？

シナリオ 1

X社は、工場を稼働させており、法令を遵守するために5年ごとに工場の煙突のフィルターを交換する必要がある。仮にフィルターを5年ごとに交換しないとした場合、法令に従って重大なペナルティが課せられ、最終的には法令違反が続く限りX社はその事業を停止せざるを得なくなる。したがってX社は現在の事業を継続するために5年ごとにフィルターを交換する必要がある。

この例では、キャッシュ・アウトフローはメンテナンス資本支出と考えられる可能性が高くなる。すなわち、このキャッシュ・アウトフローは、X社の既存の事業から生じると見込まれる経済的便益の水準を維持するため必要であるということである。

シナリオ 2

X社は、工場を稼働させており、法令を遵守するために5年ごとに工場の煙突のフィルターを交換する必要がある。仮にフィルターを5年ごとに交換しないとした場合、法令に従って重大なペナルティが課せられ、最終的には法令違反が続く限りX社はその事業を停止せざるを得なくなる。したがってX社は現在の事業を継続するために5年ごとにフィルターを交換する必要がある。

ここまでシナリオ1と同じであるが、X社は5年ごとにフィルターを交換する代わりに、ガスを回収して電気に変換できるような煙突に交換することを検討している。これは、規則を遵守するだけでなく、X社にとって新たな収益源にもなるであろう。

このシナリオでは、X社は事業から得られると予想される経済的便益を現状維持するだけでなく、事業拡大も見込んでいるため、キャッシュ・アウトフローは成長のための資本支出となることが予想される。

シナリオ 3

事実関係はシナリオ1と同じと仮定するとしても、ここでは5年ごとの煙突の交換に加えて、X社は、排出量を大幅に削減できるフィルターが入手可能にあった場合、フィルターを早期に交換し、業績向上につなげるとする。X社は報告期間末時点では、交換の頻度について増やすことを確約していない。

設例 3-1: 使用価値を算定するために使用されるキャッシュ・フロー予測においては、メンテナンス資本支出に分類されるのか、それとも成長資本支出に分類されるのか？(続き)

本シナリオではキャッシュ・アウトフローがその性質上、メンテナンス資本支出であるか、成長資本支出であるかの判断は、分かれるところであり、企業の固有の事実と状況に応じて決まる。X社は以下について検討する。

- キャッシュ・アウトフローは、現行の規則による直接的な結果か(すなわち、企業が事業を今後とも継続していくのに法令上求められるか)?
- 変更を行わない場合の経済的影響はどのようなものか(例:ペナルティ、市場へのアクセスの喪失または事業の中止)?
- キャッシュ・アウトフローは、現在の事業から生じると見込まれる経済的便益の水準を維持していくのに必要か? 現在の稼働能力と将来の稼働能力はどのように比較しているか?
- 企業のアウトプットの性質に変化はあるか?
- 生産又は配送過程に変化はあるか?
- 影響を受ける資産の現在の状態に対する変化はどのように重要であるか? 資産の構成要素の交換(すなわち、資産の日常的な保守作業)はどの程度か?

上記の質問は、現在の事業から生じると見込まれる経済的便益を維持するためには、どの程度の資本支出が求められるのかを評価することを目的としている。したがって、それは事業を継続するために投資せざるを得ないのか、それとも事業上の決定なのかを企業が検討することは重要である。一般的には外部からの変化の圧力が存在しない場合、変化の規模が大きければ大きいほど、現金支出が成長資本支出になる可能性が高いことになるであろう。

これらの質問は網羅的なものではない。例えば、アウトプットによっては、前述のとおり、資本支出により、アウトプットの前と後で活発な市場の有無が変わる可能性があるかどうかを検討することも必要になる。また、この変化は、会計単位又はCGUの決定に影響を与える可能性がある。

さらに、将来に関する仮定及び、報告期間末におけるその他の主要な見積りの不確実性の原因が、翌年度において、回収可能価額に重大な調整が生じる重要なリスクが存在する場合には、開示する必要がある。

開示例 3-1 は、資本支出予測のうち Arcelormittal 社が、CGU 及び CGU のグループの回収可能価額を算定するのにどの部分を含める(除外する)かをどのように決めているかを説明している。

保険金に関するキャッシュ・フロー

ある資産が気候変動(例:洪水、山火事)により損害を受けた場合、IAS 第 36 号ではこの物理的損害を減損の兆候とみなす。第 2 段階として、当該資産の交換又は修理は、メンテナンス費用の定義を満たすため、将来キャッシュ・フローに含まれる。

弊法人のコメント

こうしたケースで、関連する保険金の回収がある場合、それが損傷した資産の修理又は交換に関連する場合には、当該保険金も将来キャッシュ・フローに含めるべきであり、そのような金額を減損テストに含めることは、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定に基づいていると弊法人は考える。

簡略化に向けて、以下の例では、保険金が損害の修理費用と等しいと仮定する。実務では、そうならない可能性があり、その場合、ここで反映されている会計結果に影響が生じることになる。

設例 3-2: 発生した損害に対する保険金の回収

取締役会報告書 — 重要性がある事業リスク

企業の事業用施設は、洪水が発生しやすい地域に位置しており、洪水により当該資産に重大な損害が生じる可能性がある。このリスクを管理するため、同社は保険契約を締結している。

財務諸表 — 減損

企業の会計年度末は 202X 年 12 月 31 日である。202X 年 11 月、同社の事業用施設は洪水により物理的な損害を受けた。

事業用施設の帳簿価額は、損傷部分の認識の中止により減少した。同社は、当該損害を保障する保険を付しているが、202X 年 12 月 31 日時点では、保険金が支払われるかどうかはほぼ確実という訳ではなかった(例えば、保険会社が保険金請求を受け入れるかどうかに左右される状況だった)。したがって、同社は未収保険金を認識していない。経営者は洪水の影響を減損の兆候として識別し、使用価値を使用して回収可能価額を算定している。

減損テストの目的上、経営者は、当該事業用施設が他の製造用資産から概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出すことはないと決定している。そのため、減損テストは、最小の識別可能な CGU である製造用敷地全体のレベルで実施している。

キャッシュ・フロー予測には、以下により洪水の影響を考慮している。

- 保険料の増加
- 資産を損害前と同じ状態に戻すために生じた損害修理費用(つまり、資産の価値を向上させるものではない)
- 保険金の回収

なお、これらは、当該事業用施設の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としている。

同社は事業用施設を修理する場合、IAS 第 16 号に従って費用を資産計上する。保険会社から補償を受けることがほぼ確実になった時点で、IAS 第 37 号に従い未収保険金を認識する。

設例 3-2: 発生した損害に対する保険金の回収（続き）

翌報告期間末に、同社は再び減損の兆候を識別し、減損テストを実施する。事業用施設を含む CGU の帳簿価額は、交換部分の資産計上により増加した。これにより、保険金から生じるキャッシュ・インフローは、未収保険金として認識されるため、もはやキャッシュ・フロー予測に含まれないことになり、回収可能価額が減少する。その結果、CGU の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する必要がある。

将来に生じる可能性が高い物理的リスクの複雑性と高い度合いの不確実性に鑑み、企業は回収可能価額を算定するのに様々なシナリオを確立で加重平均する必要がある。これらは、サステナビリティ報告要件に従って開示されるシナリオと一致すると想定される。次の設例 3-3 でこの点を説明する。

設例 3-3: 将来起こりうる損害に対する保険金の回収

サステナビリティ報告書 — 重要性があるリスク

202X 年 12 月 31 日の会計年度末におけるサステナビリティ報告書では、同社の事業用施設が、洪水が発生しやすい地域に位置しており、洪水により当該資産に重大な損害が生じる可能性があることを説明している。設例 3-1 とは対照的に、当会計年度中に洪水は発生していない。しかし、取締役は 2 から 3 年ごとに洪水が発生する可能性があると予想している。これにより予想される財務リスクを管理するため、同社は保険契約を締結している。

財務諸表 - 減損

気候変動により、経営者は企業が営業活動を行う地域における洪水の頻度と規模が増大すると予想している。これにより、事業用施設へ損害が発生する可能性が高まり、同社の営業活動に中断が生じることが予想される。経営者はこれを減損の兆候として識別している。経営者は、洪水が毎年発生する確率は 10%、2 年に 1 回発生する確率は 50%、5 年に 1 回発生する確率は 35%、洪水が発生しない確率は 5% であると考えている。

回収可能価額を算定するため、4 つのシナリオごとに予測キャッシュ・フローを確率で加重平均したものに基づき使用価値を計算している。異なるシナリオにおいて洪水の発生回数が増えるにつれ、

- 保険料に係るキャッシュ・アウトフローが増加する。
- 事業用施設を損害前と同じ状態に戻すために生じた損害箇所を修繕するための（つまり、事業用施設の価値を向上させるものではない）キャッシュ・アウトフローが増加する。
- 保険金回収に係るキャッシュ・インフローは増加するが、免責（すなわち自己負担）が増加するため、損害の補償割合は減少する。

各シナリオ及び割当てた確率は、当該事業用施設の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的及び環境的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としている。

これには相当の判断を伴うことから、当社は使用した仮定、及び当該仮定に合理的に起こりうる変動により生じる可能性のある影響を示した感応度分析を開示している。

資産に対する損害を補償する保険に加えて、企業は事業中断保険に加入することも考えられ、これも同じように考慮することができる。

重要な不確実性が存在し
相当の判断が求められる
場合、確率加重シナリオ
に基づく予想キャッシュ・
フロー・アプローチがより
適切になるであろう

複数シナリオの使用

例えば脱炭素化の速度及び世界の平均気温の上昇する度合いなど、環境の変化に関する異なるシナリオがどのように現実のものになっていくのかを検討する場合、相当の不確実性が伴い、判断が求められる。企業が予測する温室効果ガス排出経路、シナリオ及び脱炭素化戦略をより詳細に開示するサステナビリティ報告により、サステナビリティ報告書と財務諸表の開示のつながりがさらに重要になる。重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、使用価値を算定するために確率加重シナリオに基づく期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が、最善の見積りに基づいた単一のキャッシュ・フローを算定する方法より適切になるであろう(開示例 3-4 の例を参照)。実際、これは、異なるシナリオに基づく予想価格をキャッシュ・インフローに織り込むだけにとどまらず、確率加重シナリオ(すなわち、最悪のケース、基本となるケース及び最良のケース)を期待キャッシュ・フローの算定に使用することを意味する。

確率加重シナリオ・アプローチを使用する場合でも、企業は、キャッシュ・フローに反映されていない一般的な不確実性及びリスクに関し割引率を調整することを依然として検討する必要がある。シナリオ分析は、採掘産業や製造産業などの、気候変動による影響を大きく受ける産業に関しては特に関連性が高いといえる。影響の範囲が小さい産業は、割引率を通じて環境の変化から生じるエクスポージャーを組み込むことを検討して、感応度分析を行うこともできる。公正価値の解説については、本冊子のセクション 5 を参照されたい。

Tesco 社は、以下のように、キャッシュ・フロー予測をどのように確率加重し、気候変動シナリオを検討したかを 2024 年度年次財務諸表に記載している。

Illustration 3-5 – Tesco Plc - 2024 annual report (Retail sector)

Note 14 Impairment of non-current assets

Value in use

Retail

The Group applies an expected cash flow approach by probability-weighting different cash flow scenarios. The greatest probability weighting is applied to the cash flows derived from the three-year internal forecasts. One downside scenario takes account of the risks presented by ongoing geopolitical and global supply issues triggering further inflation, leading to weak consumer confidence and intensified competition. A second downside scenario takes account of climate change impacts. These are consistent with the viability statement scenarios (see the Longer term viability statement in the Strategic report). The viability statement scenarios reflect 'severe but plausible' risks, to which management applies probability weightings in order to reflect management's best estimate of future economic conditions. There is also an upside scenario which assumes a moderate outperformance of the three-year internal forecasts.

In addition to the climate change scenario included within the probability-weighted cash flows, the Group incorporates other climate change related assumptions into the impairment modelling, including, but not limited to, investments in technology to aid the Group's net zero commitments, the costs associated with replacing end-of-life assets with more environmentally-friendly alternatives, and assumptions over the cash flow profile of the Group's fuel business.

Eni 社は Tesco 社とは対照的に、将来キャッシュ・フローの算定に複数の気候変動リスク関連のシナリオを適用せずに、2024 年のエネルギー転換のリスクを反映するために、経営者が見積もった市場リスク・プレミアムを将来キャッシュ・フローの割引率に加味していた。

Illustration 3-6 – Eni SpA - 2024 annual report (Oil and gas sector)

15 Reversals (Impairments) of tangible and intangible assets and right-of-use assets. Sensitivity of outcomes to decarbonization scenarios

The discount rate of the future cash flows of the CGUs was estimated as the weighted average cost of equity (Ke) and net borrowings, based on the Capital Asset Pricing Model methodology. The cost of equity considers both a premium for the non-diversifiable market risk measured on the basis of the long-term returns of the S&P500, and an additional premium that considers exposure to operational risks of the countries of activity and the risks of the energy transition. For 2024, a Group cost of capital ("WACC") of approximately 6% was estimated and was slightly lower than in 2023 due to a lower market risk premium and reduced yields on risk-free assets. The Group WACC is adjusted to account for the specific operational risks of each geography against the average portfolio, where oil & gas activities are conducted, by adding a corrective factor (WACC adjusted on a country-by-country basis).

企業の事業活動及び／又は資産は、洪水、干ばつ、熱波、山火事などの物理的风险にさらされる可能性がある。通常、より長期にわたって顕在化する気候関連リスクについて予想される発生時期、頻度及び規模によって引き起こされる問題は、より残存耐用年数が長い資産の方がより深刻になる。このため、考慮すべき複雑さと不確実性の度合いが高まる。したがって、企業は物理的リスクが発生する可能性を評価するために、複数のシナリオを使用する必要がある場合がある。

さらに、企業は、将来に関して行う仮定及びその他に見積りの不確実性をもたらす主な要因に関する情報が、翌事業年度中に資産の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクを伴う場合には、当該情報を開示する必要がある。これらの仮定はサステナビリティ報告書に開示される仮定と整合すると予想される。

Downer EDI 社は、2024 年の年次財務諸表において、物理的リスクの変化に関する異なるシナリオがどのように考慮されたのかについて次のように説明している。

Illustration 3-7 – Downer EDI Limited - 2024 annual report (Service provider)

C7. Intangible assets

Impact of climate change

The Group's approach to Environmental, Social and Governance (ESG) risks including those related to climate change is discussed in Downer's Climate Statement contained in the 2024 Sustainability Report.

For impairment assessment the Group has assessed the following:

- Physical risks to Downer's non-current assets, including key sites and locations, arise from events such as extreme heat, and increased frequency and severity of bushfires and flooding. The Group estimates physical climate change impact, principally due to flooding, to be immaterial to the Group's future cash flows. Whilst prolonged periods of wet weather can impact short-term prospects, the assessment indicates Downer is resilient to physical risks due to the Group operating across multiple industries and diverse locations, insurance coverage and contract pass through mechanisms.

BHP は 2024 年の年次財務諸表において、物理的リスクがどのように考慮されたのかについて次のように説明している。

Illustration 3-8 – BHP Group Limited - 2024 annual report

(Extractive sector)

Notes to the Financial Statements

16 Climate change

Physical climate-related risks and asset carrying values

The Group's operations are exposed to physical climate-related risks. In FY2024, the Group continued to progress studies of physical climate-related risks to better understand the potential impacts on safety, productivity and cost, with the work to continue in FY2025.

The studies consider potential impacts of acute and chronic risks from material climate hazards, which differ based on an operated asset's geographic region, asset infrastructure and operational processes. The studies are ongoing and therefore the Group's consideration of physical climate-related risks, including factors such as potential operational interruptions caused by extreme weather events, therefore includes only the Group's current best estimates of related potential financial impacts.

Given the complexity of physical climate-related risk modelling and the status of the Group's ongoing physical risk assessment process, the identification of additional risks and/or the detailed development of the Group's response may result in material changes to financial results and the carrying values of assets and liabilities in future reporting periods.

重要な見積り、仮定及び判断

重要な仮定は、資産又は CGU の回収可能価額が最も影響されるものである。IAS 第 1 号の開示要件にあるように、企業は翌年度に重要な修正が生じる可能性がある仮定に特に注意を払うべきであると考える。IAS 第 36 号に従って開示すべき重要な仮定を決定するにあたり、以下を考慮すべきである。

- CGU の帳簿価額の大きさ
- 仮定を決める際の判断の主觀性又は複雑性
- 新たな情報及び/又は新たな動きについて、重要性がある形で回収可能価額に影響を与える度合い
- 仮定の変更の感応度

気候変動に関しては、検討すべき重要な仮定の例としては以下が挙げられる。

- 販売価格(競争価格戦略、インフレ予測、技術進歩の影響、消費者嗜好の変化を含む)
- インプット・コスト(原材料の変動、主要コスト(人件費やエネルギー)、規模の経済、コスト削減策を含む)

- 将来の気候関連投資(研究開発及び/又はサステナビリティに欠ける生産設備の早期の入替え)及び、その投資から見込まれるリターンを、資産グループから生じると見込まれる経済的便益の水準を維持するために必要となる将来キャッシュ・フローに含める(すなわち、これらの投資を実行できない場合には事業を閉鎖する必要が生じる)。設例 3-1 及び上記セクション 3.2 の「保険金に関するキャッシュ・フロー」を参照。
- 割引率の決定に関連する仮定(多くの場合、加重平均資本コストに基づく)。これには、同業他社を決定する際の基準(例えば、カーボン・ニュートラルに至る進捗)を含む。
- カーボン・ニュートラル経済への様々に見込まれる移行過程が企業の事業に及ぼす可能性(例えば、炭素価格は、パリ協定の遵守、サステナブルなイノベーションにより予想される市場の変革の影響を反映すべきか否か)

South 32 は、2024 年の年次財務諸表において、極端な気象がどのように考慮されたのかに関する重要な見積り、仮定及び判断を次のように説明している。

**Illustration 3-9 – South 32 Limited – 2023 annual report
(Extractive sector)**

2. Basis of preparation continued

(c) Key estimates, assumptions and judgements

Physical impacts of climate change

The Group's operations are located in regions that may experience climate-related extremes, including but not limited to, extreme temperatures, bushfires, tropical cyclones, flooding and/or droughts. The Group has performed a baseline risk assessment of the physical impacts of climate change on its operated portfolio, with the assessment based on scenarios RCP4.5 and RCP8.5 as described by the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)^[2].

Longer term assets (including those that move into closure) are likely to face more significant challenges due to the expected severity of climate risks manifesting over longer timeframes. Climate change is likely to exacerbate the risks to water supply, storage and usage that we currently manage, particularly for operations in areas of water scarcity and other sensitive environmental aspects.

Risks associated with the physical impacts of climate change are contemplated during the development of our life of operation plans (including closure estimates) and additional capital costs and/or increases to operating costs are incorporated into our forward-looking estimates when deemed appropriate. The Group's ongoing analysis of reasonable alternative assumptions with respect to future climate conditions has not identified any additional indicator that the carrying value of assets cannot be recovered or that useful lives of assets will be shortened.

The Group's key estimates, assumptions and judgements with respect to the physical impacts of climate change are based on the Group's expectations and assessments as at the date of this report, and actual results may differ. The high degree of uncertainty around the nature, timing and magnitude of weather events and long-term changes in climate patterns, as well as the Group's continued physical risk assessment process and the development of its direct adaptation strategies, may result in material changes to financial results and the carrying value of assets and liabilities in future reporting periods.

信頼のにおけるキャッシュ・フロー予測の期間

気候変動又は気候関連リスクにより、数年先以降の将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に困難となる企業もある

企業の支配が及ばない重要な不確実性が存在する場合、信頼のにおけるキャッシュ・フロー予測が入手可能である期間、及び気候変動又は気候関連リスクが当該キャッシュ・フロー予測期間の最終年度に使用される成長率に及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。IAS 第 36 号は、使用価値算定に用いるキャッシュ・フロー予測の期間は最大 5 年と定めているが、正当性がある場合にはそれ以上の期間を予測に含めることを容認している。気候変動により、向こう数年を超える将来キャッシュ・フロー予測の作成が非常に難しくなる企業もあるかもしれない。短期キャッシュ・フロー予測をベースに、長期的なキャッシュ・フローの推定を行うことについても、難しい問題が生じる可能性がある。ターミナル・バリューを計算する又はターミナル・バリューを修正する前に、より長期のキャッシュ・フロー予測を作成しなければならない企業もあれば、キャッシュ・フロー予測は資産又は CGU の残存する見積耐用年数の全期間にわたって行うべきであると考える企業もあるだろう。

ターミナル・バリュー

気候関連リスクに大きくさらされる企業は、使用する成長率への影響を評価する必要があり、マイナスの成長率を検討しなければならない可能性がある

多くの長期性資産の使用価値は、ターミナル・バリュー、つまりキャッシュ・フロー予測の最終年度のキャッシュ・フローの水準及びそれに適用される成長率が、価値算定における重要な要素となるだろう。したがって、キャッシュ・フロー予測期間の最終年度の数値が、気候関連についての側面も反映した持続可能な水準となっていることを確認することが重要である。反映されない場合には、気候変動の影響に対処するための将来の支出を反映させる調整が必要となる可能性がある。例えば、サステナビリティ報告書で開示される気候関連リスクと機会のうち、中期及び／又は長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、資金調達又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるものは、ターミナル・バリューを算定する際に考慮されることが期待される。キャッシュ・フロー予測期間の最終年度の数値が、持続可能な水準となっていない場合、気候関連リスクの影響に対処するための将来の支出を反映させる調整が必要となる可能性がある。(将来投資に関するキャッシュ・フローについては上記の解説を参照されたい)。適用される成長率が適切であることを担保し、気候関連事項の影響を確実に考慮することが重要である。IAS 第 36 号は、遞増する成長率を使用することが正当化できる場合を除き、一定又は遞減する成長率を使用するよう求めている。気候変動リスクに大きくさらされている企業は、適用する成長率への影響を評価することや、マイナスの成長率を適用することを検討する必要が生じるかもしれない。さらに、ターミナル・バリューの算定は、期間の経過に応じて異なる成長率の適用を検討する必要がある場合、特に大きな課題となる。

下記の事例では、Enel 社は、減損テストで長期的な気候関連リスクの影響、特にターミナル・バリューと想定する成長率への影響をどのように検討したかを 2024 年度年次財務諸表に開示している。

22. Goodwill – €12,850 million

Note also that the Group has used sensitivity analysis to take account of the impacts of climate change in the long term. More specifically:

- we consider a perpetual long-term growth rate for cash flows after the explicit period that is in line with the change in electricity demand over the 2026–2050 period, based on the specific features of the businesses concerned, adopting certain assumptions concerning the increase in temperature due to climate change and trends connected with the energy transition;
- we consider changes in the hydroelectric, wind and photovoltaic generation levels of our portfolio assets, associated with each projection of underlying climate variables (for example, temperature, irradiance, wind speed and precipitation);
- we assume that the Group will incur the costs provisioned for decommissioning fossil fuel generation plants in line with the goal of zero direct (Scope 1) and indirect emissions from retail activities (Scope 3).

Shell 社は 2024 年度年次財務諸表で、数多くの外部の気候変動シナリオに言及し、帳簿価額の回収可能性を計算するのに使用されたモデルのその他のすべての要因に変化はないとの仮定の下で帳簿価額に対する価格感応度を開示している。

Illustration 3-11 – Shell Plc - 2024 annual report (Oil and gas sector)

4. Climate change and energy transition

Price sensitivities using climate pricelines

As noted, in accordance with IFRS, Shell's financial statements are based on reasonable and supportable assumptions that represent management's current best estimate of the range of economic conditions that may exist in the foreseeable future. The mid-price outlook informed by Shell's scenario planning represents management's best estimate. A change of -10% or +10% to the mid-price outlook, as an average percentage over the whole life cycle of assets, would result in around \$5.9 billion (2023: \$5.8 billion) impairment or \$2.5 billion (2023: \$2.5 billion) impairment reversal respectively in Integrated Gas and Upstream (see Note 13).

The energy transition will continue to bring volatility and there is significant uncertainty as to how commodity prices will develop over the next decades. Some pricelines see a structurally lower price during the transition period, while other pricelines see structurally higher commodity prices as a result of changes in supply and demand. As the risk of stranded assets is prevalent with downside price risk in energy transition scenarios, sensitivities have only been undertaken for such downside scenarios. If different price outlooks from external and often normative climate change scenarios were used, this would impact the recoverability of certain assets recognised in the Consolidated Balance Sheet as at December 31, 2024. These external scenarios are not representative of management's mid-price reasonable best estimate.

Sensitivity of carrying value to commodity prices described below is under the assumption that all other factors in the models used – such as cost levels, volumes, mid-price CO₂ assumptions and the discount rate – to calculate recoverability of carrying value remains unchanged. Sensitivity testing has been performed by applying the alternative commodity price scenarios to cash flows for the whole period until the end of life of the assets tested, which may extend beyond the Operating Plan period. The alternative commodity prices were applied in the local cash flow models and thereafter aggregated by segment. Changes to commodity prices are applied because of the significant impact on Shell's business. It should be noted that a significant decrease in long-term forecasted commodity prices would probably lead to further changes, such as in portfolio choices and cost levels.

Sensitivity to changes in commodity prices in value in use calculations has been tested as follows:
Priceline 1 - Average prices from three 1.5-2°C external climate change scenarios: in view of the broad range of price outlooks across the various scenarios, the average of three external price outlooks was taken.

- **IHS Markit/ACCS 2024** – under this scenario oil prices (real terms 2024 [RT24]) decrease from \$110 per barrel (b) in 2025 to around \$100/b in 2026-2027. From 2028 prices gradually decrease from \$50/b towards \$31/b in 2037, gradually recovering to \$92/b in 2048 with a subsequent decrease towards \$90/b in 2050. Gas prices (RT24) are around \$3 per million British thermal units (MMBtu) until 2042 and gradually increase towards \$4/MMBtu until 2050 for Henry Hub. For Europe, prices decrease from \$10/MMBtu in 2025 towards around \$4/MMBtu in 2032, with a subsequent increase to some \$5/MMBtu until 2050. For Asia, prices decrease from \$11/MMBtu in 2025 towards around \$6/MMBtu in 2033, and gradually increase towards \$7/MMBtu until 2050.

- **Woodmac WMT-1.5 degree** – under this scenario oil prices (RT24) gradually decrease from \$64/b in 2025 towards \$28/b in 2050. Gas prices (RT24) increase from \$3/MMBtu in 2025 towards around \$4/MMBtu until 2035, staying on that level until 2050 for Henry Hub. For Europe, gas prices (RT24) decrease gradually from around \$13/MMBtu in 2025 to some \$6/MMBtu in 2030, then gradually increase towards \$9/MMBtu in 2035 and subsequently decrease towards \$6/MMBtu in 2050. For Asia, gas prices decrease from \$14/MMBtu in 2025 to \$7/MMBtu in 2030, subsequently increasing to \$10/MMBtu around 2036 and subsequently decreasing towards \$7/MMBtu in 2050.

- **IEA NZE50** – under this scenario oil prices (RT24) gradually decrease from \$72/b in 2025 towards some \$26/b in 2050. Gas prices (RT24) decrease from some \$3/MMBtu in 2025 to around \$2/MMBtu until 2050 for Henry Hub. For Europe and Asia, gas prices (RT24) decrease from some \$10/MMBtu and \$11/MMBtu respectively in 2025 to some \$4/MMBtu in 2050 for Europe and \$5/MMBtu around 2030, for Asia staying at that level until 2050.

This average priceline provides an external view of the development of commodity prices under 1.5-2°C external climate change scenarios over the whole period under review.

Applying this priceline to Integrated Gas assets of \$74 billion (2023: \$72 billion) and Upstream assets of \$77 billion (2023: \$84 billion) as at December 31, 2024, shows recoverable amounts that are \$11.15 billion (2023: \$12.16 billion) and \$1.3 billion (2023: \$3.5 billion) lower, respectively, than the carrying value as at December 31, 2024.

Priceline 2 - Hybrid Shell Plan and IEA NZE50: this priceline applies Shell's mid-price outlook for the first 10 years (see Note 13). Because of the greater uncertainty for the period after 10 years, the International Energy Agency (IEA) normative Net Zero Emissions scenario is applied. This gives less weight to the price-risk uncertainty in the first 10 years reflected in the Operating Plan period and applies more risk to the more uncertain subsequent periods.

Applying this priceline to Integrated Gas assets of \$74 billion (2023: \$72 billion) and Upstream assets of \$77 billion (2023: \$84 billion) as at December 31, 2024, shows recoverable amounts that are \$7.10 billion (2023: \$8.10 billion) and up to \$1 billion (2023: \$1.3 billion) lower, respectively, than the carrying value as at December 31, 2024.

Priceline 3 - IEA NZE50: this priceline applies the International Energy Agency normative Net Zero Emissions by 2050 (IEA NZE50) scenario over the whole period under review. This priceline has been applied in order to also reflect the sensitivity to a pure net-zero emissions scenario from the IEA.

Applying this priceline to Integrated Gas assets of \$74 billion (2023: \$72 billion) and Upstream assets of \$77 billion (2023: \$84 billion) as at December 31, 2024, shows recoverable amounts that are \$21.27 billion (2023: \$15.20 billion) and \$5.7 billion (2023: \$3.5 billion) lower, respectively, than the carrying value as at December 31, 2024. For Integrated Gas the change in sensitivity compared with 2023 is largely driven by lower oil and Asia gas prices applied in sensitivity testing for the whole period under review.

開示

企業は、気候関連リスク及び機会が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているかを開示しなければならない

企業が減損テストにおいて、気候リスクを反映するために重要な仮定と判断を行う場合、それらは開示に反映されなければならない。同様に、サステナビリティ報告書における企業の開示は、仮定、判断及び見積りの定性的及び定量的重要性を評価する際に考慮する必要がある。気候関連リスク及び機会が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているか、またそうではない場合には、なぜそれらが考慮されなかったかを開示することが重要になる。例えば、2050年までにパリ協定の目標であるネットゼロ排出を達成することを確約する企業は、コモディティの価格設定、賦課金、資産の強制的な廃棄、事業の売却などに関する仮定に、これらの点がどのように織り込まれているかを開示することを検討する可能性がある。それは、利用者が、財務諸表における開示とサステナビリティ報告書やプレスリリースなど、年次報告書の他のセクションで開示されているものとの相互関係を理解するのに役立つ。開示についての詳細は、セクション 1 を参照されたい。

Coles 社は 2024 年度年次財務諸表で、気候関連リスクに関し公表した野心的な計画が財務報告に及ぼす影響について述べており、気候リスクの結果によるいかなる減損も識別していない、と説明していた。

Illustration 3-12 – Coles Group Limited – 2024 annual report (Retail sector)

4.1 Impairment of non-financial assets

Forecast future cash flows

Forecast future cash flows are based on the Group's latest Board approved internal five-year forecasts and reflect management's best estimate of income, expenses, capital expenditure and cash flows for each asset or CGU. Internal forecasts have considered the ongoing impacts of the cost of living on income and expenses. Changes in selling prices and direct costs are based on past experience and management's expectation of future changes in the markets in which the Group operates.

Climate-related risks were considered in assessing the potential financial impacts of climate change on the Group's CGU impairment testing through the inclusion of committed initiatives. This review did not indicate any impairment due to the available headroom in each of the Group's CGUs and scenario analysis. Management will continue to monitor and assess the financial impact of climate-related risk.

When calculating the FVLCOD of an asset or CGU, future forecast cash flows also incorporate reasonably available market participant assumptions such as enhancement capital expenditure.

感応度分析は、重要なインプットの合理的に考え得る変動がヘッドルームに与える影響又は減損につながる重要な仮定の変更を説明するのに有用となる。この文脈では、例えば、キャッシュ・フロー予測に盛り込まれている将来的な投資が成功裏に完了した場合、原材料と適用している割引率の変動にターミナル・バリューはどのように変動するかなどを考慮する。企業は、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が重要な各 CGU 又は CGU グループについて感応度分析を提供しなければならない。CGU の回収可能価額を算定するのに使用される主要な仮定が合理的に変化し、帳簿価額が回収可能価額を超過することになる場合にこの開示を行う。一貫性のあるシナリオと仮定が感応度分析及びサステナビリティ報告書では使用されることが期待される。

弊法人のコメント

- 特定の資産、プロセス又は活動が気候関連の事業上の要求事項にどのように影響を受けるか、及び気候関連のリスクと機会が、予測期間のキャッシュ・フロー予測などの企業の将来に関する情報にどのように影響を与えるかについては、相当の判断が求められる。
- 企業は、気候関連リスクに対する企業のエクスポージャーを評価する際に利用者がどのような情報に依拠するかを検討しなければならない。

4. 引当金、偶発負債及び偶発資産

4.1 論点

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的又は推定的)を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合、引当金を認識することを求める。同時に、IAS 第 37 号は、将来の営業損失について企業が引当金を認識することを容認していない。

不利な契約の場合を除いて、引当金として認識が要求される金額は、報告期間の末日における現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積りでなければならない。不利な契約の場合、引当金として認識が要求される金額は、予想される結果の見積りに基づくことはない。その代わり、当該引当金は、契約履行のコストと、(企業がこれを選択する予定かにかかわらず)契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方を反映する。

認識要件のいずれかが満たされない場合、引当金が認識されることはないものの、企業はその代わり偶発負債を有する可能性がある。偶発負債は貸借対照表で認識されることはないが、決済時の流出の可能性がほとんどない場合を除いて説明的な開示が求められる。

IAS 第 37 号では、財務諸表利用者が引当金及び偶発負債の性質、時期及び金額を理解できるような開示を求める。引当金及び偶発負債の両方について、これには、流出の金額又は時期に関する不確実性の指標が含まれる。

2024 年 11 月 12 日、IASB は、IAS 第 37 号の 3 つの改善点を示す公開草案「引当金一的を絞った改善」を公表した。その結果生じる改訂によって IFRIC 第 21 号「賦課金」は置き換えられると予想される。

IAS 第 37 号に関し IASB が改善を提案している 1 つ目の側面が、引当金の認識に関する 3 つの要件のうちの 1 つ、つまり、企業が過去の事象の結果として現在の義務を有する場合にのみ引当金を認識する必要がある、とする要求事項についてである。本提案により、現在の義務の認識要件が修正され、3 つの個別の条件(義務、移転及び過去の事象)が該当する場合に当該要件は満たされるということになる。IASB はさらに、IAS 第 37 号の負債の定義、及び現在の義務の認識要件が概念フレームワークと一致するように文言の更新を提案している。

IASB による IAS 第 37 号の 2 つ目の改訂案では、長期の引当金の測定において、貨幣の時間価値及び「負債に固有のリスク」を反映するレートを用いて現在価値に割り引くことを要求している。この IASB の提案のもとでは、IAS 第 37 号は、割引率には不履行リスクを含めないと明確にし、また、割引率に関する追加の開示を求めている。

3 つ目に、IASB は、引当金を測定する際に企業が含めるコストの種類は、契約が不利であるかどうかを判定するために企業が用いるものと同じでなければならないことを明確化する提案を行っている。

本公開草案はまた、気候関連事項(例: ネットゼロ・コミットメント)に関する新しい設例をはじめ、提案されている規定を説明する設例を付け加えるために、また修正するため IAS 第 37 号の適用ガイダンスの変更も提案している。

コメント募集期限は 2025 年 3 月 12 日で、本稿執筆時点では IASB は、寄せられたフィードバック及びプロジェクトの方向性を審議している。²²

²² <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/provisions> IFRS 財団ウェブサイト、2025 年 4 月 14 日アクセス

4.2 影響

気候変動の影響に対処するための措置は結果として、新たな負債の認識、又は新たな偶発負債の開示につながる可能性がある

企業が気候変動の影響に対処する措置を講じる場合、それらの行為によって、新たな負債の認識が生じる結果となる可能性があり、また、認識要件が満たされないのであれば、新たな偶発負債を開示しなければならない可能性がある。

特に、気候変動による引当金及び偶発負債への影響を評価するにあたり、企業は以下の事項を考慮することが求められる。

新たな法令

気候変動に対応して導入される法令では、従前には存在していなかった新たな義務が生じる可能性がある。例えば、2003 年から導入された EU 指令「電子電気機器廃棄物指令」(WEEE 指令)²³ のように、製品のリサイクル又は撤去に関する新たな規制が導入されうる。新たな法律が提案されてはいるが制定まで至っていない場合、法案が原案どおりに制定されることがほぼ確実になった時点でのみ義務が生じる。²⁴ 実際には多くの国や地域で、法律が制定されてはじめてそうした義務が生じることになるであろう。

将来、特定の方法で事業を行うために支出を負担させる法的規制がある場合、下記の設例 4-1 で説明しているように、将来の支出を負担する現在の義務が存在しない場合には、法的規制自体が引当金を認識することを正当化するものではない。

設例 4-1: 将来的な支出の負担に関する法的規制

2024 年に可決された法律により、ある企業は、所有するすべての不動産のガス暖房システムを、2028 年 6 月 30 日までに水素等の低炭素排出代替物に入れ替えるなければならない。同社は 2029 年にはじめて暖房システムの再調達を開始する。

2025 年、2026 年及び 2027 年の報告期間の末日現在において、義務を発生させるような事象は生じていない。暖房システムが再調達される、又は法律が発効する場合にのみ、過去の事象の結果としての現在の義務が存在することになる。

期限である 2028 年 6 月 30 日までに法律の要求を遵守していないことは、法律に定められる暖房システムの再調達費用に関する引当金の計上を正当化する義務を発生させる事象が生じていることを意味するものではない。しかし、罰金及び違約金に関しては、それらが課せられる可能性の方が課せられない可能性より高いと判断される場合には、罰金及び違約金の最善の見積額で引当金が認識されると考えられる。

さらに、例えば企業が使用するエネルギーに課せられる環境税など、特定の活動を推奨もしくは控えさせるための新たな賦課金制度が政府により導入される可能性がある。IFRIC 第 21 号「賦課金」を適用すると、関連する法令により賦課金を支払う義務を生じさせる活動が、引当金の認識上、義務を発生させる事象になる。この場合には、エネルギーの消費がこれに該当する。

²³ IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」は、IAS 第 37 号の第 14 項(a)に従って引当金の認識に関する義務を発生させる事象の識別に関するガイダンスを定めるために開発された。しかしこれは IAS 第 37 号にある既存のガイダンスであり、すなわち、過去の義務発生事象が存在し、資源の流出の可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に、引当金の認識が求められる

²⁴ IAS 第 37 号第 50 項を参照

推定的義務

企業は、公的なコミットメントにより推定的義務を生じさせるかどうかを評価することが求められる

企業は気候変動に関して一定の方法で行動する又は一定の活動を実施する公的コミットメントを行う場合がある。そうした企業は、引当金の認識が求められる推定的義務が生じているかどうかを評価することが求められる。IAS 第 37 号に従って、企業の将来の行為とは関係なく存在する過去の事象から生じる義務のみが引当金として認識され得る。

世界中の企業が、将来の温室効果ガスの排出についてネットゼロへのコミットメントを宣言している。開示されたネットゼロへのコミットメントは、目標を達成する道筋に関する詳細な説明なしに単純に温室効果ガス排出の削減に関する前提のみを述べている場合がある。また、短中期の計画の詳細について述べている企業もある。企業の説明が同じようであっても、財務諸表への影響は大きく異なり得る。

2023 年 11 月²⁵、IFRS 解釈指針委員会は、企業が行う気候関連（ネットゼロ）コミットメントに関する要望書について審議した。同委員会は、推定的義務の存在に関する IAS 第 37 号の要求事項について詳細に審議した。企業が妥当な期待を生じさせているかどうかの決定は、当該コミットメントに関する事実とそれを取り巻く状況に左右されると同委員会は指摘した。したがって、経営者は結論に至るために判断を適用する必要がある。それらの事実や状況が時間の経過とともに変化する場合、結論も同様に変化する可能性がある。同委員会は、その分析において企業が考慮すべきいくつかの要因（すべてを網羅したものではない）を以下のように議論した。

- 声明で使われている文言。行動計画を「実行する」、「実行することを約束する」、「実行することを誓う」と記述する声明は、企業の「目標」や「抱負」を記述する声明よりも、企業がそのコミットメントを履行することを示唆している可能性が高い。
- 声明を裏付ける計画の具体性と現状。例えば以下のような詳細を説明した、正式に承認された計画によって声明が裏付けられている場合、その企業は温室効果ガス排出削減目標を達成するだろうという妥当な期待を生じさせる可能性が高くなる。
 - 企業が削減目標を達成するために実行する行動計画の内容と時期
 - 長期目標に至る過程で企業が達成することを約束したマイルストーン
 - 経営者による当該マイルストーン及び長期目標への進捗度の測定方法（例えば、企業が使用する指標）
- コミットメントを履行するために必要な行動計画が実行されると予想される時期。短期及び中期の行動計画は、長期の行動計画よりも変更される可能性が低い。
- これまでの進捗状況の証拠の公開。企業が過去の声明で約束したマイルストーンをこれまでに達成してきているという証拠は、企業が現在の声明で約束しているマイルストーンや長期目標も達成するだろうという期待を高める可能性がある。反対に、企業が過去のマイルストーンを達成できなかつたという証拠は、そうした期待を低下させる可能性がある。

²⁵ IFRIC Update, 2024 年 3 月

そのような声明は企業が温室効果ガスの排出を削減する又は除去する責任を受け入れていることを公にするものであるが、それは、企業が引当金を認識できる、もしくは認識すべきであるということを自動的に意味するものではない。むしろ、財務報告の影響及び IFRS の該当する要求事項はその行動計画に左右される。例えば、一定の資産を低炭素排出資産に入れ替える計画を有している企業は、IAS 第 16 号に従って資本コミットメントを有することになるのか、またいつの時点で有することになるのかを検討する必要がある。既存の資産の除去は、減損の評価と耐用年数の再評価の両方に影響を及ぼす。「コミットメント」と呼ばれても、計画された行動は罰則なしに、また将来の事象の発生を条件に変更される可能性がある。すなわち、それらは廃棄引当金など他の負債の対象になる可能性がある。

推定的義務の存在を考慮する場合、企業の行動の時期は特に重要なとなる。IFRS 会計基準は、IAS 第 37 号第 74 項において、公表された計画が推定的義務を生じさせるためには、その実施はなるべく早く開始するように、そして計画の重大な変更が生じる可能性が低い期間内に完了するように計画される必要があることを示唆している。実施開始前に期間が延長されたり、またはリストラクチャリングが不合理に長い時間を要することが予想される場合には、企業には計画を変更する機会がまだあるため、引当金の認識は時期尚早であることを意味する。

したがって、ネットゼロ・コミットメントを支える具体的な行動計画を理解することが、IFRS 会計基準を適切に適用する上では非常に重要である。企業の活動が IAS 第 37 号に基づいて会計処理される場合(例えば、企業が罰金を支払う必要があると決定する場合)、現在の義務が存在しており、ひいては引当金を認識する必要があるかどうかを決定することが重要である。IAS 第 37 号では、いかなる負債も認識するためには、現在の義務が存在していることが求められる。過去の事象は、「当該事象により生じた義務を決済する以外に現実的な選択肢を企業が有していない」場合に限り、現在の義務を生じさせる。²⁶ 同委員会は議論の中で、「法律の制定のみでは企業に現在の法的義務を生じさせるのに十分ではないのと同様に、方針又は声明の公表のみでは企業に現在の推定的義務を生じさせるのに十分ではない。企業は、法律、方針又は声明が適用される事象が発生した場合にのみ、現在の法的又は推定的義務を有する。例えば、IAS 第 37 号に付属する設例 2B で示されているように、自身が汚染した土地を浄化するという方針を広く公表している企業には、土地を汚染した場合にのみ現在の義務が発生する。すなわち、方針の公表は企業に現在の義務を生じさせるのに必要だが十分ではない。」と述べた。

現在の義務に関する要求事項を説明するにあたり、IAS 第 37 号第 18 項は、「将来において営業を行うために発生する必要のあるコストについては、引当金を認識しない」と定めており、IAS 第 37 号第 19 項は「引当金として認識されるのは、企業の将来の活動(すなわち、将来における事業の遂行)とは独立に存在している過去の事象から生じた義務のみである」と定めている。²⁷

²⁶ IAS 第 37 号第 17 項

²⁷ IFRIC Update 2024 年 3 月

気候関連(ネットゼロ)コミットメントの文脈で、同委員会は以下の点を指摘した。

- 企業が、将来の行動(例えば、製造方法の変更、将来の炭素クレジットの購入及び償却)を必要とする気候関連(ネットゼロ)コミットメントを公表する場合、将来事業を行うために関連コストを負担する必要がある。これらのコストを負担する義務は、企業の将来の行動とは無関係に存在するわけではない。したがって、企業が当該コミットメントを公表する時点では、当該コストに係る現在の義務は生じていない。
- 企業は、製造方法を変更するために購入した資源(例えば、新しい工場や設備、再生可能エネルギーなど)の代金を支払わねばならなくなつた時点で、ただし、その資源を受け取った場合に限り、製造方法の変更に対する現在の義務を有することになる。同様に、温室効果ガスの排出を相殺するコミットメントの場合、企業は相殺すると約束したガスを排出した場合に限り、現在の義務を有することになる。

企業固有の計画が、ネットゼロへのコミットメントを適切に会計処理する鍵となることから、企業は、財務諸表利用者がその影響を理解できるように、適切な説明による開示を検討する必要がある。

企業固有の計画は、ネットゼロ排出へのコミットメントを適切に会計処理する際のカギになることから、企業は、財務諸表利用者がその影響を理解できるように、適切な説明を提供する開示を含めることを検討する必要がある。さらに、企業は気候変動の課題に取組む意欲、目標及び意図する行動を記述する際には明確な表現が確実に使用されるように注意しなければならない。例えば、読み手は、移行計画に記載される行動の過程から企業が現実的に逸脱することができる範囲について、その理解に苦しむかもしれない。

Vale 社は 2024 年財務諸表注記の中で、脱炭素化目標を評価し、IAS 第 37 号の要件に従って引当金を認識する必要はないとの結論に達したと述べている。

Illustration 4-1 – Vale S. A. - 2024 Financial Statements (Mining sector)

4. Climate-related financial information

The Company evaluated its decarbonization targets by analyzing the criteria for recognition of provision according to IAS 37 - Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets. There is no provision as of December 31, 2024 because the target does not represent a present obligation for the Company.

廃棄及び資産除去債務

気候関連リスク及び関連法令の制定により、過去の判断の再検討が求められる可能性がある

石炭又は石油及びガスプラントについて、従前には耐用年数を確定できないと考えられていたことから、それら資産の廃棄費用に関し引当金が認識されていない可能性がある。Shell 社が 2022 年度年次財務諸表で示しているように、気候関連リスク及びそれに関連する法令により、そうした判断を見直さなければならなくなる、又は新たに廃棄引当金を認識、又は偶発負債を開示しなければならなくなる可能性がある。

Illustration 4-2 –Shell Plc - 2022 annual report (Oil and gas sector)

31. Legal proceedings and other contingencies

Decommissioning and restoration of manufacturing facilities

Prior to 2020, in line with industry practice, Shell's policy had been not to recognise decommissioning and restoration provisions associated with manufacturing facilities in Oil Products and Chemicals. This was on the basis that these assets were considered to have indefinite lives and, therefore, that it was considered remote that an outflow of economic benefits would be required.

In 2020, the changed macroeconomic fundamentals were considered, together with Shell's plans to rationalise the Group's manufacturing portfolio. It was also reconsidered whether it remained appropriate not to recognise decommissioning and restoration provisions for manufacturing facilities.

It was concluded that the assumption of indefinite lives for manufacturing facilities was no longer appropriate, and the need for either recognition of decommissioning and restoration provisions or contingent liability disclosure was reviewed. In 2020, provisions had been recognised for certain shorter-lived manufacturing facilities, but for the remaining longer-lived facilities, where decommissioning would generally be more than 50 years away, it was concluded that, while there is a present obligation that has arisen from past events, the amount of the obligation cannot be measured with sufficient reliability. This conclusion was reached on the basis that the settlement dates are indeterminate; and that other estimates, such as extremely long-term discount rates for which there is no observable measure, are not reliable. Consequently, a decommissioning and restoration obligation exists that cannot be recognised or quantified and that is disclosed as a contingent liability.

さらに、気候変動に関連する不確実性が内在していることを考慮すると、企業は起これ得るシナリオの影響に関する感応度分析を実施し、それを開示する必要がある場合もある。Equinor 社は、2024 年度の財務諸表において、現在予定されているよりも 5 年早く資産を撤去した場合の財務諸表への影響を定量化し、資産除去債務に関する感応度分析を提供している。

Illustration 4-3 – Equinor ASA - 2024 annual report (Oil and gas sector)

Note 3. Climate change and energy transition

Timing of Asset Retirement Obligations (ARO)

As mentioned above, there are currently no assets triggered for earlier cessation as a result of Equinor's ambitions in the Energy transition plan. However, if the business cases of Equinor's producing oil and gas assets should change materially, this could affect the timing of cessation of the assets. A shorter production period will increase the carrying value of the liability. To illustrate, performing removal five years earlier than currently scheduled would increase the liability by around USD 1.1 billion before tax and excluding held for sale assets (around USD 1.2 billion in 2023), which is mainly related to E&P Norway. See [note 23](#) Provisions and other liabilities for more information regarding Equinor's ARO, including expected timing of cash outflows of recognised asset retirement obligations. The most significant cash outflows are expected between 2035-2039.

気候関連リスク又は関連する法令により企業に新たな廃棄義務が生じるだけでなく、廃棄が前倒しされることもある。この場合、割引計算に影響して、従前に認識している引当金が増加することになる。関連する有形固定資産に含まれる廃棄引当金の対応勘定も IFRIC 第 1 号に従い、増加することになる。また、Rio Tinto 社が 2024 年度年次財務諸表で示しているように、気候関連事項を考慮した結果生じる廃棄活動の見積費用の変動は、既存の廃棄及び資産除去債務の測定に影響を与える可能性がある。

Illustration 4-4 – Rio Tinto Plc - 2024 annual report (Extractive sector)

14 Close-down and restoration provisions

Impact of climate change on our business - close-down, restoration and environmental costs

The underlying costs for closure have been estimated with varying degrees of precision based on a function of the age of the underlying asset and proximity to closure. For assets within 10 years of closure, closure plans and cost estimates are supported by detailed studies which are refined as the closure date approaches. These closure studies consider climate change and plan for resilience to expected climate conditions with a particular focus on precipitation rates. For new developments, consideration of climate change and ultimate closure conditions are an important part of the approval process. For longer-lived assets, closure provisions are typically based on conceptual level studies that are refreshed at least every 5 years; these are evolving to incorporate greater consideration of forecast climate conditions at closure.

Closure cost composition as at 31 December	2024	2023
	US\$m	US\$m
Decommissioning, decontamination and demolition	3,065	3,591
Closure and rehabilitation earthworks ^[a]	4,628	4,609
Long-term water management costs ^[b]	1,316	1,236
Post-closure monitoring and maintenance	1,581	1,806
Indirect costs, owners' costs and contingency ^[c]	5,141	5,908
Total	15,731	17,150

(a) A key component of earthworks rehabilitation involves re-landscaping the area disturbed by mining activities utilising largely diesel-powered heavy mobile equipment. In developing low-carbon solutions for our mobile fleet, this may include electrification of the vehicles during the mine life. The forecast cash flows for the heavy mobile equipment in the closure cost estimate are based on existing fuel sources. The cost incurred during closure could reduce if these activities are powered by renewable energy.

(b) Long-term water management relates to the post-closure treatment of water due to acid rock drainage and other environmental commitments and is an area of research and development focus for our Closure team. The cost of this water processing can continue for many years after the bulk earthworks and demolition activities have completed and are therefore exposed to long-term climate change. This could materially affect rates of precipitation and therefore change the volume of water requiring processing. It is not currently possible to forecast accurately the impact this could have on the closure provision as some of our locations could experience drier conditions whereas others could experience greater rainfall. A further consideration relates to the alternative commercial use for the processed water, which could support ultimate transfer of these costs to a third party.

(c) Indirect costs, owners' costs and contingency include adjustments to the underlying cash flows to align the closure provision with a central-case estimate. This excludes allowances for quantitative estimation uncertainties, which are allocated to the underlying cost driver and presented within the respective cost categories above.

不利な契約

気候変動及び関連する法令変更は、一定の事業活動がもはや実行可能でなくなることを意味する可能性がある

環境に優しい素材や処理工程の採用に関連する費用の増加により、従前は利益が生じると見込まれた契約が、損失を出すと見込まれるようになる可能性がある。契約が不利だと判断される場合、引当金はその契約から解放されるための最小の正味コストを反映することになる。最小の正味コストは、契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方になる。しかし、契約不履行でも支払うべき罰金又は補償が存在しない場合、企業が契約の遂行を選択する場合でも、引当金は計上されない。

ビジネス・モデル

気候変動及びそれに関連する法令変更は、例えば石油の掘削やディーゼル・エンジンの製造組立など、現在の事業活動の一定の領域について、今の形態のままではもはや実行可能でなくなることを意味する可能性がある。つまり、契約済プロジェクトや資本コミットメントが破棄され、結果として不利な契約になる、また極端なケースでは個々の部門や事業のリストラや廃止が生じる。企業は、ビジネス・モデルの変更により関連するリストラチャーリング引当金の認識が求められるのか、またそれはいつなのかを評価する必要がある。

法的請求

大抵の場合、法的請求に関する引当の必要性を評価することは、引当金の計上に関する最も困難な課題の 1 つである。非常に長い時間が掛かる場合もある司法手続き自体が有する不確実性がその主な原因である。企業が係争の解決又は裁判所による決定内容の履行に要する費用について引当金を認識する必要があるか否かは、適切な法的助言に基づき、それぞれのケースの具体的な状況を合理的に勘案した上で判断に依ることになる。Shell 社が下記 2024 年度年次財務諸表で説明しているように、企業は、気候関連事項に関する訴訟が将来的にはさらに一般的になり、その結果に関する不確実性はさらに増すものと想定している。

Illustration 4-5 –Shell Plc - 2024 annual report
(Oil and gas sector)

31. Legal proceedings and other contingencies

Climate change litigation

In the USA, energy companies (including Shell), industry associations, and others have been named in several matters alleging responsibility for the impacts of climate change due to the use of fossil fuels. These matters assert various theories of liability for a wide variety of harms, including but not limited to, impacts to public and private infrastructure, natural resources, and public health and services. As of December 31, 2024, 31 lawsuits naming Shell as a defendant were pending.

In the Netherlands, in a case against Shell brought by a group of environmental non-governmental organisations and individual claimants (referred to herein as "Milieudefensie"), the Hague District Court in 2021 found that while Shell was not acting unlawfully, Shell had the obligation to reduce the aggregate annual volume of CO₂ emissions of Shell operations and energy-carrying products sold across Scope 1, 2 and 3 by 45% (net) by the end of 2030 relative to its 2019 emissions levels. For Scopes 2 and 3, this was a significant best-efforts obligation. Shell appealed that ruling. On November 12, 2024, the Hague Court of Appeal upheld Shell's appeal and dismissed the claim against Shell. In doing so, the Court of Appeal annulled the earlier judgment of the District Court in its entirety with immediate effect. On February 11, 2025, Milieudefensie filed an appeal to the Supreme Court of the Netherlands.

Management believes the outcome of these matters should be resolved in a manner favourable to Shell, but there remains a high degree of uncertainty regarding the ultimate outcome of these lawsuits, as well as their potential effect on future operations, earnings, cash flows and Shell's financial condition.

また、気候変動に関する新しい法令は、既存の法的請求に関する経済的便益の流出が可能性がある(possible)から可能性が高い(probable)に高まることで、偶発負債の開示ではなく引当金の認識が必要になる場合がある。

開示

関連性がある場合、企業は引当金計上の際に気候変動をどのように考慮したかを開示する必要がある

気候変動の影響が生じる時期及びその度合いには不確実性がある。企業は、こうした不確実性や、引当金を認識及び測定する際に行った仮定及び判断を財務諸表利用者が理解できるよう十分かつ適切な開示を行う必要がある。関連性がある場合、企業は、引当金の測定又は偶発負債の開示、主要な仮定に使用した数値の開示(廃棄に伴う経済的便益の流出時期など)、報告期間における主要な仮定の重要な変更、その変更の理由、及び費用又は時期に関する仮定の変更に対する重要な気候関連引当金の感応度のそれぞれに關し、気候変動をどのように考慮したかを開示する必要がある。開示に関するより詳細な解説はセクション1を参照されたい。

弊法人のコメント

気候関連事項は潜在的に、引当金の認識及び測定、偶発負債の開示の必要性に重要な影響を与える可能性がある。しかし、IAS 第 37 号では、企業の将来の行為から独立して存在する過去の事象から生じた義務のみが、引当金として認識されなければならない。

気候変動の範囲及び影響を評価する際に存在する重大な不確実性に鑑みると、企業は、それらの不確実性、引当金の測定又は偶発負債の開示において気候変動をどのように考慮したか、そして、引当金を認識及び測定する際に経営者が行った仮定及び判断について、財務諸表利用者が理解できるように十分な情報の開示を提供する必要がある。

5. 公正価値測定

5.1 論点

IFRS 第 13 号「公正価値測定」は公正価値を出口価格と定義し、企業は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いなければならない。公正価値は、報告企業に特有の価値ではなく、またリスク評価又は固有のシナジー効果が他の市場参加者と異なるような特定の市場参加者に特有の価値でもない。

公正価値は、資産又は負債の価格付けを行う場合に主要な(最も有利な)市場における市場参加者が考慮するものを重視しており、気候変動が公正価値を測定するために使用する仮定に影響を与えるのか、またどの程度の影響を与えるのかの判断は慎重に行う必要がある。これには、例えば、資産又は負債の価格に気候関連リスクがどのように影響を与えると市場参加者が考えているか、気候変動(それにより資産が特徴付けられる場合)によって資産に課せられる制限の影響、及び物理的に可能で法律上も許可されており財務的に実行可能かつ企業が現在使用していると推定される非金融資産の最有効使用が含まれる。サステナビリティ報告における開示によって、資産又は負債についての情報が追加的に提供されることになるため、市場参加者が支払ってもよいと考える金額に影響を及ぼすかもしれない。しかしながら、そうした情報が市場参加者の仮定、インプット及び感応度に及ぼした影響額を算定するには相当な判断が求められる可能性が高い。例えば、「環境に配慮した」建物には賃料にプレミアムが付く可能性があるものの、そのプレミアムが建物の環境に配慮した性質によるものか、建物の立地などの他の要因によるものか、あるいはその両方によるものかを決定するには判断を要する。

IFRS 第 13 号は、企業は観察可能なインプットを観察可能ではないものに優先して使用しなければならないと定めている。これは、リスクが市場で価格付けされておらず、(全体として)公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分に影響を及ぼす場合には特に困難になる可能性がある。例えば、気候情報を提供することで投資家の企業に対する感情は改善するだろうが、その感情が企業に与える影響を定量化することは困難であろう。

開示に関するその他の要求事項において、IFRS 第 13 号は、使用されている観察可能でないインプットの変動が、経常的なレベル 3 の公正価値測定に重要な影響を及ぼす場合、それらのインプットの変動に対する当該公正価値測定の感応度について説明的記述を示すことを企業に対して要求している。金融商品については、それ以外にも合理的に考え得る代替的な仮定の影響に関する定量的情報が求められる。

5.2 影響

測定

企業は、公正価値測定が、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮されていることを担保することを担保する必要がある

企業は、関連する公正価値測定は、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮していることを担保すべきである。気候変動は、現在又は将来の企業の資産及び負債に目に見える影響を及ぼす(例:海面上昇、気象パターンの変化、公害レベルの悪化)。2025 年 1 月 31 日に発効する国際評価基準(国際評価基準評議会が発行)では、「企業、資産又は負債の価値を決定する際には、重要な[環境、社会及びガバナンス]要因の影響を考慮すべきである」と規定されている。環境要因には気候変動が含まれるため、気候変動を評価技法に組み込むことが慣習化される可能性がある。²⁸

²⁸ 国際評価基準、2025 年 1 月 31 日発効、Red-line edition, p69. 国際評価基準評議会のウェブサイトで閲覧可能

気候変動に対する政府又は企業の対応は既知となっている部分もあれば(例:法律や規制の変更、合意された目標に対するコミットメント又は公害の影響を低減するための支出)、単に想定されているだけの部分もある(例:ビジネス・モデルの変更、消費者、同業他社、供給業者、貸手及び投資の行動変化)。リスクや機会は、現実のもの又は想定されるもののいずれであるかにかかわらず、資産又は負債の公正価値に潜在的に影響を与える。

IFRS 第 13 号は、測定対象となる資産又は負債の公正価値について、会計単位に応じて測定することを求めている。したがって、企業は、気候関連要因がどの資産及び(又は)負債に影響するのかを理解する必要があり、二重計算が生じる又は関連性のある要因が省略されることがないようにしなければならない。例えば、気候関連で進展が生じたため、より費用の増加が見込まれる場合、それは採掘企業が保有する有形固定資産項目の帳簿価額及び関連する原状回復のための引当金にも影響を与える。しかし、有形固定資産項目の公正価値を測定する場合、企業は、市場参加者が資産の価格付けを行う場合に目的適合的と考えるであろうインプットのみを考慮する必要がある。

市場参加者が、資産又は負債に固有のリスク、又は公正価値を測定する際に使われる評価技法におけるリスク(例:評価技法は気候関連事項を明示的に考慮していないかった)について調整することを検討する場合、そのようなリスク調整は公正価値測定の仮定として考慮すべきである。例えば、投資不動産の将来キャッシュ・フローを見積る場合、気候変動はエネルギー・コスト、当該不動産から得られる賃貸収入、空室率、メンテナンス費用などの仮定に影響を及ぼす可能性がある。しかし、気候関連要因がさらに重視されるようになるとともに、その要因を公正価値測定に組み込むことは特に困難で、インプットは現段階では観察可能にはならないかもしれない。場合によっては、関連するプログラムを測定、検証及びモニタリングを行うための標準的なフレームワークが存在しないこともある。また、変更が原則、合意されるとしても、そのタイミングは不明であるか、又は変更される可能性がある。リスクが定量化されタイミングが推定できるとしても、市場及び市場参加者は、資産又は負債の価格に関しそれをどのように調整すべきかを未だ知らない可能性もある。したがって、企業は、関連性がある気候関連リスクを公正価値測定に組み込むことができるかどうか、できるとすればどのように組み込むべきかを検討する必要がある。

気候リスクについて信頼性をもって価格付けを行い、気候変動変数を評価に組み込むという市場参加者の能力は、徐々に向上していくことが想定される。これは、有担保デリバティブの割引計算を行う際に、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)からオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)金利へと、市場参加者が段階的に採用していくプロセスに似ているかもしれない。²⁹ 移行期間においては、企業は、適切な市場参加者の仮定を判定するために相当の判断を行使しなければならないであろう。

公正価値測定において調整を行うべきかどうかを検討する場合、以下のような質問が考えられる。

- 資産又は負債に係る市場又は市場参加者は変化しているか。
企業は市場参加者が誰であるかを見直す必要がある場合がある。例えば、ディーゼルの需要が徐々に減少している状況では、市場参加者はディーゼル市場で製品を販売する能力を失い、代替市場に目を向ける可能性がある。
- 市場参加者は気候変動変数を公正価値測定に組み込む可能性が高いか。
ある企業は、資産の使用及び価値において気候変動変数の影響を考慮するかもしれないが、他の市場参加者がこれらの変数を取引に組み込まない場合、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の下でそれらをインプットとして含めることは適切ではない。

²⁹ 一部の市場参加者は OIS 金利への切替えを行い、他の市場参加者は LIBOR を引き続き使用して割引するという期間があった。

- マーケット・アプローチの一部として代用数値を使用する場合、適切な代用数値を選択する上で気候変動変数が考慮されているか。

選択した代用数値が、評価対象と同様の気候リスク要因に対するエクスポージャーを表すことが重要である。例えば、石油会社に対する投資を評価する場合、再生エネルギー製品提供の開発に重点的に投資している石油会社の株式評価において、気候変動要因の影響は、そのような製品提供の開発への移行計画を有していない同様の石油会社の株式評価の場合とは異なる可能性が高い。異なる気候リスク要因を有する代用数値を使用する場合は、調整が必要となるであろう。
- 流動性が低い無担保デリバティブの相手方当事者に対して信用評価調整を測定する際に代用数値を使用する場合、適切な代用数値の選択時に気候変動変数が考慮されているか。

観察可能な相手方当事者に特有の信用スプレッドが存在せず、かつ代用数値が使われる場合、信用評価調整の測定は、当該当事者が気候関連リスクに大きくさらされるとしたら調整する必要があるかもしれない(ただし、調整は市場参加者が行う調整と整合的であることが前提)。
- 資産に課せられる制限が考慮されているか。制限が変更または追加されているか。

制限が(企業自体の特徴とは対照的に)測定対象となる資産の特徴となる場合、制限は公正価値測定に織り込むべきである。例えば、森林からの木材の切り出しが炭素回収スキームの一環として部分的に制限される場合、このような制限は測定対象の資産の特徴を表すことになるため、考慮対象となるだろう。例えば、制限は法律の改正(例:高排ガス車を段階的に廃止する)により一定期間で変化する可能性があり、公正価値測定の文脈で改めて評価する必要がある。

インカム・アプローチ(例:割引キャッシュ・フロー法)を使用する場合、以下のような質問が考えられる。

- 当該技法には気候リスク要因の影響を織り込んでいるか、織り込んでいる場合にはどの程度組み込んでいるのか。

企業は、予測キャッシュ・フロー及び(又は)割引率に気候リスク要因を織り込んでいるか、かつ内部的に整合的であるかどうかを確認する必要がある。例えば、内燃機関(ICE)を生産する自動車会社の株式評価については、ICE が将来規制されるリスクを考慮すると、キャッシュ・フロー予測の推定に、確定できない長期の期間にわたる ICE の販売成長率を用いることは適切ではないだろう。
- 気候変動リスク要因が二重計算されていないか。

キャッシュ・フロー予測と割引率の両方にリスクを加味する二重計算は回避すべきである。逆にリスクがキャッシュ・フローにおいて適切に考慮されていない場合、割引係数の調整が必要になるであろう(ただし、調整は市場参加者が行う調整に整合的であることが前提)。

非金融資産については、以下のような質問が考えられる。

- 気候リスクに対応する動きで企業の資産の既存の用途が変わったか。
- 市場参加者が同様の資産の用途変更をしたと示唆するものが存在するか。
- 現在及び(又は)見込まれる気候変動は、資産にプラスに影響するか、又はマイナスに影響するか(例:海面上昇、気象パターンの変化)。
- 現在の使用が最有効使用と異なる場合、その理由は。

例えば、座礁資産について企業は、自らの視点からは価値が低いと考えるかもしれないが(おそらく自ら選択した気候変動に向けた移行事業計画において、それは将来計画に含まれないからである)、IFRS 第 13 号は市場参加者の視点からの最有効使用を考えているため、公正価値測定値は企業の現在の用途を仮定した場合よりも高くなる可能性がある。

開示

企業が公正価値を測定するにあたり関連するリスクについて調整できるかどうかに関係なく、それらのリスク及び潜在的な影響を開示することは重要である。特に財務諸表利用者は、関連性のある気候関連要因が技法及びインプットの中に組み込まれているか、また組み込まれている場合はどのように組み込まれているかを理解する必要がある。

気候リスク要因が公正価値測定に重大な影響を与える場合、追加的開示が、特に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について求められる。これには、評価プロセスの変更及び観察可能でないインプット及びそれらのインプットの相互関係の変動に対する感応度が含まれる。企業は、IFRS 第 13 号の開示目的を満たすのに追加的な情報が必要かどうかの検討が求められる。

仮に企業がさらに多くの情報(例:財務報告としてよりも、自社の目的の観点からの気候関連要因の組込み)を伝えたいと考えるようであれば、企業は財務諸表における開示が適切か、それとも経営者による説明及び分析(MD&A)で記載した方がより適切であるかを検討する必要がある。

下記の開示例 5-1 では、Mondi 社の 2024 年度財務諸表において、レベル 3 の公正価値測定に関し、気候変動が公正価値測定において関連するインプットにどのように影響するかを記載している。気候関連要因(例:水不足、火災リスク)が、市場参加者が考慮し公正価値測定において使用されるインプットにどのように影響するかを明確に説明している。

Illustration 5-1 – Mondi Plc – 2024 annual report (Containers and packaging sector)

15 Forestry assets

The following assumptions have a significant impact on the valuation of the Group's forestry assets:

- The net selling price is defined as the selling price less the costs of transport, harvesting, extraction and loading, and all selling prices and costs are denominated in South African rand. The net selling price is based on third-party transactions and is influenced by the species, maturity profile and location of timber. In 2024, the net selling price used ranged from the South African rand equivalent of €15 per tonne to €58 per tonne (2023: €15 per tonne to €53 per tonne), with a weighted average of €32 per tonne (2023: €34 per tonne).
- The conversion factor, which is used to convert hectares of land under afforestation to tonnes of standing timber, is dependent on the species, the maturity profile of the timber, the geographic location and a variety of other environmental factors, such as the anticipated impact of climate change on water scarcity and fire risks. In 2024, the conversion factors ranged from 7.7 to 25.3 (2023: 7.6 to 25.0).
- The risk premium on immature timber of 12.6% (2023: 12.4%) is based on an assessment of the risks associated with forestry assets in South Africa and is applied for the years the immature timber has left to reach maturity. A risk premium on mature timber of 4.0% (2023: 4.0%) was applied. The risk premium applied to immature and mature timber includes factors for the anticipated impact of climate change on water scarcity and fire risks. An increase in the severity and frequency of extreme weather events, such as higher temperatures, changes in rainfall patterns and drought conditions, may result in higher timber losses in future years caused by stronger winds, erosion, fires, pests and diseases.

Channel Infrastructure NZ 社の事例では、輸入ターミナルシステムの評価には、2050 年までにネットゼロを達成するという政治的なコミットメントを反映した更新後の燃料需要予測が組み込まれている。

Illustration 5-2 – Channel Infrastructure NZ Limited – 2024 annual report (Fuel Infrastructure sector) – extract

Notes to the Consolidated Financial Statements - Note 9 Property, Plant and Equipment

Revaluation of the Import Terminal system

The Import Terminal System (ITS) was independently valued by Deloitte at 31 December 2024. The valuation, undertaken in accordance with NZ IAS 16 *Property, Plant and Equipment* and NZ IFRS 13 *Fair Value Measurement*, established a "fair value" based on the price a market participant could obtain from selling the asset in an orderly, well-structured competitive sales process, and includes the benefit from a higher tax depreciable value of property, plant and equipment for an acquirer. The net present value methodology was used to determine a market participants sales value. This approach values the assets of the ITS that are currently in operation and the land that the ITS occupies.

The fair value of the ITS excludes the unutilised land, the residual value of refining assets and the revenue from tanks that require additional growth capex as at the valuation date, including the 10-year jet fuel storage contract with Z Energy (announced in August 2024) and the contract to develop a bitumen import terminal for Higgins (announced in November 2024). The fair value was determined to be in the range of \$1,069 million to \$1,234 million, with a mid-point valuation of \$1,145 million used for asset revaluation purposes. This valuation exceeded the carrying value of property, plant and equipment by \$274 million which was recognised through the Statement of Comprehensive Income (Revaluation reserve). As a consequence of the revaluation, accumulated depreciation on the import terminal assets has been reset to nil.

The fair value of the ITS has increased since 31 December 2023 as a result of changes in the discount rate, and execution of the Company's strategy which has resulted in additional contracted storage revenue and changes in the terminal value methodology to reflect use of the ITS for future fuels storage and transportation.

Assumptions underpinning the ITS valuation

The key assumptions used in the ITS valuation are described below.

- **Fuel demand outlook.** Demand outlooks were formulated by Envirox, a third party oil and gas market expert, and are consistent with the outlook published on Channel's website (www.channelnz.com). This forecast is a revision of Envirox's (Hale & Twomey) forecast released in 2022, which was an input in the previous ITS valuation, updating for the political consensus to make progress towards net-zero emissions by 2050, updates to national fuels volume forecast, Channel's market share and Auckland Airport demand data. For the ITS valuation, the 2060 demand forecast is considered 'steady-state' with volumes assumed flat thereafter. The jet fuel forecast has the most significant impact on the valuation and the broadest range of forecast outcomes.
- **Import terminal fees.** Terminal fees were estimated based on the fuel demand outlooks, and the pricing that is consistent with Terminal Services Agreements ("TSA") and Contracted Storage Agreements agreed with the customers, and subject to a PPI escalation. Approximately 50% of Channel's current revenue is fixed and independent of fuel volume. The current TSA's are forecast to roll-over at the expire in August 2042. Each of the existing storage contracts are forecast to roll-over at their respective expiry, indexed at PPI. Contracted storage tanks that require additional growth capex as at the valuation date have not been included in the valuation.
- **Long term growth rate (PPI).** The long term inflation rate adopted in the ITS valuation is 2%.
- **Discount rate.** The nominal post-tax weighted average cost of capital was estimated to be in a range of 6.5% to 7.5%, with the mid-point estimate of 7.0% used in the ITS valuation.

Sergo 社は 2024 年度年次報告書に、サステナビリティ及び環境関連事項が不動産の評価においてどのように検討されているかを記載している。

Illustration 5-3 – Segro Plc - 2024 annual report (Real estate sector)

25. Property Valuation Techniques, Sustainability and Climate Change Considerations and Related Quantitative Information

Sustainability valuation considerations

The Group's valuers, CBRE, note in their valuation report that the impact of sustainability factors on valuations have been considered. In a valuation context, 'sustainability' encompasses a wide range of physical, social, environmental, and economic factors that can affect value of an asset, even if not explicitly recognised. The valuers consider the following areas to have the most potential to impact on the value of an asset: Energy Performance; Green Certification; Sources of Fuel and Renewable Energy Sources and Physical Risk/Climate Risk. The valuers have considered in particular the EPC ratings and the appropriate capital expenditure which will be required to obtain the necessary EPC rating to attract and maintain the tenants required in the future. The valuers are also aware of the impact of flood risk and have noted the impact this has had on potential purchasers.

Climate risk legislation

The UK Government and the EU is currently producing legislation on the transition to net-zero. The UK Government is currently producing legislation which enforces the transition to net-zero by 2050, and the stated 78 per cent reduction of greenhouse gases by 2035. This is understood to include an update to the Minimum Energy Efficiency Standards, stated to increase the minimum requirements for non-domestic properties from an E to a B in 2030. The UK Government also intends to introduce an operational rating. It is not yet clear how this will be legislated, but fossil fuels used in buildings, such as natural gas for heating, are incompatible with the UK's commitment to be net-zero carbon by 2050. This upcoming legislation could have a potential impact to future asset value.

The introduction of mandatory climate-related disclosures in the UK and EU (including 'Task Force on Climate-related Financial Disclosures' (TCFD) in the UK and 'Sustainable Finance Disclosure Regulations' (SFDR) and 'Corporate Sustainability Reporting Directive' (CSRD) in the EU), including the assessment of physical and transition climate risks, may potentially have an impact on how the market views such risks and incorporates them into the sale and letting of assets.

Sustainability and climate risk legislation has an impact on the value of an asset, even if not explicitly recognised. Where the valuers recognise the value impacts of sustainability and legislation, they are reflecting their understanding of how market participants include sustainability and legislation requirements in their bids and the impact on market valuations.

弊法人のコメント

企業は、IFRS 第 13 号に準拠した公正価値測定を実施していることを担保するために、公正価値測定に組み込まれた気候変動変数はいずれも、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に考慮するであろう変数であることを担保する必要がある。例えば、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が先日 IFRS S2 号を公表しており、財務諸表外で開示される情報をはじめ、気候関連リスクについてより多くの情報が将来入手可能になるであろう。気候関連リスクの価格付けに関する信頼性及び気候変動変数を資産等の評価へ組み込んで行く方法は徐々に改善していくものと見込まれる。

公正価値測定において気候関連要因を考慮に入れるには、相当な判断を行使する必要があることから、見積りの不確実性の大幅な増大につながるだろう。したがって、企業は、気候関連リスクの公正価値測定への影響に関する開示にあたり、十分な透明性を持って情報提供を行う必要がある。

6. 金融商品

6.1 論点

IFRS 第 9 号「金融商品」は、企業に償却原価で測定される金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産、ならびに一定の金融保証及びローン・コミットメントに関して、予想信用損失 (ECL) を認識することを求めている。気候変動もこれらの金融商品の予想信用損失に関する企業の評価に影響を及ぼし、予想信用損失に対する引当金をより多く計上する可能性がある。エクスポートージャーにさらされている期間が長くなればなるほど、またカウンターパーティが気候変動の影響を受ける程度が大きくなればなるほど、その影響も大きくなるであろう。

また企業は、IFRS 第 9 号に従って金融資産が保有されるビジネス・モデル及びその契約条件に基づき金融資産を分類及び測定しなければならない。契約条件の評価は、特定のサステナビリティ・パフォーマンスを達成するのに借手にインセンティブを与える金融商品である、いわゆる「サステナビリティ連動」貸付や債券に特に関連する。これらの目標は通常、環境、社会及びガバナンス (ESG) 関連の規準に関係する。これらの特徴を有する金融商品がますます一般的になりつつあるなかで、これらの融資に組み込まれた条件付の金利修正条項により、基本的な融資の取決めに整合的ではない（その結果、「元本及び利息の支払のみ (SPPI)」の要件を満たさない）ような貸付のキャッシュ・フローの追加的な変動性が生じる場合がある。その場合、当該貸付金は純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定されることになる。

6.2 影響

予想信用損失

さまざまな不利な将来の気候リスクは借手の債務不履行の発生確率に影響を及ぼす可能性がある

IFRS 第 9 号は、将来予測情報を使用して予想信用損失を認識することを求めている。様々な経済シナリオにおいて、悪影響を与える将来の気候リスクがますます織り込まれるようになっており、それらは借手の債務不履行の発生確率及び債務不履行の場合に貸手が負担する損失の範囲に影響を及ぼし得る。気候関連リスクはおおまかに物理的リスクと移行リスクとに分類される。物理的リスクには、具体的な気象現象（暴風雨や山火事）及び長期的な気候条件の変化（海面上昇など）による損失リスクが含まれる。移行リスクは、よりサステナブルな経済（内燃機関自動車から電気自動車へと移行しつつある自動車産業など）に移行する際に生じる財務上の損失のリスクに関係する。

物理的リスクでは、事業の中断、財務の健全性への影響、資産価値及び失業などが生じ借手の信用度に影響が生じ得る。移行リスクにおいても、とりわけ影響を受ける産業及び（又は）国に関しては、政策の転換が急進的に又は即座に施行される場合などには、信用の質が急速に悪化する可能性があり、これらの要因も債務を返済し金利を支払う借手の能力の評価において考慮すべきである。

信用リスクの観点からは、気候変動に関する物理的リスク及び移行リスクは潜在的に以下に影響を及ぼす。

- **倒産確率 (PD)** - これはエクスポートージャーのステージ及び ECL 引当金の測定に影響を与える。債務不履行を予測する過去の相関はもはや関連性がない可能性がある。そのため、気候変動の影響を捕捉する新しい金融及び非金融の測定指標が今後利用可能となるに従って、顧客のリスク格付の方法を更新する必要がある。また、規制の動向が与える影響も考慮すべきである。

- **デフォルト時損失率(LGD)** - これは ECL 引当金の最終的な測定に影響を与える。物理的及び移行リスクは、例えば住宅担保融資などの担保価値に影響を及ぼし、企業は過剰債務について異なる回収戦略を検討する必要がある。
- **モデル・アジャストメント** - 企業は気候リスクを ECL 引当金に、特にデータ及びモデルの限界があることを念頭に、短期的に気候リスクを織り込むためにモデル内の調整又はモデル適用後の調整をするために判断の行使が必要になる。ガバナンス・プロセスの改善もこれらの判断を支えるために要求される。
- **フォワード・ルッキング情報** - 企業は気候リスクをマクロ経済シナリオに織り込む必要があるかもしれない。マクロ経済シナリオに内在する期間が長くなればなるほど、脆弱な分野又は母集団に対する企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、気候リスクのそれらのシナリオへの影響が大きくなる可能性が高い。
- **集中リスク** - 気候リスクは脆弱な部門又は地域におけるリスク・エクスポージャーを高める可能性がある。農業や保険などの分野は特に物理的リスクに脆弱である。鉱業及び石油・ガスは特に移行リスクにさらされる。緯度が低い地理的地域や干ばつ又は洪水に襲われる地域は特に物理的リスクにさらされる可能性がある。リスクの集中度の変化は ECL 引当金のモデリング及び信用リスクの集中の開示に影響を及ぼす。企業、特に銀行のように大きな信用リスク・エクスポージャーが存在する企業は気候リスクを企業自身のリスク・フレームワークに統合する様々な段階にあり、それに伴い複数の課題が存在している。

企業、特に銀行のように大きな信用リスク・エクスポージャーが存在する企業は気候関連リスクを企業自身のリスク・フレームワークに統合する様々な段階にあり、それに伴い複数の課題が存在している。

- 気候関連リスクは不確実、非線形で広範に及ぶ。
- 気候リスクの規模及び影響を理解するために利用できる複数の予測及びシナリオが存在するが、経済及び財務への影響の予測は限定的である。
- 利用可能なデータ及び予測は、タクソノミー及び基準の世界的なばらつきを考えると常に比較可能とは限らない。
- 企業は顧客に新しい種類のデータを収集し、新しいプロセス及びガバナンスを整備する必要がある。
- 気候リスク・エクスポージャーを測定するための適正な測定指標を識別することは困難が伴う。
- 気候シナリオ分析をリスク評価に織り込むことに関しては、明確化が進み、新たなコンセンサスも見られるようになっている。

開示例 6-1 は、National Australia Bank 社が 2023 年度年次財務諸表で信用リスク評価の一環で気候関連リスクに対するエクスポージャーをどのように検討していたかを示している。この開示例では、ESG リスクに対するエクスポージャーは、フォワード・ルッキングな調整の一環で考慮されている。

Illustration 6-1 – National Australia Bank Limited- 2023 annual report (Financial services sector - banking) ³⁰

ESG risks

The Group is exposed to ESG and other emerging risks. The following items are examples of how these risks may impact the Group:

- Increases in the frequency and severity of climatic events could impact customers' ability to service their loans or the value of the collateral held to secure the loans.
- Action taken by governments, regulators and society more generally, to transition to a low-carbon economy, could impact the ability of some customers to generate long-term returns in a sustainable way or lead to certain assets being stranded in the future.
- Failure to comply with environmental and social legislation (emerging and current) may impact customers' ability to generate sustainable returns and service their loans.
- If in future customers don't hold appropriate levels of insurance for physical assets against certain risks, this may impact the value the Group can recover in the event of certain natural disasters.

The Group considers these risks as part of the credit risk assessment and due diligence process before relevant customers are granted credit and for new product development. The Group also manages its total credit portfolio within established risk appetite and limits, particularly for specific industries or regions that are more exposed to these types of risks. In addition, the Group may recognise FLAs to the provision for credit impairment for the impact of adverse climate events. In the 2022 financial year, the Group recognised a FLA of \$14 million for the potential impact of the Lismore floods (2023: nil).

開示例 6-2 は、ABN AMRO BANK 社が、ECL の計算にマネージメント・オーバーレイを組み込むことで、どのように潜在的な移行リスクを会計処理したかを年次報告書で説明している。

Illustration 6-2 – ABN AMRO Bank N.V. - Integrated Annual Report 2024 (Financial services sector - banking)

Credit risk overview section

During 2024, management overlays decreased to a total of EUR 140 million (31 December 2023: EUR 260 million). Some of the management overlays were recorded for risks in corporate loans portfolios, where the impairments decreased from EUR 177 million to EUR 56 million. In 2024, the management overlays changed mainly due to:

³⁰ 当該開示は状況の変化を受けて、2024 年に公表された。詳細は [Annual Reports and Accounts 2024](#) を参照。

Illustration 6-2 – ABN AMRO Bank N.V. - Integrated Annual Report 2024 (Financial services sector - banking) (cont'd)

- Discontinuation of the management overlay for geopolitical and market sensitivity (geopolitical risk). In combination with the changed macroeconomic scenario weights, revised forecasts for macroeconomic variables, and credit risk assessments at both the sectorial and individual levels, we captured the current geopolitical risks in our modelled loan impairment calculations. The decommissioning resulted in a release of EUR 86 million.
- The existing overlays, which cover potential additional risk costs relating to the wind-down of portfolios, decreased over the year by EUR 23 million.
- The overlays that are in place for climate transition risk decreased by EUR 6 million to EUR 19 million, based on the updated materiality impact assessment.
- The overlay that is in place for the potential impact of the government's nitrogen reducing measures on clients in livestock farming businesses in the Netherlands decreased slightly from EUR 35 million to EUR 29 million.

2024年度年次報告書でUBSグループ社はサステナビリティ及び気候リスクのECL測定への影響を開示した。開示例6-3に示されるように、影響は重要性のあるものではなかったが、その結果に関する理由が開示されている。

Illustration 6-3 – UBS Group AG - 2024 annual report (Financial services sector - banking and wealth management)

Note 20 Expected credit loss measurement

Sustainability and climate risk

Sustainability and climate risk may negatively affect clients or portfolios due to direct or indirect transition costs, or exposure to chronic and acute physical risks in locations likely to be impacted by climate change. Such effects could lead to a deterioration in credit worthiness, which in turn would have an impact on ECLs.

While some macroeconomic indicators used in the current PD models could be influenced by climate change, UBS currently does not use a specific sustainability and climate risk scenario in addition to the typically four general economic scenarios applied to derive the weighted-average ECL. The rationale for the approach at this point in time is the significance of model risks and challenges in calibration and probability weight assessments given the paucity of data.

Instead, UBS focuses on the process of vetting clients and business transactions, where both physical and transition risks for selected sensitive portfolios use internally developed, counterparty level, climate assessment models. This review process may lead to a downward revision of the counterparty's credit rating, or the adoption of risk mitigating actions, impacting the individual contribution to ECLs.

At the portfolio level, UBS has started to use stress loss assumptions to assess the extent to which sustainability and climate risk may affect the quality of the loans extended to small and medium-sized entities (SMEs), large corporate clients and financial institutions.

The tests used were based on a set of assumptions and methodologies from a mainstream leading climate model vendor and complemented by the Network for Greening the Financial System (the NGFS) (2023) climate pathway scenarios. Such analysis undertaken during 2024 as part of a regulatory climate scenario analysis exercise mandated by FINMA concluded that the counterparties are not expected to be significantly impacted by physical or transition risks, mainly as there are no material risk concentrations in high-risk sectors. The analysis of the corporate loan book has also shown that any potential significant impacts from transition costs or physical risks would materialize over a time horizon that exceeds in most cases the contractual lifetime of the underlying assets. The analysis and its results are also subject to challenges in model assumptions, calibration and heightened model uncertainty, as are other climate models in the novel discipline of climate risk modeling. Based on current internal modeling exercises, this conclusion holds for the portfolio of private clients with mortgages and the portfolio of real estate financing.

As a result of the aforementioned factors, it was assessed that the magnitude of any impact of sustainability and climate risk on the weighted-average ECL would not be material as of 31 December 2024. Therefore, no specific post-model adjustment was made in this regard.

- Refer to "Sustainability and climate risk" in the "Risk management and control" section of this report
- Refer to "Our focus on sustainability" in the "Our strategy, business model and environment" section of this report
- Refer to the "UBS Group AG consolidated supplemental disclosures required under SEC regulations" section of this report for more information about the maturity profile of UBS's core loan book

IFRS第9号の減損に関する要求事項が適用される金融資産を保有している企業は、本稿で概説している要因の検討に関して、その必要性に留意することが重要である。これは金融機関だけでなく事業法人にも言える。例えば、開示例6-4はRolls-Royce社が、ECLを見積る際に潜在的に脆弱な部門の影響をどのように検討したかを開示している。

Illustration 6-4 – Rolls-Royce Holdings PLC - Annual Report 2024 (Civil aerospace and defence sectors)

1 Accounting policies

Climate change

Useful lives of assets – The useful lives of property, plant and equipment and right-of-use assets could be reduced by climate-related matters, for example, as a result of physical risks, obsolescence or legal restrictions. The change in useful lives would have a direct impact on the amount of depreciation or amortisation recognised each year from the date of reassessment. The Directors' review of useful lives has taken into consideration the impacts of the Group's decarbonisation strategy and has not had a material impact on the results for the year. The Directors have also considered the remaining useful economics lives of material intangible assets, including the £2,001m and £632m capitalised development spend associated with the Trent and business aviation programmes disclosed in note 9. Given the measures the Group is taking, including demonstration that all the commercial aero-engines and 80% of the portfolio in Power Systems are compatible with alternative and sustainable fuels, the Directors judge that no adjustment is required to the useful economic lives.

Inventory valuation – Climate-related matters may affect the value of inventories as a result of a decline in selling prices or could become obsolete due to a reduction in demand. After consideration of the typical stock-turns of the inventory in relation to the rate of change in the market the Directors consider that inventory is appropriately valued.

Recoverability of trade receivables and contract assets – The impact of climate-related matters could have an impact on the Group's customers in the future, especially those customers in the Civil Aerospace business. No material climate-related issues have arisen during the year that have impacted the assessment of the recoverability of receivables. The Group's expected credit loss (ECL) provision uses credit ratings which inherently will include the market's assessment of the climate change impact on credit risk of the counter parties. Given the maturity time of trade receivables and the majority of contract assets, climate change is unlikely to cause a material increase on counter party credit risk in that time.

弊法人のコメント

気候リスクの企業の ECL 計算への影響は、内在するエクスポージャーの期間が長くなればなるほど、さらには脆弱な分野又は母集団への企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、大きくなる可能性が高い。気候関連リスクを ECL 計算に織り込むことは判断を要する性質のものであることを踏まえると、企業がこの点に関し行う重要な判断を支える強固なガバナンス・プロセスを整備すること、及びリスクと影響ならびに重要な判断及び見積りの不確実性に関する充実した開示が行われることが重要になる。

元本及び金利の支払いのみ(SPPI)の要件に該当するかどうかを評価するためには、サステナビリティ連動金融資産の条件を慎重に分析する必要がある

サステナビリティ連動(ESG 連動)金融資産

サステナビリティ連動(ESG 連動)金融資産(貸付や債券など)は、借手が融資契約に定義される事前設定されたサステナビリティ目標を達成するかどうかに基づいて金利が変動するように設計される。例えば、借手が合意した数の製造施設についてグリーンビルディング格付システムの一定の格付を達成するかどうかにより、金利が増減する融資条件が含まれることがある。これらの条件付きの金利修正では、借手の基礎になる成果に連動して金融資産のキャッシュ・フローに変動幅が生じる。これは、基本的な融資の取決めに整合しない可能性がある。

基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価が金利の最も重要な要素を占めるが、その他の要素が含まれることもある。基本的な融資の取決めとは関係のない契約条件で、契約上のキャッシュ・フローにリスク・エクスポージャー又はボラティリティ(例:株価又はコモディティ価格の変動のエクスポージャー)が生じる場合、SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローが生じることはない。

弊法人のコメント

サステナビリティ連動特約により金融資産が SPPI 要件を満たさなくなるかどうかに regard し明確な線引きが存在する訳ではないため、これらの融資条件の分析が求められる。信用リスクなど、基本的な融資リスクに見合う補償を提供するかどうか、又は基本的な融資の取決めと整合的ではない新しいリスクに対する補償をもたらすかどうかを検討することが重要である。いくつかの条項は僅少な影響(*de minimis*)かもしれないし、真正ではない(*non-genuine*)可能性もある。事実と状況に基づいて適切な判断を行うことが必要となる。

2024 年 5 月、IASB は、SPPI 評価及びサステナビリティ連動特性の開示に関する詳細なガイダンスを提供する、金融商品の分類及び測定の規定に関する狭い範囲の修正を公表した。NatWest Group 社の 2024 年度財務諸表からの開示例 6-5 は、サステナビリティ連動貸付を分類する際に行われる判断及び検討事項の例を示している。

Illustration 6-5 – NatWest Group Plc – 2024 annual report (Financial services sector - banking)

9 Financial instruments - classification

Financial instruments are contracts that give rise to a financial asset of one entity and a corresponding financial liability or equity instrument of a counterparty entity, such as cash, derivatives, loans, deposits and settlement balances. This note presents financial instruments classified in accordance with IFRS 9 – Financial Instruments.

Judgement: classification of financial assets

Classification of financial assets between amortised cost and fair value through other comprehensive income requires a degree of judgement in respect of business models and contractual cashflows.

- The business model criteria is assessed at a portfolio level to determine whether assets are classified as held to collect or held to collect and sell. Information that is considered in determining the applicable business model includes: the portfolio's policies and objectives; how the performance and risks of the portfolio are managed, evaluated and reported to management; and the frequency, volume and timing of sales in prior periods, sales expectation for future periods, and the reasons for sales.
- The contractual cash flow characteristics of financial assets are assessed with reference to whether the cash flows represent solely payments of principal and interest (SPPI). A level of judgement is made in assessing terms that could change the contractual cash flows so that it would not meet the condition for SPPI, including contingent and leverage features, non-recourse arrangements and features that could modify the time value of money.

For accounting policy information refer to Accounting policies 3.8, 3.9 and 3.11.

We originate loans that include features that change the contractual cash flows based on the borrower meeting certain contractually specified environmental, social and governance (ESG) targets. These are known as ESG-linked, or sustainability-linked, loans. As part of the terms of these loans, the contractual interest rate is reduced or increased if the borrower meets, or fails to meet, specific targets linked to the activity of the borrower, for example reducing carbon emissions, increasing the level of diversity at Board level, or achieving a sustainable supply chain. ESG features are first assessed to ascertain whether the adjustment to the contractual cash flows results in a de minimis exposure to risks or volatility in those contractual cash flows. If this is the case the classification of the loan is not affected. If the effect of the ESG feature is assessed as being more than de minimis, we apply judgement to ensure that the ESG features do not generate compensation for risks that are not in line with a basic lending arrangement. This includes, amongst other aspects, a review of the consistency of the ESG targets with the asset or activity of the borrower, and consideration of the targets within our risk appetite. Some of these loans are an integral part of our climate and sustainable funding and financing target disclosed on page 13.

The table below analyses financial assets forming a component of ESG-linked loans and other products with contractual terms that could change the timing or amount of cash flows. This is based on balance sheet values as at 31 December and the maximum impact of the potential margin changes on these over a 12 month period.

	2024		2023	
	Carrying value Ebn	Positive impact on product margin bps	Negative impact on product margin bps	Carrying value Ebn
Sustainability-linked loans	6.9	3.1	4.0	6.5
Other products	20.2	-	-	16.1
Lending subject to performance triggers	27.1			22.6

次の EY のガイダンスは、本冊子の公表日に発行されている IFRS 第 9 号の規定と整合的であり、即時に適用できる。より具体的なガイダンスは IASB が 2024 年 5 月に公表しており、それは 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。本ガイダンスは「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂」のセクションで説明している。

信用リスクに対する補償

金利の低下(又は上昇)につながる目標の達成は、融資期間における借手の信用リスクの改善(又は悪化)につながる可能性が高く、金利が借手の信用リスクの変化に対応して変動するような場合には、金融商品が SPPI 要件を満たす可能性はより高くなる。IFRS 第 9 号は、契約上のキャッシュ・フローの発生時期及び金額の変動を容認する条項は、変動と信用リスクの増大の間に関係性があれば、SPPI要件を満たさないということにはならない可能性があることを認めている。融資の信用リスクのプライシング及びモニタリングを行う場合にサステナビリティに関する測定指標を考慮に入れているということを企業が立証できるようであれば、そうした関係性を示すことができるであろう。そのような条項と融資に設定された担保の価値が連動している(下記設例 6-2 を参照)場合、又はそのような条項と融資のデフォルト確率が連動している(下記設例 6-3 を参照)場合などがそれに該当する。信用リスクとの連動があまりにも間接的となる場合には(下記設例 6-4 を参照)、条項をさらに評価しなければならない(下記の僅少な影響及びその他の基本的な融資の取決めに関する補償を参照)

サステナビリティ条項と融資の信用リスクとが連動している場合、貸手は当該特性による契約上のキャッシュ・フローの変動の度合いが予測した信用リスクの変化に見合うものであるかを立証すべきである。条項により信用リスクに対するエクスポージャーにレバレッジがかかる場合、融資が SPPI 要件を満たさない可能性は高くなる。この例外となるのが、条項により信用リスクの変化とは不釣り合いな金利の変動が生じる場合でも、契約に対しレバレッジが働くのではなく、借手が信用リスクを悪化させないインセンティブとして機能する懲罰的な金利を導入する場合である。次の設例にこうした検討事項を説明している。

設例 6-1: サステナビリティ連動ローン

ある銀行が新しい船舶のフリートの取得資金に対して融資を実行する。フリートが融資の担保に設定される。さらに融資にはサステナビリティ特約が付いており、炭素排出に関し借手の成果を業界で使用されている測定指標に照らして金利が上下する。測定指標は、フリートの航行距離及び船舶の規模を織り込んだ上で企業のフリートの炭素排出量を基に決められる。

このシナリオでは、排出量目標と担保(フリート)価値が連動している可能性がある。銀行は以下を考慮する必要があると考えられる。

- フリートの価値は炭素排出量目標の達成に連動しているかどうか
 - 連動している可能性がある。すべての条件が等しいのであれば、メンテナンスがより適切に行われ、結果フリートがより効率的になれば、効率が悪いフリートよりも転売価値は高くなるだろう。
 - しかし、より優れた効率性はフリートがより良い状態にあるということを必ずしも示唆するものではない。効率性は船舶のペイロード、航行時の船員の技能、出入りの激しい港のドックへの待機時間及び天候条件などの他の要因に左右される。
 - 事実と状況に基づき連動性の強さを判定するには判断が必要になる。

³¹ 詳細は International GAAP® 2025, 第 44 章 5.4.7.A を参照

設例 6-1: サステナビリティ運動ローン（続き）

- フリートの価値の変動が融資の信用リスクに関する企業の評価に影響を与えるかどうか
- このシナリオでは、フリートが融資の担保に設定されている。フリートの価値が高くなればなるほど、デフォルト時損失率は下がり、融資の信用リスクに関する企業の評価は改善するだろう。
- しかし、融資に担保が設定されていない場合、又は測定指標が融資の担保に設定されていない追加的な船舶の実績を考慮している場合、信用リスクとの連動性は立証がより困難になるかもしれない。

設例 6-2: サステナビリティ運動ローン

石炭火力発電所の整備資金のために電力会社に期間 10 年の融資が実行される。同発電所の操業が当該企業の唯一の事業となる。新しい現地の立法措置により、3 年経過した時点で一定の炭素排出目標が満たされない場合には発電所の操業が禁止される。したがって、銀行は融資条件に 1 年ごとの目標値を織り込み、それを最終期限まで積み上げている。仮に発電所がこれらの契約上の排出目標を達成できない場合、融資の金利は引き上げられる。

貸手は、ESG 特性と融資の信用リスクとの間の連動性を立証できる可能性が高い。最終的な排出目標が達成されない場合、発電所は稼働できなくなる。発電は企業の唯一の事業であるので、仮にそのような事態になれば、企業が融資を返済できる可能性は低くなる。契約上の排出目標は、借手が全体的な法律上の目標を満たすために追加的な対応を進めることを促すインセンティブとしての役割を果たす。法律上の期限が近づき、その達成がまだまだ先のようだと、信用リスクもより大きくなる。契約上の特約により、信用リスクが高まるとそれに応じて金利は上昇する。したがって、契約上の排出目標と融資の信用リスクは明確に連動していることになる。

貸手は、金利の変動の程度は信用リスクの変動に見合うものであるかどうかを立証する必要がある。金利の変動が信用リスクの変動に見合っていない場合、貸手は、この特約は、借手が重要な法律上の期限に間に合わない遅延した進捗により信用リスクを増大させることに対する懲罰的特約として設計されたかどうかを検討すべきである。その場合、当該特性が SPPI 要件を満たす可能性は高い。

実際、信用リスクとの連動性は、明確にならない可能性がある。例えば、企業の信用リスクが複数の混在した事業から生じるが、融資とサステナビリティ特性が単一の事業又はその一部に関係する場合、またサステナビリティ目標を達成するコストが高く便益を上回る場合、この連動性が不明確になる可能性がある。

設例 6-3: サステナビリティ連動ローン

短期貸付がある食品グループに実行される。貸付金利は、同グループのサステナビリティ・スコアカードに照らして評価される同グループの成果に応じて変動する。スコアカードには以下に基づく3つの目標が含まれる。

- a) グループの二酸化炭素排出量の減少
- b) 女性の新規採用率
- c) 社会的に恵まれなかつた人々に提供される持続可能な食品生産における訓練時間

各目標に対する当グループの成果は重み付けされ、全体のスコアを決定するのに使用される。同グループが事前に設定された水準を上回るスコアを達成した場合には金利は引き下げられる。

この例示では、ESG目標の達成は、幅広く、目に見えない形で便益を企業に与える。例えば、当グループは、同グループに雇用されていない、及び同グループと契約又は金銭的関係を有していない人々に企業の社会的取組として訓練を提供することで訓練目標を達成できるだろう。これにより企業の信用が改善し、おそらく長期的な企業業績及び信用リスクも改善するが、そうした連動性は間接的なものであり、弱いものとなる可能性が高い。さらに、貸付は短期貸付であり、当該特約と融資の信用リスクとが連動していることを立証するのは難しいであろう。

僅少又は真正ではないサステナビリティ特約

貸手又は保有者はサステナビリティ特約が僅少か真正ではないかどうかについても検討しなければならない。実務上の簡便法として、貸手は詳細な分析をしなくともそれを下回れば特約が「僅少」と判断できるような数値基準を導入することが可能であろう。適切な数値基準を算定するには、判断の行使が必要になる。これは、サステナビリティ連動割引や違約金が相対的に重要となりやすい低金利の環境では、特に関連性がある。

その他の検討事項

僅少とはならないサステナビリティ特約や、貸付金の信用リスクの変動に見合わないキャッシュ・フローの変動をもたらすサステナビリティ特約を分析する場合、我々は以下を検討することで、サステナビリティ特約により基本的な融資の取決めに整合的ではない新たなリスクについて補償が生じるかどうかが明確になると考えている。

- 借手と貸手の間の契約交渉の記録
- サステナビリティ特約の性質
- 貸手のプライシング決定
- 取引相手方が結果的に生じるサステナビリティ・リスクをモニタリングする範囲
- 借手が貸手に報告することを求められるサステナビリティ特約に関するデータの水準及び頻度

IFRS 第9号及びIFRS 第7号の改訂

2024年5月30日、IASBは「金融商品の分類及び測定の改訂」を公表し、それによりIFRS第9号とIFRS第7号「金融商品：開示」³²が改訂された。本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。これらの改訂は、「IFRS第9号の適用後レビュー－分類及び測定フェーズ」が完了したことを受けたものである。本改訂には、ESG連動特性など、偶発的事象に応じてキャッシュ・フローが変動する金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に資する詳細なガイダンスが示されている。

1つ目の改訂で、貸手が受け取る補償が基本的な貸付契約に一致するかどうかを評価しなければならないことが明確化されている。ここでは、補償の金額よりも、貸手は何に対する補償を受け取ることになるのかということが焦点になる。ただし、補償額によっては、貸手は基本的な融資リスクやコスト以外の何かに対する補償を受けているということが示唆される場合がある。本改訂は次のように述べている。

「契約上のキャッシュ・フローは、次の場合には、基本的な融資の取決めと整合的ではない。それは、基本的な融資のリスク又はコストではない変数(例えば、資本性金融商品の価値又は商品価格)に連動している場合、又は債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合である(たとえ、企業が事業を営んでいる市場においてそのような契約条件が一般的であっても)。」³³

契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的ではない場合、それ以上の分析が求められることはなく、当該金融商品は SPPI 要件に適合しないことになる。

2つ目の改訂は、金融資産の存続期間にわたって契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる契約条件が SPPI 要件を満たすかをどのように評価するかに関するものであり、以下の事項を検討する必要がある。

- 変更の前と後の両方で生じる契約上のキャッシュ・フローが偶発的事象の発生の蓋然性に関係なく、SPPI 要件を満たすことになるかどうか。本改訂は、契約上のキャッシュ・フローの評価は金融商品の存続期間にわたって生じる契約上のキャッシュ・フローに基づくものであり、蓋然性に基づく評価ではないことを明確にしている。つまり、企業は事象が発生する可能性には関係なく(条件が真正ではない場合を除く)、契約に定められる偶発的事象が契約上のキャッシュ・フローに与える影響を検討しなければならない。
- 偶発的事象の性質は、基本的な貸付契約のリスク及びコストの変動に直接的に関係し、契約上のキャッシュ・フローは同じ方向に変動するのか。本改訂は、偶発的事象の内容が基本的な融資のリスク及びコストの変動に直接的に関係し、契約上のキャッシュ・フローが同じ方向に変動する場合には、当該金融商品の残存期間にわたる契約上のキャッシュ・フローは SPPI となる可能性が高くなることを明確化している(例えば、債務者が特定の回数の支払不履行に陥った場合により高い金利が再設定されるような金融商品)。IASBは、SPPI 条件の一貫した適用に資する、以下のような2つの例示を改訂³⁴に含めた。

³² 詳細については、EY刊行物「[Applying IFRS：金融商品の分類及び測定の改訂\(2024年11月\)](#)」を参照。www.ey.com/IFRSより閲覧できる。

³³ IFRS 9.B4.1.8A を参照

³⁴ IFRS 9.B4.1.13 を参照

金融商品	分析
<p>金融商品 EA</p> <p>金融商品 EA は、債務者が前報告期間中に契約で定められた炭素排出量の削減を達成した場合に、金利が毎報告期間に固定のベーシスポイント分だけ調整される融資である。可能性のある最大の累積的調整は、当該融資に係る金利を大きく変化させない。</p>	<p>この契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである。</p> <p>企業は、契約上のキャッシュ・フローの各変動の前後両方に生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローが、元本及び利息の支払のみであるかどうかを検討する。</p> <p>炭素排出量目標の達成という偶発的事象が発生する場合、金利が固定のベーシスポイント分だけ調整され、基本的な融資の取決めと整合的な契約上のキャッシュ・フローがもたらされる。偶発的事象の性質自体が基本的な融資のリスク及びコストに直接的には関連していないという理由だけでは、当該金融資産に係るキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるかどうかについて、企業は追加の評価をしないと結論を下すことができない。</p> <p>したがって、企業は、契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、契約条件が同等であるが炭素排出量に連動した偶発的な要素がない金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと大きく異なるかどうかを評価する。</p> <p>この金融商品の存続期間にわたり、いかなる調整も大きく異なる契約上のキャッシュ・フローを生じさせないので、企業は、この融資は元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有していると結論を下す。</p>
<p>金融商品 I</p> <p>金融商品 I は、金利が毎報告期間、市場で決定される炭素価格指数の前報告期間中の変動を追跡するように調整される融資である。</p>	<p>契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみではない。</p> <p>契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資のリスク又はコストではない変数(炭素価格指数)に連動している。したがって、契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資の取決めと整合しない。</p>

最後に、改訂は、貨幣の時間価値や信用リスクなどの基本的な融資のリスクやコストに関係しない偶発的事象の発生の有無を基に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件の影響を利用者がより適切に理解できるようするための新しい開示を導入している。当該開示は、上述の ESG 連動特約付きの金融商品をはじめ、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるその他のすべての金融資産及び償却原価で測定される金融負債で偶発的特性が存在するものに適用される。特に、以下についての開示が求められる。

- 当該偶発的事象の性質に関する定性的記述
- 契約上のキャッシュ・フローの考え得る変化に関する定量的情報(例えば、契約上の金利の考え得る変化の範囲)
- 当該契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価

上記の開示は、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のクラスごとに、また償却原価で測定される金融負債のクラスごとにそれぞれ別個に提供しなければならない。金融商品をクラス別に区分する際には、IFRS 第 7 号の第 6 項の要求事項を考慮しなければならない。公正価値の変動は、利用者がそれらの金融商品の将来キャッシュ・フローを評価できるようにする十分な情報を提供することから、この情報は純損益を通じて公正価値で測定される金融商品については開示が求められない。

企業は判断を適用して、どの程度詳細に開示するか、集約レベル、及び利用者が開示を理解しやすくなるために追加の説明が必要かを決定する必要がある。

本改訂は、2026 年 1 月 1 日以降開始される事業年度から適用され、早期適用も認められる。早期適用が可能か否かは、本改訂が各国ごとに承認されているかどうかにも左右される。本改訂は遡及適用され、金融資産及び金融負債の期首残高及び影響の累計額について期首利益剰余金を修正する。比較年度の修正再表示は求められないが、修正再表示する場合は後知恵を用いてはならない。

弊法人のコメント

本改訂では、金融資産の ESG 特約の処理に関する多くの必要とされているガイドンスが提供されている。そのアプローチは、既存の要求事項に関する我々の解釈と概ね整合的である。特約付きの金融商品の定性的及び定量的開示の適切な水準を決定するにあたり必要な判断を適用するためには、企業は財務諸表利用者の情報ニーズと期待を理解することが必要になる。

開示

企業は、気候関連リスクに
関し IFRS 第 7 号が求める
開示の範囲を検討する必
要がある

IFRS 第 7 号は、企業は、利用者が当期間中及び報告期間の末日時点における企業の財政状態に対する金融商品の重要性を評価できるようにする開示を財務諸表に提供しなければならないと定めている。

企業は金融商品への関与の結果として気候関連リスクにどの程度さらされているかを検討すべきである。IFRS 第 7 号は開示の情報が重要ではない場合を除いて、定性的及び定量的両方の開示を提供しなければならないと定めている。

ESG 連動特性を伴う又は他の偶発的事象に連動する契約上のキャッシュ・フローを有する、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に関する追加的な開示が上述の改訂に盛り込まれている。修正後の規定は金融資産と金融負債の両方に適用する。

7.炭素クレジットとグリーン電力証書

7.1 論点

適切な会計処理を決定するにあたっては、コンプライアンス市場又はボランタリー市場のいずれで取引されているかを含む、炭素クレジットの具体的な特性が重要となる

2015 年パリ協定や各法域によって設定された温室効果ガスの排出削減目標は野心的なものであるため、各企業はカーボンフットプリントの削減策を見出さざるを得ない。カーボンフットプリントをニュートラル化又はオフセット化する方法として、炭素クレジット及び(又は)グリーン電力証書といった仕組みを利用する企業もある。こうした仕組みは、炭素削減ソリューションへの投資を加速させるのに役立つとともに、炭素排出削減・除去プロジェクトを取り可能な資産に変換する。炭素クレジットを生み出すプロジェクトは、一般的に、排出を削減するもの(例:再生可能資源による発電)と、排出を除去するもの(例:環境再生型農業、二酸化炭素回収・貯留)に分類される。

炭素市場は、コンプライアンス(強制参加型)市場とボランタリー(自主参加型)市場の 2 種類に大別される。ハイブリッド型の市場もありうる。ハイブリッド型の市場では、政府がボランタリー市場の使用を強く推奨したり、政府が排出に係る義務を決済する現金の代わりに、ボランタリー市場からの炭素クレジットを受け取ったりすることを容認することも考えられる。炭素クレジットの適切な会計処理は、具体的な特性(例えば、取引可能かどうか)と企業がそうした市場で果たす役割(例えば、プロジェクト開発者、ブローカー/ディーラー、排出者)によって決まる。

現在のところ、強制参加型の排出権取引制度(強制参加型の炭素クレジットを含む)又は自主参加型の炭素クレジットの会計処理を扱った明確な要求事項はない。2022 年 7 月、IASB は第 3 次アジェンダを終了し、2022 年-2026 年期間のその作業及び活動に係る IASB の優先課題を設定した。多くのコメント提供者がこれについて非常に優先順位の高い課題であると考えていたが、IASB はこれを予備リストに含めることにし、基準設定プロジェクトを実施すべきかどうかを検討する以前にさらに調査が必要であることに留意した。IASB は 2024 年に、PPM に関するプロジェクトの優先順位を検討するために複数の議論を重ねていた。本書執筆時点では、当該プロジェクトは予備リストに留まつたままで、それを作業計画に追加するかどうかの決定を次のアジェンダ・コンサルテーションまで延期している。³⁵

明確な要求事項はないものの、いくつかの基準書には企業が考慮すべき関連するガイダンスが定められている。

コンプライアンス市場で交付される炭素クレジット又はグリーン電力証書は、通常、政府補助金に相当する。IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」では、そのような非貨幣性補助金の交付を、企業が選択した方針に応じて、公正価値又は名目金額のいずれかで当初認識することを認めている。

- 補助金として受け取ったか、購入したかにかかわらず、クレジット又は証書を認識する場合、企業が当該クレジットを通常の事業の過程で販売若しくは消費目的で保有しているか、それとも通常の事業の過程における排出に係る負債を決済するために保有しているかに応じて、IAS 第 2 号「棚卸資産」又は IAS 第 38 号「無形資産」が適用される可能性がある。
- IAS 第 2 号が適用される場合、クレジットは取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で計上される。しかし、IAS 第 2 号を適用するブローカー/ディーラーは、棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値、もしくは、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額のどちらかで測定することができる。

³⁵ IASB パイプライン・プロジェクト: IFRS 財団ウェブサイト、2025 年 4 月 22 日アクセス

- IAS 第 38 号が適用される場合、企業は原価モデルを適用する。ただし、クレジット又は証書が活発な市場で取引されている場合は除く。その場合は、再評価モデルを適用できる。無形資産として会計処理される排出権は、通常、その償却可能価額がゼロであるため、償却される可能性は低い。開始時におけるその予想残存価額は、その公正価値と等しい。その後、残存価額はその市場価値と等しいものの、排出権を保有している間に経済的便益の費消は発生しない。その代わり、経済的便益は、排出権取引制度に基づく排出に係る義務を決済する権利を引き渡す、又は権利を他の当事者に売却することにより実現される。減損の兆候がある場合は常に IAS 第 36 号の減損テストを実施する必要がある。
- IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号のいずれを適用するかは、炭素クレジットの売却の会計処理においても重要である。なぜなら、IAS 第 38 号は無形資産の処分の会計処理について具体的な要求事項を定めている一方、炭素クレジットを棚卸資産として保有する企業は、通常、具体的な契約条件に応じて、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用するか、又はブローカー／ディーラーであれば、IFRS 第 9 号を適用する可能性があるためである。

AENA S.M.E.社は、温室効果ガス排出枠を棚卸資産として会計処理すると同時に、政府補助金を排出権の無償割当に関する流動負債として認識している。また、同社は最善の見積りで測定された引当金を認識している。

Illustration 7-1 – AENA S.M.E., S.A. – 2024 Consolidated annual accounts (Airport management sector)

2.11 Inventories

Greenhouse gas emission allowances

The greenhouse gas emission allowances received free of charge in accordance with the corresponding allocation plans have been recorded under the 'Inventories' heading of the attached statement of financial position, as established in the first additional provision of Royal Decree 602/2016, of 2 December. Their valuation is carried out at the prevailing market price at the start of the period for which they are granted, and they are recorded as a grant balancing entry within the 'Grants' heading of Current Liabilities. The allocation to results is made based on the effective consumption of the emission allowances. Following the latest applicable provisions, the greenhouse gas emission allowances acquired from third parties are recorded in inventories. The allowances are initially valued at the acquisition price, and assessed at the end of the fiscal year on whether the market value is below their book value for the purpose of determining whether there is evidence of impairment. If applicable, it is determined whether those rights will be used in the production process or intended for sale, in which case, the appropriate value adjustments would be made. Such corrections will be voided to the extent that the causes underlying the emission allowances' value correction cease to exist.

Expenses derived from the consumption of greenhouse gas emission allowances are recorded in the 'Other operating expenses' heading of the profit and loss account, based on its accrual as the greenhouse gases are being emitted. As a balancing entry, a provision for risks and expenses is recorded. This provision will be maintained until the time the Company effectively delivers to the National Emissions Trading Registry (RENADE [Registro Nacional de Derechos de Emisión]).

Note 26.1 of this report includes detailed information about the emission allowances received and consumed in the current fiscal year.

Illustration 7-1 – AENA S.M.E., S.A. – 2024 Consolidated annual accounts (Airport management sector)

26. Environmental commitments

26.1 Information on greenhouse gas emission allowances

Until January 2021, the Group's parent Company had eight airports affected by the regulations of the Business with Rights of Emissions Regulation, which were the following: Barcelona-El Prat Josep Tarradellas Airport, Palma de Mallorca Airport, Alicante-Elche Airport, Valencia Airport, Málaga-Costa del Sol Airport, Fuerteventura Airport, Gran Canaria Airport and Tenerife Sur Airport.

As of 1 January 2021, the exclusion from the Emissions Trading Scheme for Alicante-Elche Airport, Valencia Airport, Málaga-Costa del Sol Airport, Fuerteventura Airport, Gran Canaria Airport and Tenerife Sur Airport came into force for the period 2021-2025, as they meet the conditions for low-emission installations established in the Royal Decree. Therefore, these airports are only required to prepare the Annual Emissions Report and submit it for verification, to demonstrate to the competent bodies that they continue to be low emissions facilities, and that, therefore, they continue to comply with the requirements of the exclusion granted. Therefore, in 2024 (with assignment, purchase and delivery of rights in 2023) there are only two airports in the network under the Emissions Trading Scheme: Barcelona-El Prat Josep Tarradellas Airport and Palma de Mallorca Airport. And in the same way as in previous years, before 31 March 2024, the assignment of rights corresponding to fiscal year 2023 is performed.

Some of the exclusion resolutions granted include a commitment to reduce emissions for each year of the 2021-2025 period, in such a way that airports exceeding the maximum annual emissions set in these commitments must deliver the excess emissions in the form of emission rights/EUAs. Specifically, the airports that have included the reduction commitment in their exclusion resolution are Alicante-Elche Airport, Valencia Airport, Málaga-Costa del Sol Airport, Fuerteventura Airport, Gran Canaria Airport and Tenerife Sur Airport; of which, after the calculation and verification of 2023 (carried out in March 2024), it was verified that none of them had exceeded the maximum emissions set for the fiscal year by the competent bodies. As a result, when emission allowances were purchased in 2024, the necessary allowances for Barcelona-El Prat Josep Tarradellas Airport and Palma de Mallorca Airport were purchased.

As regards the types of rights assigned, all airports are assigned emission allowances the EUA type that must be acquired in the auction market. In addition, Barcelona-El Prat Josep Tarradellas Airport was granted the free assignment, so that in 2024 it received 1,532 free rights (2023: 1,532 free rights).

At the end of fiscal year 2024, a total of 1,909 greenhouse gas emission allowances, acquired or received free of charge by the parent company for consumption, are recorded in inventories (Note 14) for an amount of €139 thousand (2023: €193 thousand corresponding to 2,074 greenhouse gas emission rights).

Likewise, the Group has made a provision for 2,999 rights, valued at €241 thousand, which corresponds to the best estimate of the rights consumed by the parent company during 2024, and which amount to 4,908 rights (2023: 4,868 rights, valued at €584 thousand, corresponding to the best estimate of the rights consumed during 2023, which amounted to 6,942 rights).

To calculate the provision of the allowances consumed during 2024, an estimate has been made based on the projection of current consumption, in line with the provisions of the parent Company's Climate Action Plan, which would imply a total of 4,919 Mt of CO₂. From this amount, the balance of rights currently available in the accounts of both indicated airports is deducted and, finally, the price of a tonne of CO₂ at the time of purchase is estimated. To estimate the price per tonne of CO₂, due to price fluctuations, it has been taken into account that the parent company formalised a contract in the fiscal year 2024 with the aim of minimising the impact of the market and thus deferring the purchase of rights throughout the period, taking advantage of the most convenient market moments, instead of making a single purchase just before the delivery of the rights, as had been done in previous years. This practice, together with the clear downward trend in the price per tonne (the price was €70/Mt on 8 January 2025) and other factors such as the macroeconomic situation or the price of gas or electricity, means that the estimated price of a tonne of CO₂ has been €80/Mt CO₂.

- 排出権デリバティブを取り扱うブローカー／ディーラーの場合は、当該契約はIFRS 第9号の範囲に含まれるため、純損益を通じて公正価値で会計処理する。ただし、当該デリバティブが当該企業に交付された排出権の公正価値をヘッジするものである場合、又はいわゆる「自己使用の例外」の要件を満たす場合を除く。

7.2 影響

コンプライアンス市場

コンプライアンス市場はすべての法域で存在するわけではないが、存在する場合、当該市場への参加は一定の企業にとって義務である。当該市場は通常、政府または政府機関によって運営されている。

そうした市場では、炭素クレジットを温室効果ガス排出量に対する支払い義務を決済するために使用できる(又は使用が強制される)。したがって、炭素クレジットの価格は、需要と供給によって決まるものの、企業が政府との間で排出に係る負債を決済するために支払うべき金額も関連する要素となる。強制参加型の排出制度には、企業が排出権を受け取り、排出に係る負債を決済する方法が異なる複数のバリエーションがある。例えば、一部の制度では、排出量の上限のみが定められており、企業には排出枠が割り当てられ、その排出枠を超えた場合は政府に支払いを行うか又は将来の排出権を放棄することで超過分を相殺する必要があり、排出権を取引することはできない。強制参加型制度のもう 1 つの例で最も一般的な仕組みが、キャップ・アンド・トレード方式である。この方式では、参加者は、キャップ(すなわち、許容排出量の上限)に相当する排出権又は排出枠を割り当てられ、それらの排出枠を取引することが認められる(例えば、EU の排出量取引制度)。

グリーン電力証書も類似したものである。通常、発電企業は、再生可能エネルギーからの発電量(kWh)に基づき政府から証書の発行を受ける。電力(再生可能エネルギー及び従来型エネルギーの両方から発電)を供給する企業は、1 年間に消費者に販売した総電力量 kWh に応じた数の証書を政府に提出するか、提出する証書数が不足する範囲でペナルティを支払うことが義務付けられる。

発電企業は、電力供給企業にグリーン電力証書を売却することができ、その収入を用いて、実質的に再生可能エネルギーによる高い発電コストを補填することができる。グリーン電力証書の価格は、多くの変数に応じて決まるが、主には、再生可能エネルギーから発電される電力量に応じて引渡されるべき証書の数、及び必要な数の証書が提出されなかった場合に支払うペナルティの水準によって決まる。

強制参加型の炭素クレジット

強制参加型の排出権取引制度について IFRS には明示的な要求事項はないため、IAS 第 8 号に従い独自の会計方針を策定する必要がある

コンプライアンス市場における排出権と炭素クレジット(強制参加型の炭素クレジット)の会計処理は、関連する温室効果ガス排出量に係る負債と一緒に検討する必要がある。IFRS には明示的な要求事項はないため、企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い独自の会計方針を策定する必要がある。実務上、3 つの方法が受け入れられている。

制限(又は上限)のみが定められ、クレジットが取引不可能な制度の場合、企業が当該制限を超えて排出すると負債が認識される。当該制限を超えた時点で、負債は決済コストの最善の見積りで測定される。

「キャップ・アンド・トレード」方式の制度では、排出される 1 トンごとに義務が生じる。このような制度では、政府から受け取る排出枠は企業の経済的資源を表す(第三者への販売など、別の目的に使用できるため)。したがって、企業が温室効果ガスを排出すると、当該義務を決済するために経済的資源(つまり、排出枠)が流出する可能性が高い。この状況では、企業が最初の 1 トンを排出すると負債が認識される。実務上、「キャップ・アンド・トレード」方式の排出制度の会計処理として 3 つの方法が受け入れられている。

- IFRIC 第 3 号「排出権」アプローチ。当該基準書は廃止されたものの、既存の IFRS に対する適切な解釈の一つと考えられている。この方法に従うと、クレジット又は排出枠に係る資産、政府補助金、及び排出に係る負債が認識される。しかし、この方法では、排出枠の引渡義務に係る負債が現在の市場価格で測定されることになるため、会計上のミスマッチが生じることとなる。
- 正味負債アプローチ。実務では 2 種類の正味負債アプローチが受け入れられている。

- 「正味負債／帳簿価額」アプローチ - この方法に従うと、政府補助金の形態で受け取った排出枠又は排出権は名目金額（ほとんどの場合、ゼロ）で認識され、購入した権利は原価で当初認識される。負債部分は、現在保有している排出枠（補助金で受け取ったものと購入したものの両方）のコストを考慮して、負債を決済するためのコストの最善の見積りで測定される。排出に係る負債の測定は、FIFO 又は加重平均ベースで見積ることができる。FIFO ベースを使用する場合、企業はまず期中又は年次報告期間の期末時点に保有している排出枠を考慮して負債を測定し、次に、報告期間の期末時点の実際の不足分について、現在の市場価格を使用してユニット当たりの予想コストを含める。加重平均ベースを使用する場合、企業は、コンプライアンス期間全体にわたる予想排出量（つまり、不足分の見積りを含む）のユニット当たりの加重平均コストを計算することによって負債を測定する。
- 「正味負債／償還権」アプローチ - この方法に従うと、政府補助金の形態で受け取った排出枠又は排出権は名目金額（ほとんどの場合、ゼロ）で当初認識され、購入した権利は原価で当初認識されるが、企業は、当期中の排出量まで負債を決済するために使用できる、現在保有している排出権又は排出枠を公正価値で再測定する。負債部分は、現在保有している、かつ公正価値で再測定された排出枠のコストを考慮して、負債を決済するためのコストの最善の見積りで測定される。
- 政府補助金アプローチ。この方法に従うと、クレジット又は排出枠に係る資産、政府補助金、及び排出に係る負債が認識される。したがって、IFRIC 第 3 号アプローチと類似するが、負債は、クレジット又は排出枠が当該負債を決済するのに使用される範囲で当該クレジット又は排出枠の帳簿価額を参照して測定される点が異なる。

開示例 7-2 では、Shell 社が排出量取引制度 (EU ETS) に基づいて認識した負債に関する会計方針を公開しており、開示例 7-3 では、Orlen 社が排出量に関する負債を測定するために加重平均ベースに基づく正味負債／帳簿価額アプローチを適用している。

Illustration 7-2 – Shell plc – 2024 annual report (Oil and gas sector)

2. Material accounting policies, judgements and estimates continued

Emission schemes and related environmental programmes

Emission certificates, biofuel certificates and renewable power certificates (together "environmental certificates") held for trading purposes are recognised at cost or net realisable value, whichever is lower, and classified under inventory.

Emission trading schemes

Emission certificates acquired for compliance purposes are initially recognised at cost and classified under intangible assets. In the schemes where a cap is set for emissions, the associated emission certificates granted are recognised at cost, which may be zero. An emission liability is recognised under other liabilities when actual emissions occur that give rise to an obligation. To the extent the liability is covered by emission certificates held for compliance purposes, the liability is measured with reference to the value of these emission certificates held and for the remaining uncovered portion at market value. The associated expense is presented under "Production and manufacturing expenses". Both the emission certificates and the emission liability are derecognised upon settling the liability with the respective regulator.

Biofuel programmes

Biofuel certificates acquired that are held for compliance purposes are initially recognised at cost under intangible assets. Self-generated biofuel certificates are recognised at nil value, as they primarily offset the obligation. A biofuel liability is recognised under other liabilities when the obligation arises under local regulations. To the extent covered by biofuel certificates held for compliance purposes, the liability is measured with reference to the value of these certificates held and for the remaining uncovered portion at market value. The associated expense is presented under "purchases". Biofuel certificates and the biofuel liability are both derecognised upon settling the liability with the respective regulator.

Renewable power programmes

Renewable power certificates acquired for compliance purposes are initially recognised at cost as an intangible asset. Self-generated renewable power certificates are generally transferred to the customer upon sales of electricity. A renewable power liability is recognised under other liabilities when electricity sales take place that give rise to an obligation to retire renewable power certificates. The associated cost is recognised in "purchases" in the income statement. If the obligation relates to power consumed in business operations, it is presented in other liabilities with cost reflected in "Production and manufacturing expenses". To the extent covered by renewable power certificates held for compliance purposes, the liability is measured with reference to the value of these renewable power certificates and for the remaining uncovered portion at market value. Renewable power certificates and the renewable power liability are derecognised upon settling the liability with the respective regulator.

Illustration 7-3 – Orlen S.A. – 2024 annual report (Oil and gas sector)

13.2 Intangible assets and goodwill

Property rights

The primary category of tradable rights comprises CO₂ emission allowances, which are not amortised but are tested for impairment.

Free allocations of CO₂ emission allowances are recognised and presented as intangible assets, with a corresponding entry in deferred income, at fair value as at the date of their registration. Government grants are recognised on a systematic basis over the periods in which the related costs are incurred, ensuring matching with the recognition of the corresponding provision. Purchased allowances are recognised at cost.

A provision is recognised for estimated CO₂ emissions for the reporting period, with a corresponding charge to operating expenses (taxes and charges).

Property rights also include energy certificates.

Property rights, including CO₂ emission allowances and energy certificates, are surrendered against the carrying amount of the provision as part of its settlement. Derecognition of CO₂ emission allowances and energy certificates upon their use is accounted for using the weighted average cost method.

13.11 Provisions

CO₂ emissions and energy certificates

The Group recognises a provision for estimated CO₂ emission costs incurred during the reporting period, which is charged to operating expenses (taxes and charges). The provision is measured based on the carrying amount of emission allowances held, applying the weighted average cost method. Where there is a shortfall in allowances, the provision is recognised at either the purchase price of allowances under committed forward contracts, or the market price of allowances as at the reporting date.

コンプライアンスマーケットにおけるグリーン電力証書

当該市場での企業の役割が会計処理を決定する上で重要となる。

- 発電企業 - 再生可能資源を使用する発電企業に該当する場合、グリーン電力証書の付与は、発電企業により政府補助金として会計処理される。その後、当該証書を売却するか使用するかに応じて、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号が適用される。
- 電力供給企業 - 電力供給企業が発電企業にも該当するかの検討が重要
電力供給企業が再生可能エネルギーの発電企業でもある場合、付与された証書を自身で使用するか、又は付与された証書を市場で売却して、政府に提出すべき証書が不足する場合にはペナルティを支払うかという選択肢がある。この場合、グリーン電力証書の許容される会計処理は、原則的に上記で説明した強制参加型の炭素クレジットの会計処理と同じとなる。
- 電力供給企業が発電企業ではない場合、電力を顧客に販売するについて、政府に提出すべき証書に係る義務を表す負債を認識する必要がある。企業が市場で証書を購入する場合、IAS 第 38 号又は IAS 第 2 号を適用して当該証書を会計処理することができる。ただし、当該証書が販売目的で保有される場合は IAS 第 2 号だけが適用できる。

プローカー／ディーラー

プローカー／ディーラーがクレジット又は証書を自己の使用のために保有しつつ、当該クレジット又は証書を売買する部署も備えている場合、自己使用目的で保有する排出権と売買目的で保有する排出権を区分して記録する必要がある。プローカー／ディーラーが売買目的で保有するクレジット又は証書は、IAS 第 2 号の範囲に含まれる。大半の場合、プローカー／ディーラーはそのような棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値(FVLCS)で測定し、FVLCS の変動を純損益に認識する。しかし、その代わりに、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額でそうした棚卸資産を測定することも選択できる。

証書が自己使用目的で保有されている場合、プローカー／ディーラーは当該証書を無形資産又は棚卸資産のいずれか適切な方で会計処理するため、上記の検討事項が適用される。

セクション 7.1 で述べたとおり、売却取引に関しては、プローカー／ディーラーは通常、IFRS 第 15 号を適用する。しかし、具体的な契約条件によっては、IFRS 第 9 号が適用され得る。

ボランタリー市場

ボランタリー炭素クレジットの特性が、各クレジットに独自性をもたらしている

ボランタリー市場はコンプライアンス市場の枠外で機能する。炭素クレジットは独立した認証機関(Gold Standard、Verra など)によって認証されるが、それぞれが独自のモデルや認証要件を定めている。これらの市場で発行されるクレジットはコンプライアンス目的で使用されることを意図していない。企業は、法律や規制によってこれらの市場の利用を義務付けられているわけではないが、例えば、カーボン・ニュートラルであることを顧客に表明できるようにするために自発的に利用する。

ボランタリー市場への企業の参加は、依然として限定的かもしれない。しかし、そうした市場に参加する選択をした企業は、発行されるクレジットの特性を理解し、適切な会計処理を検討する必要がある。

ボランタリー市場での価格設定は、クレジットの具体的な特性、例えば、クレジットの認証機関、クレジットを生み出す排出削減・除去プロジェクトの種類、排出が削減・除去される時期と場所、クレジットは取引可能か(すなわち、売却可能か)、取引可能だとしたら買手又は売手に何らかの制約は課されるのか、といった特性に応じて決まる。

したがって、同じ種類のプロジェクトから生じる自主参加型の炭素クレジットは類似しているかもしれないが、代替可能ではない。この点を考慮することは、公正価値を測定する場合に重要になる。例えば、公正価値測定のインプットとして、類似の自主参加型の炭素クレジットの売却を用いる場合、公正価値が適切であることを確保するため、それらの類似クレジットの売却価格の調整が必要となる可能性が高い。さらに、ボランタリー炭素市場は発展途上にあるため、多くのインプットがいまだ観察不可能である。公正価値測定の詳細については、上記セクション 5 を参照されたい。

(企業の意図に関係なく)
クレジットを売却できるこ
とが、企業がボランタリー・カーボン・クレジット
を資産として認識できる
かどうかを決定する上で
重要な要因になる。

事後発行クレジット(Ex-post credits)

事後発行クレジットは、排出削減・除去が実施された後に発行される炭素クレジットである。これらのクレジットは、公認の基準設定機関によって認証されなければならない。

事後発行クレジットの会計処理について検討すべきことは、企業がプロジェクト開発者(すなわち、炭素クレジットを生み出している企業)なのか、クレジットの買手なのか、クレジットの使用者なのかに応じて異なる。

重要論点として、企業、特にプロジェクト開発者が自主参加型の炭素クレジットを資産として認識できるかということがある。資産が存在するかどうかは、当該クレジットが企業にとって将来の経済的便益を生み出すかどうかにより決まる。コンプライアンス市場では、強制参加型の炭素クレジットは、政府(又は政府機関)との間で排出に係る負債を減少又は決済するために使用することができる。こうした使用がボランタリー市場で生じる可能性は低いため、クレジットを販売できる能力(企業の意図に関係なく)が自主参加型の炭素クレジットを資産として認識できるかどうかを決定する上で重要な要素となる。

強制参加型の炭素クレジットと同様に、自主参加型の炭素クレジットは、そのクレジットが通常の事業の過程で販売目的で保有しているか、あるいは企業がそのクレジット自体を使用することを意図しているかによって、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号が適用される可能性がある。

資産をどの時点で、どの金額で認識するかを決定するにあたっては、クレジットの入手方法が重要となる

プロジェクト開発者

どの時点で自主参加型の炭素クレジットを認識するかを決定するには、プロジェクト開発者の判断を必要とする可能性が高い。一般的に、自主参加型の炭素クレジットは、当該クレジットが認証された時点で認識可能である。しかし、原価法が使用される場合(下記を参照)、それより前の時点で炭素クレジットの生成に関連するコストの資産計上を開始できる可能性がある。認識時期を決定する上で考慮すべき要素には以下がある。

- 認証プロジェクトの質 - 認証プロセスが単純又は事務的なものである場合、資産が存在すると決定することは容易かもしれない。ただし、自主参加型の炭素クレジットの認証を受けるためのコストは、認証を得る前に必要な活動が多くないことで、わずかかもしれない。認証プロセスが厳格なものである場合、プロジェクトの後半まで認証が受けられる可能性は分からぬかもしれない。
- 炭素削減・除去のプロジェクト又はアプローチがどの程度確立されているか - 新しいアプローチの初期段階での認証は困難な可能性がある。

上記の要素は、自主参加型の炭素クレジットの当初測定にも影響を及ぼす。どの基準書が適用されるかに応じて、企業は IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号の原価に係る要求事項を適用して、認証を受けた時点でコストの資産計上を中止しなければならない。しかし、生成される資産が生物学的変化(例えば、樹木)³⁶ の対象となる場合、上記の会計処理の代わりに、会計方針の選択として、IAS 第 41 号「農業」における収穫時点の農産物に対する要求事項を類推適用できると考えられる。当該類推は当初測定だけに適用され、認証を受けた時点における処分コスト控除後の公正価値で当初測定される。当該公正価値は、その後、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号を適用する際の原価とみなされる。

IAS 第 2 号は、すべての加工費及び棚卸資産を最終的な状態にするためのコストを含めるように求めている。同様に、IAS 第 38 号も、自己創設無形資産の取得原価は、当該資産の生成、製造及びその資産を経営者の意図した方法で稼働可能にする準備に必要な、直接起因する原価のすべてで構成されることを要求しており、それらの原価の例も提供されている。含めるべき適切なコストを決定するためには、判断が必要となる。

³⁶ 「生物学的変化とは、生物資産の質的又は量的な変化を生じさせる、成長、変性、生産及び生殖のプロセスからなる」、IAS 第 41 号第 5 項

自主参加型の炭素クレジットが製造過程の副産物(例えば、グリーン電力の生産と同時に生成されるクレジット)である場合、主製品と自主参加型の炭素クレジット(副産物)の間でコストを適切に配分するための判断も必要となる。

自主参加型の炭素クレジットの買手

買手は通常、購入時に自主参加型の炭素クレジットを認識し、必要に応じて、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号の当初認識時の取得原価に係る要求事項を適用する(ブローカー／ディーラーについては以下の検討事項を参照)。

企業が財又はサービスの提供と引き換えに自主参加型の炭素クレジット入手する場合もある。具体的な契約条件に応じて、IFRS 第 15 号、IFRS 第 16 号「リース」又は IFRS 第 9 号などの基準書が、こうした場合に関連する可能性がある。

例えば、企業がサービスの提供と引き換えにクレジットを入手しており、当該契約が IFRS 第 15 号の範囲に含まれると想定する。こうしたケースでは、当該クレジットは非現金対価に相当し、企業が IFRS 第 15 号に従い当該クレジットの支配を獲得した時点で認識し、公正価値で測定する必要がある。

保有しているクレジットをどうするかは、当該資産の認識の中止時点を決定し、その時点で何を認識すべきかを決定するにあたって重要である。

自主参加型の炭素クレジットの売却

企業が当該クレジットに IAS 第 2 号を適用している場合は、通常、IFRS 第 15 号を適用して当該クレジットの売却を会計処理し、収益を認識する。ただし、IFRS 第 9 号が適用される場合を除く(下記のブローカー／ディーラーに関する検討事項を参照)。企業が自主参加型の炭素クレジットに IAS 第 38 号を適用している場合、当該基準は独自の処分に係る要求事項を定めており、処分に係る利得又は損失(すなわち、収益を構成しない、純額)の認識が要求される。

適用する基準に関係なく、企業は自主参加型の炭素クレジットを売却する取引を慎重に分析する必要がある。

- 自主参加型の炭素クレジットの支配は移転されるか
- 取引に他の当事者(例: 代理人、ブローカー)の関与はあるのか
- 企業は顧客に代わってクレジットを処分しているのか
- 企業は、財の生成又はサービスの提供の一環として排出量のオフセットを約束しているのか。もしそうであれば、それが顧客に対する約束(すなわち、実際に顧客に対する財又はサービスを移転している)なのか、それとも事業をするまでの追加コストなのかを慎重に分析する必要がある。例えば、飛行から生じるすべての排出をオフセットすることをコミットメントしている航空会社を想定する。もし顧客が排出をオフセットするために追加料金を支払っている場合、それは何らかの財・サービスに対する支配が顧客へ移転されていることになるのか、それとも航空会社が事業をするまでの追加コストを補填するためより多い対価を受け取っていることになるのか。詳細については下記の「自主参加型の炭素クレジットの使用」を参照。

この分析は、取引の実態を決定する上で役立ち、適切な認識中止の時期及び純損益への認識を決定する上で有益である。

自主参加型の炭素クレジットの使用

通常、自主参加型の炭素クレジットの「使用」とは、概念上の排出量登録簿(すなわち、財務諸表外の情報)を減少させることを意味する。

自主参加型の炭素クレジットは、使用された時点で認識中止されるべきであり、この時点は通常、当該クレジットの正式な処分と一致する。場合によっては、この結果、費用の即時認識がなされる。場合、炭素クレジットの認識中止によって、マーケティング・コストが認識される。

自主参加型の炭素クレジットが概念上の排出量登録簿を減少させるのに使用される場合、これは認証又は購入の直後に発生する可能性がある。したがって、そうした場合、企業は、当該クレジットについて資産を認識してから即時に認識中止するか、マーケティング・コストを即時に認識するか(資産は認識しない)といいういづれかを方針として選択する。いずれの方法であっても、純損益への影響は同じとなる。しかし、開示は異なる結果となる(例えば、キャッシュ・フロー計算書での分類、注記など)。企業は、財務諸表利用者が財務諸表への影響を理解できるように、その方針を明記し、注記で適切な開示を行うべきである。

自主参加型の炭素クレジットの使用とは、財又はサービスの創出の過程での排出をオフセットするためのクレジットの使用を意味することを意図している場合もある。上記の「自主参加型の炭素クレジットの売却」で説明したとおり、企業は、それが財又はサービスの顧客への移転なのか、単純に事業を行う上での追加コストなのかを慎重に分析する必要がある。この点は、関連コストが売上原価を構成するのか、履行義務を履行するためのコストなのか、それともマーケティング・コストなのかを理解する上で重要となる。

企業が第三者又は政府との間で負債を(部分的に)決済するために自主参加型の炭素クレジットを使用できる場合、当該クレジットが移転された時点で当該クレジットの認識を中止しなければならず、当該負債を(部分的に)認識中止することができる。

ブローカー／ディーラー

コンプライアンス市場での検討事項(上記で説明)と整合するように、

- 自己使用目的で保有する証書と売買目的で保有する証書とを適切に区別することが重要である。
- ブローカー／ディーラーが売買目的で保有する自主参加型の炭素クレジットは、IAS 第 2 号の適用範囲に含まれるため、ブローカー／ディーラーは当該棚卸資産を処分コスト控除後の公正価値(FVLCS)で測定し、当該 FVLCS の変動を純損益に認識するという選択ができる。

自主参加型の炭素クレジットの公正価値を測定するのは、コンプライアンス市場のクレジット又は証書を測定するより困難な可能性がある。上記で説明したとおり、自主参加型の炭素クレジットは代替可能ではなく、多くの評価インプットが依然として観察不可能である。この点に鑑みて、自主参加型の炭素クレジットを処分コスト控除後の公正価値ではなく、取得原価と正味実現可能価額のいづれか低い方での測定を選択するブローカー／ディーラーもいるかもしれない。

財務諸表利用者が炭素クレジット又はグリーン電力証書の特性および財務諸表に与える影響を理解するのに役立つように、企業は十分な情報を開示する必要がある

開示

炭素クレジット又はグリーン電力証書に適用される単一の基準書というものは存在しないものの、上記で説明したとおり、適用される複数の基準書がある。したがって、企業は、IAS 第 2 号、IAS 第 20 号、IAS 第 38 号、IFRS 第 15 号又は IFRS 第 9 号といった基準書に従い、十分な情報が確実に開示されるようにする必要がある。また、強制参加型の排出権取引制度に関しては、企業は、IAS 第 8 号の要求事項に従い策定した会計方針について十分な情報を提供することが求められる。炭素クレジット又はグリーン電力証書を無形資産あるいは棚卸資産のいずれとして分類するかは、キャッシュ・フロー計算書においてそれぞれ投資活動又は営業活動の項目に表示されることになるため、キャッシュ・フロー計算書における分類に影響する。

適用される基準書に関係なく、市場、クレジット及び証書が異なるということは、財務諸表利用者は関連するリスク及び機会を理解するために追加情報を必要としていることを意味する。最低限、企業が強制参加型の排出権取引制度の対象となっているかどうか、対象となっている場合は、どの制度かを開示することが有用である。

企業が炭素クレジット及びグリーン電力証書について、会計方針、炭素クレジットや証書についての情報(コンプライアンス市場又はボランタリー市場で取引されているのか、事前発行なのか事後発行なのかなど)、排出に係る負債、純損益に対する影響をはじめとして、十分な開示を行うことが重要である。また、企業はコンプライアンス市場から生じた資産及び負債と、ボランタリー市場から生じた資産との区別が求められる場合がある。

弊法人のコメント

排出量を削減する必要があることから、炭素クレジット及びグリーン電力証書は引き続き政府によって使用され、ボランタリー市場が引き続き成長する可能性が高い。新しい種類の排出削減・除去プロジェクトも出現することが見込、まれ、企業はこうしたプロジェクトを収益化するための新たな道を模索するだろう。

IASB が明確な要求事項を定めるまで、企業は適切な会計処理を決定するにあたり、強制参加型制度及びボランタリー市場のクレジットに関する特性を慎重に分析することが求められる。財務諸表利用者が財務諸表への影響ならびに企業が直面するリスク及び機会を確実に理解できるようにするために、企業は十分な開示を行うことが重要である。

8. 自然依存電力契約

8.1 論点

自然依存電力を参照する契約に関する電力購入契約の適切な会計処理を決定するには、作成者の相当の判断が求められ、電力購入契約の条件及び電力市場の構造に左右される。

グリーン電力の供給を確保し、再生可能エネルギー電力証書を取得し、再生可能エネルギーの価格リスクを管理するために、長期的な再生可能エネルギー電力契約を締結する企業が増えている。この結果、電力購入契約 (power purchase agreement: PPA) の需要が増加し、企業のカーボン・ニュートラル化への取組みに合わせて、その需要はさらに拡大すると見込まれる。³⁷

電力購入契約とは、電力の販売と供給に関して、供給者(発電事業者など)と購入者との間で締結される契約である。

電力購入契約の適切な会計処理を決定するのに、購入者は重大な判断を必要とする可能性がある。当該決定は、関連する電力市場の仕組み、電力購入契約の条件、適用可能な会計基準などをはじめとする具体的な事実及び状況に左右される。IASB による議論の多くは、IFRS 第 9 号が適用されるかどうか(後述)が中心となっているが、購入者はまず他の関連する基準が適用されるかどうかを考慮する必要があり、そうした評価は複雑になる可能性がある。

電力市場 - グロス・プールとネット・プール

電力市場は法域によって設定が異なり、送電網事業者は顧客に電力を割り当てる際に電力購入契約の条件を考慮する場合と考慮しない場合がある。しかしながら、すべての電力市場は、システムの安全性と安定性を確保するために、供給と需要とが継続的に均衡している必要がある。ただし、いかなる不均衡も金銭的な支払いに転換される実際の電力フローを表している。

送電網における不均衡を強制的に金融決済するシステムが常に存在することを前提として、卸電力市場の仕組みは、大きく分けて「グロス・プール」電力市場と「ネット・プール」電力市場の 2 つに分類できる。

- グロス・プール電力市場では、電力のすべての売買は、市場運営者を通じてグロースペースで決済されるが、市場運営者は電力の引渡しや売却を行うことはない。すべての取引は、エネルギー取引の決済所の役割を果たす市場運営者が設定するスポット価格によって決済される。
- ネット・プール電力市場では、引渡す電力量について供給者は購入者と直接契約を締結し、当該契約は物理的に引渡し可能である。

実際には、多くの電力市場の特徴は、グロス・プール市場とネット・プール市場の両方の特徴に適合する。したがって、市場の種類を決定するには多くの場合、判断が求められる。グロス・プール電力市場とネット・プール電力市場の主な違いは、グロス・プール電力市場では、電力購入契約に基づいて契約された電力が購入者に物理的に引き渡されると考えられる余地がない点である。「これは、グロス・プール電力市場で決定された固定価格とスポット価格の差額は、供給者と購入者の間で常にネット決済される」が、「一方でネット・プール電力市場には、契約上は電力購入者への物理的な電力供給と考えられることを可能とする決済メカニズムがある」ためである。³⁸

³⁷ プロジェクト:現在の市場及び地政学上の問題を考慮した「自己使用」の例外の適用(IFRS 第 9 号)、アジェンダ・ペーパー 12A「IFRS 第 9 号に対する潜在的な狭い範囲での改訂を検討」IASB 会議、2023 年 11 月 パラグラフ 38、[IFRS 財団 website](#) で閲覧可能

³⁸ アジェンダ・ペーパー 2 「当初検討事項」IFRS 解釈指針委員会会議 2023 年 6 月 パラグラフ 54、[IFRS 財団 website](#) で閲覧可能

フィジカル及びバーチャル電力購入契約

正しい会計処理を決定するには、取引されている電力購入契約の性質を理解することが重要である。電力購入契約には様々な形式があるが、そのほとんどは物理的又はバーチャルのいずれかに分類できる。

- フィジカル電力購入契約では、電線を通じて直接か又は仲介者(例:送電網事業者)を介してかのいずれかの方法で、供給者から購入者に電力を直接移転させる。フィジカル電力購入契約では、電力が直接物理的に供給される。
- バーチャル電力購入契約とは、電力購入のための金融契約であり、電力の売買取引が、電力取引の決済所として機能する送電網事業者が設定するスポット価格で決済される。電力購入契約の条件に従って供給者から購入者への物理的な電力の引き渡しは行われないため、供給者と購入者の間の契約の決済は、卸売市場で販売された電力又は送電網事業者から購入された電力とは別に、純額現金決済によって行われる。

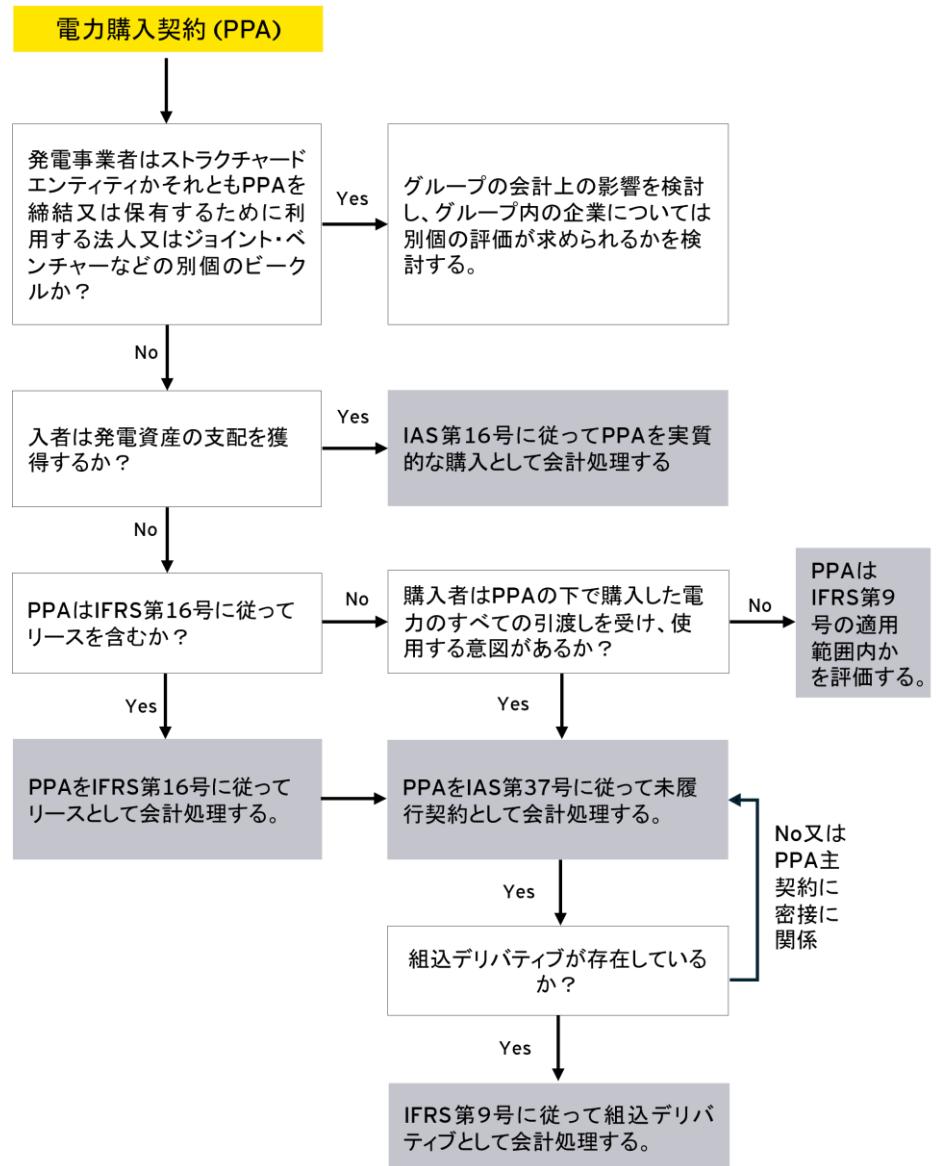
8.2 影響

購入者にとっての適用範囲の検討

フィジタル電力購入契約における購入者にとって、電力購入契約の適切な会計処理を確立するための最初のステップは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 16 号、IFRS 第 9 号、IAS 第 37 号、IAS 第 16 号又は IAS 第 20 号など、どの IFRS 会計基準を適用するかを決定することである。当該決定に応じて、会計処理が大幅に異なる可能性があるため、購入者はすべての事実と状況を考慮するとともに、判断が求められる場合がある。

電力市場の構造と電力購入契約の特徴によって、購入者にとって適用される基準書を決定することが困難になる。グループ構造が関係する場合、例えば、グループ内の 1 つの企業がグループ内の他の企業に代わって電力購入契約を締結する場合、この決定はさらに困難になる可能性がある。

図8-1: 電力購入契約に適用される基準書の決定



上記の図8-1は、購入者の観点から、電力購入契約にどの会計基準を適用するかを決定するための簡潔な意思決定プロセスを示したものである。下記では、購入者がどの会計基準を適用するか決定する際に考慮できる、いくつかの要因(すべてを網羅したものではない)を概説している。

購入者は供給者に対する投資を会計処理する必要があるか

購入者が、供給者に投資をしていたり、重要な資金供与の取決めを締結していたりする場合がある。このことは、購入者が供給者を実際に支配しているか、共同で支配しているか、あるいは供給者に対して重要な影響力を有しているかを意味する可能性がある。³⁹ つまり、購入者は IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号又は IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業への投資」を適用する必要がある可能性がある。適切な会計処理を決定するには、すべての事実及び状況を評価する必要がある。

購入者が供給者に対し支配、共同支配又は重要な影響力を有しているかどうかを検討する場合、以下のような質問が考えられる。

- 供給者は、電力購入契約を締結又は保持するために使用されるストラクチャード・エンティティ又は他の種類の別個のビークルに該当するか⁴⁰
- 株式投資、資金供与の取決め、信用保証、運営・保守契約(供給者又はその所有者と締結)、又はその他の契約上の権利で、電力購入契約の会計処理に影響を与える可能性があるものは存在するか

これらの取決めを慎重に検討し、電力購入契約における供給者のリターンに重要な影響を及ぼす関連性のある活動に関する決定を行える(共同で行える)又は当該決定に影響を及ぼせる能力が、当該取決めにより購入者に与えられているかどうかを決定する必要がある。供給者のリターンに重要な影響を及ぼす関連性のある活動に関する決定には、例えば、以下のような決定が含まれる。

- 発電施設の設計、開発、建設
- 当該施設の運営及び保守
- 電力販売及び契約開始後の新契約の締結
- 当該施設の寿命(例:太陽光パネルの廃棄、風力タービンの埋設)

企業が IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号又は IAS 第 28 号を適用する必要があると結論付ける場合、適切に会計処理するため、グループ構造に応じて、グループ、親会社及び／又は子会社のレベルで電力購入契約を複数回評価する必要がある可能性がある。さらに、企業は IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号又は IAS 第 28 号のもとでの評価を実施した後すぐに、状況に応じて図 8-1 に示される他の会計基準の影響も評価する。

電力購入契約にリースが含まれているか

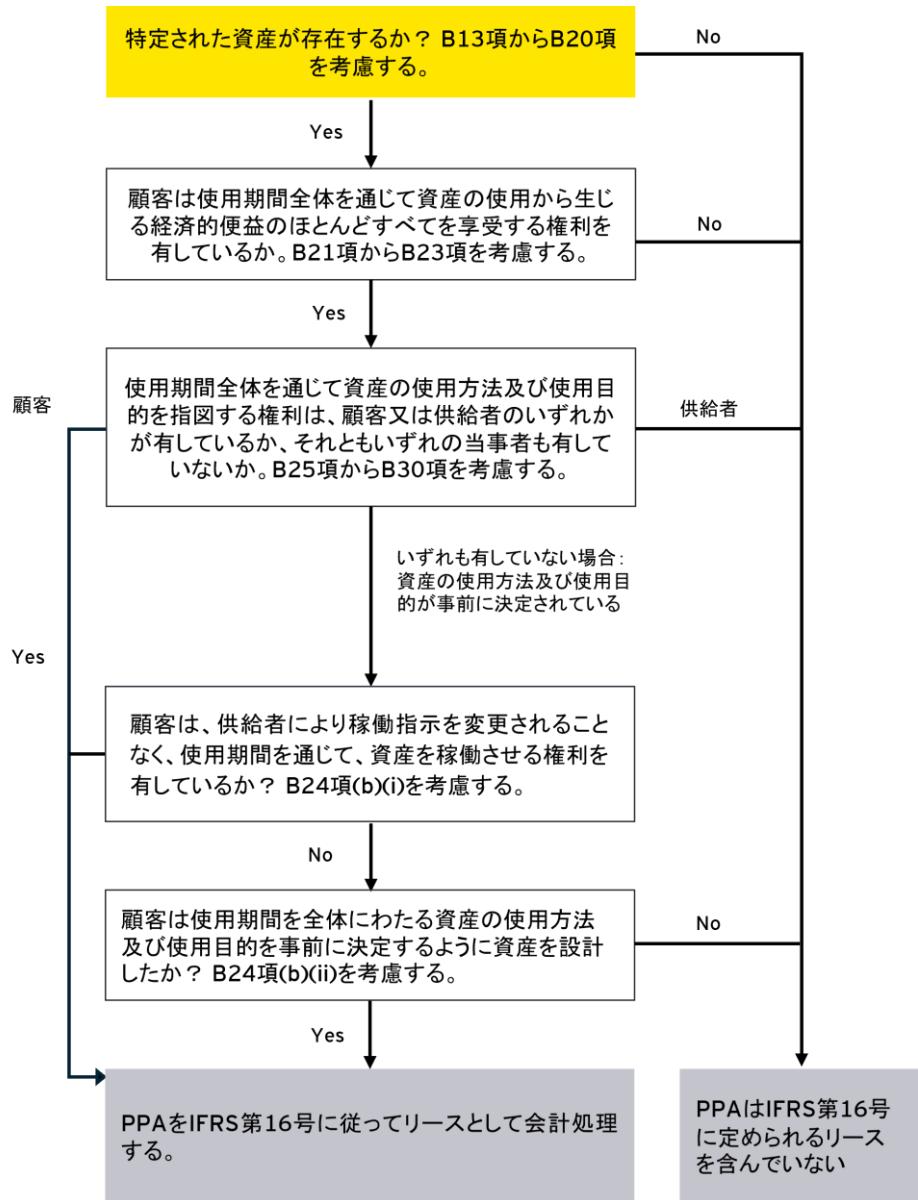
特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約は、当該契約がリースの法的形式をとらない場合でも、リースの定義を満たす。したがって、再生可能な太陽光発電又は風力発電設備に係る契約(例:購入者が当該設備の経済的便益のほとんどすべてを享受するフィジカル電力購入契約)は、リース契約に該当する可能性がある。

³⁹ 「投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配している」(IFRS 第 10 号付録 A)。共同支配は、「取決めに対する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在する」と定義されている(IFRS 第 11 号付録 A)。「重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう」(IAS 第 28 号第 3 項)。

⁴⁰ ストラクチャード・エンティティ(組成された企業)は、「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業で(例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)」と定義されている(IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」付録 A)。

下記の図 8-2 は、電力購入契約に IFRS 第 16 号に基づくリースが含まれているかどうかを決定する際の会計上の検討事項をまとめたものである。

図8-2 電力購入契約はリースを含むか否かの判断



通常、再生可能な風力発電又は太陽光発電の購入契約の顧客は、原資産である設備の使用を支配する権利はないため、このような契約にはリースは含まれない。一部のケースでは、電力購入契約がリースに該当するかどうかを決定するには、詳細な分析が必要になり、複数の異なる事業部門の関与が必要になる可能性もある。ただし、原資産である風力発電及び太陽光発電設備がリースの定義を満たしていない場合でも、電力購入契約に関連するその他の資産（例：原資産である土地、バッテリー貯蔵施設）がリースの定義を満たす場合がある。

電力購入契約(又はその一部)がリースに該当するかどうかを検討する場合、以下の点について検討することが考えられる。

- 黙示的に特定された資産があるか(例えば、供給者には電力購入契約の義務を履行するために使用できる他の設備がない場合)、又は契約に明記されている特定された資産があるか(例えば、電力購入契約において、義務を履行するために使用される特定の風力発電所又は太陽光発電所が明記されている場合)。ある資産の稼働能力の一部のみが特定されている場合、物理的に区分可能か(例えば、電力購入契約において、風力発電所内の特定の風力タービンが明記されている場合)。
- 供給者が使用期間にわたって資産を入れ替える実質的な権利を有しているか。
- 購入者は、使用期間全体にわたり特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを直接的または間接的に享受する権利を有するか。経済的便益には、資産の主要なアウトプット(例:電力)及び副産物(例:資産の使用により生じた再生可能エネルギー証書(REC)など)、ならびにこれらの項目から生じる可能性のあるキャッシュ・フローが含まれる。
- 購入者は、使用期間全体にわたり資産の使用方法及び使用目的を指図する権利を有しているか(例:資産によって産出されるアウトプットの種類、アウトプットが産出される時期や場所、アウトプットを産出するかどうか、アウトプットの数量といった事項を変更する権利を有しているか)。
- 使用期間全体にわたる資産の使用方法及び使用目的に関する事項が事前に決定されているか。事前決定されている場合、顧客はどの程度まで、資産を稼働させる(又は他者に資産を稼働させるよう指図する)権利を有しているか、及び／又は資産の設計と建設に関して十分な専門知識を有しているか

詳しいガイダンスは、弊法人の出版物「*Applying IFRS: Energy Transition: lease considerations in respect of power purchase agreements (2021年8月)*⁴¹」に記載されている。

電力購入契約がリースに該当すると決定された場合でも、企業は、電力購入契約に、主契約(つまり、電力を購入する契約)と明らかに密接に関連していない組込デリバティブが含まれているかどうかを評価する必要がある。組込デリバティブは、電力購入契約の条件が、外国為替の特性など、電力の購入とは無関係のリスクを参照している場合に発生する。組込デリバティブは、主契約と密接に関連していない場合、主契約から分離して、IFRS 第 9 号に基づいてデリバティブとして会計処理する必要がある。主契約は、引き続きリースとして会計処理する。

電力購入契約はデリバティブとして会計処理する必要があるか

現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融項目の売買契約には、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、IFRS 第 9 号を適用しなければならない。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く(「自己使用の例外」)。非金融項目の購入又は売却する契約の意思決定プロセスに関する詳細なガイダンスは、International GAAP®2025 第 41 章セクション 3.1 を参照されたい。⁴²

⁴¹ www.ey.com/IFRS で閲覧可能

⁴² www.ey.com/IFRS で閲覧可能

IFRS 第 9 号の検討事項

IFRS 第 9 号の現在適用されているガイダンスのもとで最初に行うことになる評価は、契約が純額決済可能かどうかを理解することである。IFRS 第 9 号では、契約が純額決済可能かどうかを判断する際に考慮しなければならない要因の例を 4 つ示している。⁴³ これらのすべての例示と、純額決済を示すその他の兆候を考慮する必要がある。契約が純額決済できない場合、その契約は IFRS 第 9 号の適用範囲外となり、未履行契約として会計処理される。以下は、企業が当該検討をする上で役立つ可能性がある。

- (a) 契約条件では、いずれかの当事者が電力を受け取るのではなく、純額で決済することを認めているか。
- (b) 購入者は過去に同様の契約を純額決済した実績があるか(相手方との間かどうか、相殺契約の締結によるか、あるいは契約の行使又は期限満了前の売却によるかを問わず)。
- (c) 購入者は、短期的な価格変動や販売業者としてのマージンを生み出す目的で、購入した電力(物理的に引き渡されている場合でも)を現物市場で転売するか。
- (d) 購入した電力は容易に換金可能か。

上記の質問(b)又は(c)への答えが yes の場合、IFRS 第 9 号に従ってデリバティブであるかのように会計処理する。⁴⁴ 契約が純額決済可能な他のすべてのケースでは、契約が企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されているかどうかを判断するために、さらなる評価が必要である。契約が「自己使用」目的で保有されていない場合、契約はデリバティブであるかのように IFRS 第 9 号に基づいて会計処理される。契約が「自己使用」目的で保有されている場合、契約は IFRS 第 9 号の適用範囲外となり、未履行契約として会計処理される。これは一般に「自己使用」の例外と称される。ただし、企業は依然として、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして当該契約を指定することを選択できる。⁴⁵

購入者が余剰電力を貯留できず、短期間で消費又は売却しなければならない場合、フィジカル電力購入契約に「自己使用」の例外を適用するには特定の問題が生じることがある。⁴⁶ したがって、そのような物理的な電力購入契約が「自己使用」のために保持されているかどうかを決定するには、判断が必要である。

電力購入契約が「自己使用」の例外の要件を満たす場合でも、企業は、電力購入契約に、主契約(つまり、電力を購入する契約)と明確に密接に関連していない組込デリバティブが含まれているかどうかを評価する必要がある。組込デリバティブは、主契約と密接に関連していない場合、主契約から分離して、IFRS 第 9 号に基づいてデリバティブとして会計処理する必要がある。主契約は、引き続き未履行契約として会計処理する。

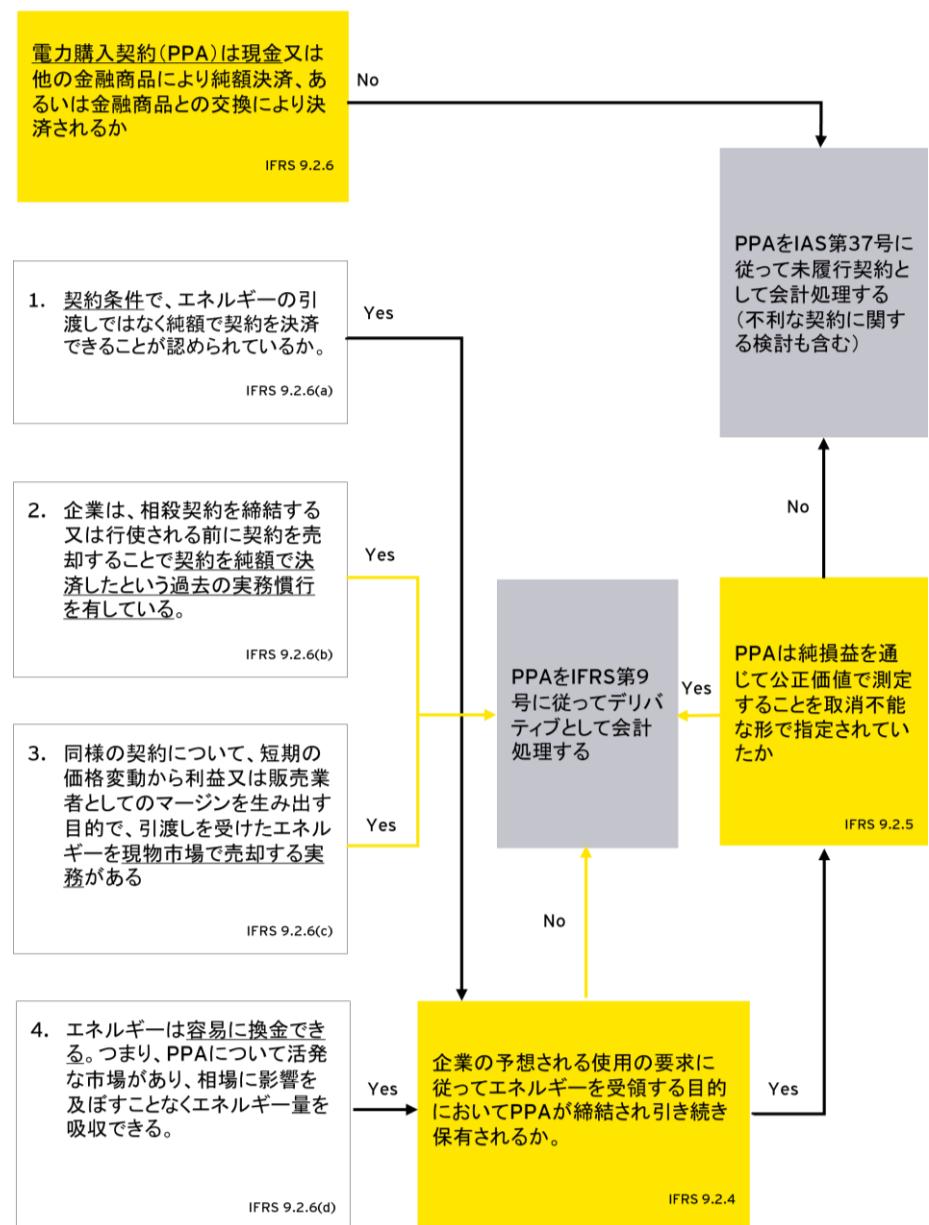
⁴³ IFRS 第 9 号 2.6 項

⁴⁴ IFRS 第 9 号 2.4 項 IFRS 第 9 号 2.6 項

⁴⁵ IFRS 第 9 号 2.5 項

⁴⁶ IASB スタッフペーパー12「プロジェクト: 現在の市場及び地政学上の問題を考慮した「自己使用」の例外の適用(IFRS 第 9 号)、ペーパートピック「IFRS 第 9 号に対する潜在的な狭い範囲での改訂を検討」IASB 会議、2023 年 7 月パラグラフ 2、IFRS 財団 website で閲覧可能

図8-3 電力購入契約をデリバティブとして会計処理する必要があるかどうかの決定



契約の会計処理方法は、契約の開始時、つまり契約締結時に決定される。したがって、会計処理は、電力購入契約を締結する企業の期待と意図、及び当該契約を保有し続ける理由を反映する。「自己使用」の例外を適用した後に、電力購入契約を保有する理由が変わった場合（例えば、企業が以前使用する予定であったエネルギーを販売することにした場合）、当該電力購入契約をデリバティブとして再分類し、会計処理する必要がある。一方で、企業が電力購入契約を締結した後に、電力を販売せず、代わりに自己使用の要件を満たすために電力を使用することを決定する場合、電力購入契約をデリバティブとして会計処理している状態から再分類することはできない。電力購入契約が「自己使用」目的で締結され、引き続きその目的で保有されていることを証明するためには、電力購入契約の事実と状況に基づいて検討と判断を行う必要がある。

購入者は未履行契約を有しているか

別の会計基準が適用されない場合、電力購入契約は未履行契約に該当する可能性が高い。IAS 第 37 号では、未履行契約を「いずれの当事者も自らの義務を全く履行していないか、又は双方が自らの義務を同じ程度に部分的に履行している状態の契約」と定義している。⁴⁷ 未履行契約が不利な契約でない限り、未履行契約に関するコストは通常、発生主義会計を使用して発生した時点で費用計上され、負債や資産の認識が要求されることはない。

開示

企業が電力購入契約を締結した場合には、適切な開示を行うことが重要である

IAS 第 1 号は、IFRS 会計基準の特定の要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するには不十分な場合、企業は追加の開示を行うことを求めている。⁴⁸ さらに、企業は、財務諸表の他の箇所には記載されていないが、財務諸表の理解に関する情報を注記に記載する必要がある。⁴⁹

電力購入契約が与える影響を利用者が理解するために必要な開示についてその内容と範囲を決定する際に、関連する可能性がある情報には以下のものがある。

- 契約期間及び契約価格(又は契約に基づく予想購入金額合計)をはじめとする、契約の客観的な重要条件
- 契約した電力量及び予想される必要使用量
- 余剰電力の販売のための仕組みと、そのような販売に付される価格(例:余剰電力は市場価格で自動的に販売されるか、それとも市場価格よりも不利な価格で実行されるか)
- 採用した会計処理の概要(例えば、企業が IFRS 第 9 号に基づく自己使用の例外を適用するかどうか、及びその基礎となる判断(例:余剰電力の販売を評価する期間))
- 余剰電力の販売が、表示するすべての期間における企業の純損益に与える影響

財務諸表で認識される金額に重要な影響を与える可能性がある判断は、見積りを伴うものも含め、いかなるものについても開示することが非常に重要である。⁵⁰ さらに、電力購入契約について、将来に関して行う仮定及びその他に見積りの不確実性をもたらす主な要因に関する情報が、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクを伴う場合には、当該情報を開示に含めなければならない。⁵¹ これらの契約から生じる潜在的な流動性リスク、及び経営幹部に社内で提供される情報も考慮する必要がある。開示は、電力購入契約に適用される基準によっても要求され、公正価値で測定される場合は IFRS 第 13 号によっても要求される。

⁴⁷ IAS 第 37 号 3 項

⁴⁸ IAS 第 1 号 17 項(c) 第 1 号 31 項

⁴⁹ IAS 第 1 号 112 項(c)

⁵⁰ IAS 第 1 号 112 項(c)

⁵¹ IAS 第 1 号 115 項

IFRS 第9号及びIFRS 第7号の改訂—自然依存電力を参照する契約

上述の自然依存電力契約に自己使用の例外規定を適用するには複雑であることから、IASBは2024年12月18日に「IFRS 第9号及びIFRS 第7号の改訂—自然依存電力を参照する契約」(「本改訂」)を公表した。本改訂は自然依存電力を参照する契約にのみ適用される。そうした契約は、発電源が統制不能な自然条件に依存しているため、基礎となる電力量の変動性に企業が晒されるものであり、典型的には太陽光や風力などの再生可能電力に関する契約(「インスコープ契約」)である。自然依存電力を参照する契約には、自然依存電力を売買する契約、さらにはそうした電力を参照する金融商品がある。

そうした契約の自己使用例外規定を評価する際、本改訂は、企業が契約期間全体にわたって電力の「正味の購入者」であるのか、かつ「正味の購入者」になると見込まれるのかを評価しなければならない。企業が電力を売却したのと同じ市場で未使用の電力の売却を相殺するのに十分となる電力を購入する場合、企業は正味の電力購入者になる。企業は、この正味の購入者であるかの評価を、「合理的な期間」にわたる過去、現在及び予想される将来の電力取引に関する合理的で裏付け可能な情報に基づいて実施しなければならない。「合理的な期間」の識別にあたり企業は、自然条件の季節変化により生じる電力量の変動性及び企業の電力需要の営業循環による変動性を考慮しなければならない。しかし合理的な期間は12カ月を超えてはならない。

企業は、電力を売却価格又は購入価格を固定するために自然依存電力に関する契約をますます使用するようになっている。しかし、IFRS 第9号は従来から、具体的な名目金額又は数量をヘッジ対象として指定することを求めてきた。ヘッジ対象の名目金額又は数量の変動は、非有効部分の増加又はヘッジ関係が中止となる可能性がある。この問題を解決するために、本改訂は、自然依存電力を参照する契約を、電力の予定取引のヘッジにおけるヘッジ手段に指定している企業が、電力の予定取引の変動する名目数量をヘッジ対象に指定することを容認している。このときヘッジ対象に指定された変動する名目数量は、ヘッジ手段において参照される発電施設によって提供されると見込まれる自然依存電力の変動する数量と一致しなければならない。IFRS 第7号は、本改訂に従ってIFRS 第9号の適用範囲外となる契約に関する開示が義務付けられるように改訂されている。企業は単一の注記に以下を開示しなければならない。

企業を以下にさらすことになる契約上の特徴に関する情報:

- 基礎となる電力量の変動性
- 企業が電力を使用できない引渡しの合間ににおいて電力を購入することを要求されるリスク

そうした契約から生じる未認識のコミットメントに関する情報。これには以下が含まれる:

- 適切な期間帯による契約に基づく電力の購入による見積将来キャッシュ・フロー開示
- 不利な契約となる可能性があるかどうかを企業がどのように評価するのかに関する定性的情報

企業が、電力の正味の購入者であったかどうかを評価するために用いた情報に基づく、当報告期間の企業の財務業績に与える影響に関する定性的及び定量的な情報。これには、以下が含まれる。

- 契約に基づく電力購入から生じたコスト。購入した電力のうち、どれだけが引渡時点で未使用であったのかを区分して開示する。
- 未使用電力の売却から生じた収入
- 未使用電力の売却を相殺するために行つた電力購入から生じたコスト

本改訂は 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その旨を開示する必要があり、法域によっては、早期適用に関する現地の承認が必要になる場合もある。また適用開始日は報告期間の開始日としなければならないが、報告期間は年次の報告期間以外の期間とすることもできる。自己使用の例外規定に関する改訂は遡及適用しなければならない。企業が過年度について修正再表示することを求められることはないが、事後的判断を用いず可能な場合にのみ、修正再表示することもできる。ヘッジ会計に関する改訂は、適用開始日以降に指定される新しいヘッジ会計に将来に向けて適用しなければならない。IFRS 第 7 号の開示に関する改訂は、IFRS 第 9 号の改訂が適用される時点で適用しなければならない。企業が比較情報を修正再表示しない場合、比較情報の開示をしてはならない。

本改訂の詳細は、[IFRS Developments 第 234 号「自然依存電力—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂」](#)⁵² に記述されている。

弊社のコメント

電力購入契約はますます一般的になっている。購入者は、契約上の取決めを慎重に分析し、適用可能な会計基準と適切な会計処理を決定する必要がある。この決定には、重要な判断を必要とする場合がある。

どの会計基準を適用するかに関係なく、企業は財務諸表の利用者に、電力購入契約ならびにその現在及び予想される影響について情報提供するため、適切かつ透明性のある開示を行う必要がある。さらに、企業は、開示を準備する際に規制当局の期待を考慮する必要がある場合がある。⁵³

さらに、作成者は、自然依存電力を参照する契約に関し IFRS 第 9 号と IFRS 第 7 号の改訂の影響を評価する必要がある。

⁵² www.ey.com/IFRS で閲覧可能

⁵³ 例として ESMA、2023 年度年次財務報告書に関する欧州共通の執行優先事項」<https://www.esma.europa.eu> で閲覧可能

付録 1: その他の気候関連の会計上の検討事項

下記に、企業に影響を与える得るその他の気候関連の潜在的な会計上の検討事項を示している。実務が進展し、より多くの情報が得られるようになれば、我々は本冊子を更新し、これらの論点の中から個別に取り上げる予定である。

基準書	潜在的な会計上の検討事項
IAS 第 2 号 「棚卸資産」	<p>棚卸資産の取得原価は変化したか(カーボンオフセット費用、追加の輸入関税、加工及び設計変更費用による)、また正味実現可能価額は変化したか(顧客の需要の変化や規制の変更による)?</p> <p>生産時の排出量に課せられる賦課金は生産された棚卸資産の原価に含めるべきか?</p>
IAS 第 10 号 「後発事象」	報告日後に発生する特定の規制や市場の動向は、修正を要する後発事象か、修正を要しない後発事象か?
IAS 第 19 号 「従業員給付」	企業の従業員給付のうち、特定の気候(例えば、排出量又はリサイクリング目標)又は社会的目的(例えば、休業時間と伴う事故の発生頻度の削減又は多様性と男女平等目標)関連目標の達成に左右されるものはあるか?
IAS 第 20 号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	<p>特定の気候関連の新たな取組みに対応して政府のインセンティブ又は援助が導入または変更されているか?</p> <p>気候関連の目標や取組みに関連して、政府補助金に条件が付されているか? それらの条件を満たすための企業の能力に影響を与えたか、又は補助金の返還が必要となり得る変化が生じたか?</p>
IAS 第 41 号 「農業」	<p>財務諸表にその性質及び金額を開示する必要がある、重要な収益又は費用項目が生じることになる気候、病害及びその他の自然リスクに関連する事象が生じたか?</p> <p>カーボンオフセットや炭素吸収源として樹木を保有又は植樹している企業は、それらの資産にどの会計基準書を適用するかを検討したか?⁵⁴</p>
IFRS 第 2 号 「株式に基づく報酬」	<p>企業の株式に基づく報酬制度のうち、特定の気候関連目標の達成、例えば Scope1、Scope2 又は Scope3 の温室効果ガス排出量を削減する目標に左右されるものはあるか?</p> <p>企業は気候関連目標が権利確定条件若しくは権利確定条件以外の条件のいずれに該当するかを適切に検討しているか。それは株式に基づく報酬取引の認識と測定に影響する。</p>

⁵⁴ 詳細については弊社刊行物 [IFRS Developments 第 199 号: 使用または販売のためにカーボンオフセットを生成するために所有される樹木の会計処理](#) を参照

基準書	潜在的な会計上の検討事項
IFRS 第 8 号 「事業セグメント」	<p>セグメント情報の内容は、年次報告書の他の部分やその他の投資家向けに開示される情報と整合しているか（例：コモディティ/コモディティ以外の事業に関する情報が最高経営意思決定者によりレビューされる場合など）？</p> <p>企業活動が気候に与える影響を全面的に反映するために、内部報告目的で IFRS 情報を調整しているか？</p>
IFRS 第 10 号 「連結財務諸表」	<p>新たな気候関連の規制により、特定の事業や活動に対する支配を喪失するか（例：特定の活動を継続することができない、又は重要な意思決定に影響を与えることができなくなるなど）？</p>
IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」	<p>企業は、気候関連の進展により、一定の期間にわたって認識される収益に関する不確実性の増大に直面しているか？</p> <p>気候関連の進展が、企業が権利を有すると見込む変動対価の範囲に影響を与えるか（変動対価に関する制限の評価を含む）？</p> <p>顧客は購入時に排出量を相殺するための任意又は必須の手数料を請求されるか？その場合、企業は会計処理への影響を評価しているか（例：約定された財又はサービスが存在するか、本人か代理人かなど）？</p> <p>気候関連の進展により顧客との契約が変更されたか（例：カーボンフットプリントの小さい財又はサービスに変更）？</p> <p>気候関連の進展により、見込んでいた収益契約（例：契約の更新）に影響を及ぼし、既存の契約コスト資産について減損評価を行う、又は償却期間を修正する必要が生じるか？</p> <p>企業は「カーボン・ニュートラル」と表示される財又はサービスを提供しているか？その場合、それは、炭素クレジットを顧客に移転することで達成されるのか、企業が炭素クレジットを当局に返還することにより達成されるのか、あるいは他の方法で達成されるのか？引渡し方法や顧客への特定の約束によっては、契約に特定される履行義務に影響が生じ、評価のための判断が求められる可能性がある。</p>
IFRS 第 16 号 「リース」	<p>リース期間やリース負債の再評価が求められるような変化（例：ビジネスモデルの変化、事業再編計画）が生じているか？</p> <p>気候に関連した市場や法的環境の変化（例：特定の資産の利用や活動ができなくなる）により、リース契約の条件が変更されているか？</p> <p>気候関連リスク及び機会に対応するために（例えば、再生可能電力に関連して）締結した新たなリース契約や追加された契約条件は識別されているか？</p>

基準書	潜在的な会計上の検討事項
IFRS 第 17 号 「保険契約」	<p>IFRS 第 17 号の適用対象となる保険契約を発行する企業は、気候関連リスク及び見積りの不確実性の識別、モデリング及び管理にさらに注力する必要がある。これは、IFRS 第 17 号が適用される保険契約負債と、多くの保険会社が負債を補填するために保有する重要な金融資産の両方に当てはまる。</p> <p>IFRS 第 17 号関連の重要な検討事項は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ IFRS 第 17 号の測定モデルで使用される企業のリスクに係る仮定は、気候関連の進展を適切に反映しているか(例:事業の中止、不動産の損害又は死亡などの保険事故の頻度や規模の増加)？ ▪ こうした気候関連の進展を保険負債の測定に反映すると、不利な契約からの損失が発生するリスクが増大する可能性があるか？ ▪ 気候関連のリスクは IFRS 第 17 号が適用される契約のグルーピングに影響を与えるか？ ▪ IFRS 第 17 号の適用する際に下した、気候変動に関連する重大な判断及び判断の変更に關し、十分な開示を提供しているか？ ▪ 以下に関する注記事項を適切に開示しているか？ ▪ IFRS 第 17 号の適用対象の契約から生じる気候関連リスクの集中。企業がどのように集中を判断しているかに関する記述及び各集中を特定する共通の特徴(例:保険事故の種類、業界又は地理的領域)に関する記述を含む。 ▪ 感応度を通じて生じるリスク変数の変化に対するエクスポージャー。感応度分析に使用した方法及び仮定に関する記述を含む。 ▪ 企業は、利用者がその影響を理解できるように、関連するリスク管理手続を十分に開示しているか？そして、この開示は、財務諸表内外の他の開示と整合しているか？ ▪ 適切な場合、企業は事業を行っている地域にある気候関連規制による影響を開示しているか？

付録 2: 本稿の重要な変更点の要約

2024 年 5 月版以降に行った本稿における主要な変更は、開示例の更新(利用可能な場合)、及び新たな開示例の追加である。

財務諸表外で行われるサステナビリティ報告と財務諸表内の財務報告の一貫性に関する検討事項について、本稿全体を通して解説を付け加えている。

その他の、2025 年 5 月更新版に行った変更を以下に要約する。

3. 資産の減損

使用価値に関する将来キャッシュ・フローの算定についての複数のシナリオが設例 3-1 に付け加えられた。

6. 金融商品

2024 年 5 月に公表された「金融商品の分類及び測定の改訂」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂)を解説するために更新されている。

8. 電力購入契約

2024 年 12 月に公表された「自然依存電力を参照する契約(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂)」を解説するために更新されている。

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務および他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は004268-25Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp